

第二部 主 屋

第一章 概要

第一節 構造形式

概要

修理前

主屋部は桁行二三・九〇メートル、梁間一六・五五メートル、北東隅隅切、切妻造棧瓦葺き、四周下屋付。東・北下屋は棧瓦葺き、東下屋北側に天窓付、南下屋は東側を棧瓦葺き、西側を銅板葺き。西下屋は銅板葺き。正面突出部は桁行二・七九メートル、梁間二・七三メートル、南面入母屋造銅板葺き。北端は新風呂便所棟に接続、北西端は風呂便所棟および奥座敷棟に接続。正面南面。

竣工 修理前と同じだが、東下屋北側の天窓は撤去。

平面

修理前

桁行一三間、梁間九間で、桁行の西側七・五間を床上部、東側五・五間を旧土間とする。「玄関」・「ロウカ」・「居間」の上部には「ツシ二階」を設ける。

床上部は南北三列で、東列は正面から「居間」・「ロウカ」・「新座敷」・「勉強部屋」、中列は正面から「十畳」・「八畳」・「仏間」・「茶の間」、西列は正面から「次の間」・「表座敷」・「小座敷」・「四畳」とし、南東隅には折れ曲りの「廻り縁」を設ける。

東列「新座敷」の北面は西間に間口一間の「床」、中間を「物入」とする。「北物置」の東側に幅半間の「北廊下」、北側に幅半間の「北縁（東）」を配する。

中列「十畳」南側には「取次」を配し、「取次」南側に玄関となる「式台」を設ける。「八畳」西面は間口一間の「物入」を南北に設ける。「仏間」東面は奥行き約二尺の「物入」、西面は中間を間口一間

の「仏壇」とし、南北に間口半間の「物入」を設ける。「茶の間」西面北間には間口一間の「物入」を設ける。

西列の「表座敷」・「次の間」は南北の続き間とし、「表座敷」北面西間には「床」、東側には「床脇」を設ける。「表座敷」・「次の間」南西側には「廻り縁」を廻らし、その外側には「濡縁」・「縁台」を設ける。「小座敷」西面には北間に「床」、南間に「床脇」、南面東側には間口一間の「物入」を設ける。「四畳」東面には天袋を設ける。

中列・西列北側には「北縁（西）」を設ける。「廻り縁」北面は風呂便所棟に接続。「四畳」西面、「北縁（西）」西面は奥座敷棟に接続。「北縁（西）」北東端は新風呂便所棟に接続。

旧土間部は表列・中列・奥列の三列で構成され、表列の南側には「土間」・「南縁」を設ける。外からの出入口は、正面・背面・東面北端とする。

表列は西から「玄関」・「応接室」・「便所前室」・「便所」を配し、「玄関」南側に出入口である「土間」を設ける。「応接室」・「便所前室」の南側に東面に流しを備えた「南縁」を設ける。

中列は西から「作業部屋」・「物置」・「洗面所」を配し、「作業部屋」西側には表列と奥列を結ぶ幅半間の「南廊下」を設け、「洗面所」北側を「風呂」とする。「物置」北面および「南廊下」東面北間は間口一間の「物入」を設ける。

奥列は西側を「食堂」、東側を「台所」とし、部屋境には造り付の食器棚を設け、「台所」東面に流し台、北面にガス台を設備する。「食堂」・「台所」南面には「物置」を設ける。「台所」北東隅を隅切（鬼門除け）とする。

竣工 桁行一三間、梁間九間で、桁行の西側七・五間を床上部、東

側五・五間を土間とする。「前庭」・「仕事場」の上部には「ツシ二階」を設ける。

床上部は南北三列で、東列は正面から「仕事場」・「中の間」・「台所」を配する。中列・西列は修理前と同じ。

東列「仕事場」・「中の間」・「台所」は東面を土間部に接しているが間仕切り建具は設けず開放とする。その他は修理前と同じ。

土間部は表列・中列・奥列の三列で構成され、表列の南側には「土庇」を設ける。外からの出入口は、正面・背面・東面北端とする。

表列は西から「前庭」・「頭部屋前室」・「管理室（番頭部屋）」を配する。

中列は西を「中庭」、東を「便所（女中部屋）」とする。「中庭」北面中間は間口半間の「物入」を、「便所（女中部屋）」北面西側には間口一間の「物入」を設ける。「便所（女中部屋）」北側は「給湯室（風呂）」とする。

奥列は西から「通り庭」・「向い台所」・「炊事場」を配する。「炊事場」北面にレンガ積みのカマドを設備する。「向い台所」南側には「土間通路」を設ける。「炊事場」北東隅を隅切（鬼門除け）。

基礎

修理前 礎石は凝灰岩切石。「台所」東面・北面と「風呂」廻りは凝灰岩を切石加工した積石で、部分的にコンクリートを用いる。「洗面所」東面と「便所」廻りはコンクリートブロック積み。東石は他雑な自然石およびコンクリートブロック。狭間石は凝灰岩を切石加工した布石。差石は自然石。

「土間」は土間コンクリート。「式台」の土間は伊豆石を切石加工した四半敷き。「廻り縁」の軒内は葛石に凝灰岩の切石を用い、土間は三和土。「南縁」床下は葛石に御影石の切石を用いた土間コンクリート。

「台所」・「食堂」の軒内は土間コンクリートとする。

竣工 「前庭」は既存の土間コンクリート。「中庭」・「通り庭」は既存三和土上に新設の三和土を施し、側廻りは既存の土間コンクリート。「土間通路」は新設の三和土。「炊事場」は既存の御影石敷き。

「土庇」は新設の叩き風仕上げ。その他は修理前と同じ。

軸部

修理前 旧土間部の南端・北端に土台を据える。柱は面取り角柱で土台建と礎石建、上屋部中央四本の柱を建てのぼせ柱とする。床廻りは足固め・差し敷居で固め。旧土間部の内法廻りは差し鴨居で固める。座敷部は足固め・差し敷居に大引を片鎌平柄差し楔締め。下屋側廻りは桁を廻らし、上屋部側廻りの柱および胴差に登り梁・繋ぎ梁を架ける。上屋部の南端・北端には桁を、東端・西端には妻梁を架け、敷桁・敷梁と差桁・差梁を二重に設ける。貫は足固め貫・腰貫・内法貫・天井貫の四段とする。

竣工 「仕事場」は足固め復原、その他は修理前と同じ。

小屋組

修理前 下屋は登り梁・繋ぎ梁上に小屋束を建て母屋を廻らす。座敷部の上屋は上段の敷桁・敷梁上に小屋束を建て母屋・棟木を載せ、小屋貫を三段に通す。旧土間部は上段の敷桁・敷梁上に小屋束を建て、小屋梁を架け、小屋貫を三段に通す。下屋の瓦葺部分は化粧垂木の疎垂木とし、軒は化粧野地板、その他は野木舞とする。下屋の銅板葺部分は化粧垂木と野垂木の二重垂木とし、軒は化粧野地板、その他は野木舞とする。上屋は化粧垂木の疎垂木とし、軒は化粧野地板、その他は野木舞とする。

竣工 修理前と同じ。

床組

修理前 「表座敷」・「次の間」・「廻り縁」・「取次」・「十畳」・「仏間」・「茶の間」・「小座敷」・「四畳」・「勉強部屋」・「北廊下」は大引間に

根太を落とし込み、大引は床束建ち。「八畳」・「居間」・「ロウカ」・「新座敷」・「玄関」・「応接室」・「南縁」・「便所前室」・「南廊下」・「作業部屋」・「物置」・「中廊下」・「倉庫」・「食堂」・「台所」は大引に根太を乗せる。畳下は荒板張り。

竣工 「仕事場」は大引・根太・床束・荒板復原、「向い台所」は新設の大引・根太・床束・荒板。その他は修理前と同じ。

修理前 上屋は切妻造棧瓦葺き。大棟熨斗積み、雁振角棧伏間瓦、棟東西端鬼瓦据付。下屋は正面中央から東側と東面・北面棧瓦葺き、下屋東面北側は天窓付。南東隅棟熨斗積み、雁振丸瓦、隅鬼据付。北東隅棟熨斗積み、雁振は和形三角冠、隅鬼据付。下屋正面中央から西側と西面は銅板葺き。南西隅棟熨斗積形銅板葺き、隅鬼板銅板包み。「式台」部分は南面入母屋造銅板葺き。大棟棟積形銅板葺き、棟南端鬼板銅板包み。土居葺きを杉皮とする。

竣工 上屋北面・下屋東面・北面は既製品棧瓦葺き。土居葺きはアスファルトルーフィング。その他は修理前と同じ。

修理前 「表座敷」・「次の間」・「廻り縁」・「取次」・「十畳」・「八畳」・「仏間」・「茶の間」・「小座敷」・「四畳」・「居間」・「新座敷」は畳敷き。「食堂」・「台所」・「中廊下」・「南廊下」・「倉庫」は縁甲板張り。「玄関」・「応接室」・「作業部屋」・「物置」・「便所前室」・「ロウカ」・「北廊下」・「勉強部屋」は化粧合板張り。「廻り縁」・「縁台」・「北縁（西）」・「北縁（東）」・「南縁」は樽縁。「洗面所」・「風呂」・「便所」はタイル張り。

竣工 「仕事場」・「中の間」・「台所」・「向い台所」は畳敷き。「番頭部屋前室」・「管理室（番頭部屋）」は新設の縁甲板張り。その他は修理前と同じ。

天井 **修理前** 「表座敷」・「次の間」・「廻り縁」・「取次」・「十畳」・「八畳」・「仏間」・「茶の間」・「小座敷」・「四畳」・「新座敷」・「応接室」・「風呂」は棹縁天井。「式台」は格天井。「勉強部屋」・「北廊下」は南側を棹縁天井、北側を化粧根裏天井。「居間」は南側を化粧根裏天井、北側を大引天井。「玄関」・「ロウカ」は大引天井。「南縁」・「洗面所」は化粧根裏天井。「食堂」・「台所」は両室境を棹縁天井、北側を化粧根裏天井、その他および「倉庫」を合板張り。「中廊下」・「南廊下」は合板張り。「作業部屋」・「物置」は化粧石膏ボード張り。「便所前室」は勾配天井化粧合板張り。「便所」は網代張り。

竣工 「番頭部屋前室」は棹縁天井。「中庭」・「通り庭」・「炊事場」・「土間通路」は化粧根裏天井。「管理室（番頭部屋）」は石膏ボードにクロス貼り、「便所（女中部屋）」は化粧石膏ボード張り。その他は修理前と同じ。

柱間装置

修理前 【外側】
主屋部

西面 「廻り縁」北端一間・南端一間とも内法下床下換気口、内法アルミサッシ四枚引違い、内法上土壁。

南面 「廻り縁」一間内法下床下換気口、内法アルミサッシ四枚引違い、内法上土壁。「取次」西端一間内法下床下換気口、内法アルミサッシ四枚引違い、内法上土壁。「居間」西端一間・東端一間とも内法下腰横板張り、内法ガラス戸引違い。「土間」出入口一間内法アルミサッシ引違い、内法上欄間ガラス戸俊鮎。「南縁」西端一間・中一間とも内法下開放、内法ガラス戸四枚引違い、内法上繊維強化セメント板張り、東端一間化粧鉄板張り。

東面 南端一間化粧鉄板張り、中敷居窓アルミサッシ引違い。「便所」

全四間とも腰化粧鋼板張り、中敷居窓アルミサッシ引違い。「洗面所」
一間腰コンクリートブロック積、中敷居窓ガラス戸四枚引違い。「風呂」
腰凝灰岩切石積みおよびコンクリート、中敷居窓縦格子、ガラス戸四枚引違い、内法上合板張り。「台所」南端一間板戸片開き、中
一間腰凝灰岩切石積み、中敷居出窓ガラス戸引違い、北端一間ガラス入り板戸片開き、北東隅隅切、腰凝灰岩切石積み、腰上土壁。

北面 「台所」東端一間・西端一間とも腰凝灰岩切石積み、中敷居窓ガラス戸引違い、網戸付、内法上土壁。「食堂」東端一間腰凝灰岩切石積み、中敷居窓ガラス戸引違い、網戸付、一部棚付、内法上土壁、中一間土壁、西端一間内法ガラス戸引違い、内法上土壁。「北縁（東）」
矩折東面内法下開放、内法目板張り。東端一間内法下開放、内法ガラス戸引違い、内法上合板張り、中一間合板張り。「北縁（西）」
東端一間「新風呂便所棟」に接続、中一間・西端一間内法下割竹縦張り、内法腰付ガラス戸四枚引違い。

正面突出部

西面 腰鰯子下見板張り、腰上土壁。戸袋付。

南面 内法解放、内法上箆欄間。

東面 腰横板張り、腰上土壁。

竣工〔外側〕

主屋部

西面 「廻り縁」北端一間・南端一間とも内法下修理前と同じ、内法雨戸一〇枚一本引き、内法上修理前と同じ。

南面 「廻り縁」一間内法下修理前と同じ、内法雨戸一〇枚一本引き、内法上土壁。「取次」西端一間内法下修理前と同じ、内法雨戸（「廻り縁」と同じ）、内法上修理前と同じ。「仕事場」内法下修理前と同じ、

内法格子戸三枚一本引き、西端戸袋。矩折東面土壁。「前庭」西端一間大戸口、大戸片引き、潜戸付き。「番頭部屋前室」・「管理室（番頭部屋）」西端一間・西より二間目・西より三間目腰土壁、中敷居窓格子戸俵鮎、内法上土壁。東端一間腰縦板張り、腰上土壁。

東面 「管理室（番頭部屋）」南端一間・北端一間とも壁縦板張り。「便所（女中部屋）」腰既存コンクリートブロック積みの上モルタル塗り、中敷居窓修理前と同じ。「給湯室（風呂）」修理前と同じ。「炊事場」南端一間縦板張り、中一間修理前と同じ、中敷居窓ガラス戸四枚引違い、北端一間フラッシュ戸片開き、北東隅隅切り修理前と同じ。

北面 「炊事場」修理前と同じ（網戸撤去）。「通り庭」修理前と同じ（網戸・棚撤去）。「北縁（東）」矩折東面修理前と同じ。東端一間内法下・内法修理前と同じ、内法上横板張り、中一間修理前と同じ。「北縁（西）」修理前と同じ。

正面突出部

西面・南面・東面 修理前と同じ。

修理前〔内側〕

表座敷 北面西端一間床の間（障壁）、床の間・床脇境狹潜り、落掛上土壁、東端一間床脇（土壁）、違い棚、天袋小襖引違い、内法上土壁。東面北端一間・南端一間とも内法布張り、内法上土壁。南面「次の間」境内法腰付障子四枚引違い、内法上彫刻欄間俵鮎、欄間上土壁。西面「廻り縁」境内法腰付障子四枚引違い、内法上土壁。

次の間 東面「十畳」境内法戸襖四枚引違い、内法上土壁。南面・西面とも「廻り縁」境内法腰付障子四枚引違い、内法上土壁。

廻り縁 北面風呂便所棟境内法板戸引違い、内法上土壁。東面「取

次」境内法腰付障子引違い、内法上土壁。南面・西面南端一間・北端一間とも腰付障子四枚引違い。

式台 北面「取次」境内法下式台、内法腰付ガラス戸四枚引違い、内法上土壁。東面・西面とも腰横板張り、腰上土壁。

取次 北面「十畳」境内法腰付障子四枚引違い、内法上土壁。東面「居間」境内法戸襖引違い、内法上土壁。南面「式台」境東端一間内法框戸四枚引違い、内法上土壁、西端一間内法腰付障子引違い、内法上土壁。

十畳 北面西端一間内法障壁、内法上土壁、東端「八畳」境一間内法框戸四枚引違い、内法上鋼製網欄間俵鈍、欄間上土壁。東面「ロウカ」・「居間」境内法襖片引きおよび障壁、内法上土壁。

八畳 北面「仏間」境内法襖四枚引違い、内法上鋼製網欄間俵鈍、欄間上土壁。東面「新座敷」境内法戸襖四枚引違い、内法上土壁。西面南端一間物入中敷居下板戸引違い、中敷居上襖引違い、内法上土壁、北端一間内法物入襖引違い、内法上土壁。

仏間 北面「茶の間」境内法腰付障子四枚引違い、内法上組子欄間俵鈍、欄間上土壁。東面内法物入框戸引違い、内法上開放。西面内法仏間および物入内法下中央に襖折戸、内法上土壁。南端および北端内法襖片引き、内法上土壁。

茶の間 北面「北縁（西）」境内法腰付ガラス入障子四枚引違い、内法上土壁。東面「勉強部屋」境北端一間・南端一間とも内法腰付障子入格子戸引違い、内法上土壁。南面西端一間土壁。西面「小座敷」境南端一間・北端一間内法物入とも戸襖引違い、内法上土壁。

小座敷 北面「四畳」境内法建具欠失、内法上土壁。東面南端一間内法物入襖片引き、内法上土壁。南面東端一間内法物入戸襖引違い、

内法上天袋襖引違い、天袋上横板張り、西端一間土壁。西面南端一間床脇（土壁）、地袋襖引違い、天袋板戸四枚引違い、内法上土壁、北端一間床の間（土壁）、落掛上土壁、床の間南面小障子片引き、北面下地窓。

四畳 北面「北縁（西）」境内法腰付ガラス入障子四枚引違い、内法上土壁。東面天袋小襖引違い、天袋上横板張り、天袋下土壁の上に紙張り。西面奥座敷棟境内法框戸引違い、内法上土壁。

居間 北面「ロウカ」境西端一間内法ガラス戸三枚引違い、内法上合板張り、東端一間腰化粧合板張り、中敷居窓ガラス嵌殺し、内法上合板張り。垂壁北面土壁。東面「玄関」境北端一間腰化粧合板張り、中敷居窓ガラス戸引違い、南端化粧合板張り。南面東端一間・西端一間内法ガラス戸引違い。

ロウカ 北面「新座敷」境内法ガラス入戸襖四枚引違い。東面「玄関」境内法ガラス戸引違い、内法上合板張り。

新座敷 北面西端床の間（化粧合板張り）、落掛上化粧合板張り、中一間内法襖両開き、内法上化粧合板張り、東端一間化粧合板張り。東面「南廊下」境内法戸襖四枚引違い、内法上土壁。西面「八畳」境内法上化粧合板張り。

勉強部屋 北面「北縁（東）」境内法腰高ガラス戸三枚引違い、内法上土壁。垂壁北面化粧合板張り。東面「北廊下」境北端一間内法腰高ガラス戸引違い、内法上合板張り、南端一間化粧合板張り。南面合板張り。垂壁南面土壁。西面南端一間化粧合板張り、中一間「茶の間」境内法上化粧合板張り、北端一間「茶の間」境内法上土壁。

北廊下 北面「北縁（東）」境内法開放、内法上土壁。垂壁北面土壁。東面「食堂」境北端一間内法片舞良戸引違い、内法上合板張り、中

一間腰合板張り、中敷居窓ガラス戸四枚引違い、内法上土壁、南端「中廊下」境一間開放、内法上土壁。南面化粧合板張り。垂壁南面土壁。西面南端一間化粧合板張り、北端「勉強部屋」境一間内法上合板張り。

北縁（西） 北面内法西端一間・中一間腰付ガラス戸四枚引違い、東端新風呂便所棟境一間開放。東面「北縁（東）」境内法板戸片開き、内法上土壁。南面中一間土壁。西面内法框戸片開き、内法上土壁。

北縁（東） 北面西端一間内法物入中敷居上下とも板戸二枚引違い、内法上開放、中一間合板張り、東端一間内法ガラス戸引違い、内法上合板張り。東面合板張り。西面「北縁（西）」境内法板戸片開き、内法上土壁。

土間 北面「玄関」境西端一間内法下上り台、内法開放、内法上土壁、東端一間内法化粧合板張り、内法上土壁。東面「南縁」境内法化粧合板張り、内法上開放。西面腰化粧合板張り、腰上土壁。

玄関 北面化粧合板張り、西端「南廊下」境一間開放、東端「作業部屋」境中敷居窓ガラス戸引違い。東面内法下ガラス戸四枚引違い。南面東端一間開放、中一間化粧合板張り。西面南端「居間」境一間腰化粧合板張り、北端「ロウカ」境一間内法上化粧合板張り。

南縁 北面西端「玄関」境一間内法上土壁、「応接室」境中二間とも腰化粧合板張り、中敷居窓ガラス戸引違い、内法上土壁、東端「便所前室」境一間内法開放、内法上化粧合板張り。南面流し台、内法上化粧合板張り、流し台北面・南面とも化粧合板張り。

応接室 北面西端「作業部屋」境一間内法ガラス戸引違い、内法上繊維強化セメント板張り、東端「物置」境一間内法板戸二枚俵鈍、内法上繊維強化セメント板張り。東面内法化粧合板張り、内法上繊維

強化セメント板張り。南面東端一間・西端一間とも腰合板張り、内法上繊維強化セメント板張り。西面「玄関」境内法上繊維強化セメント板張り。

作業部屋 北面化粧合板張り、西端「中廊下」境一間内法ガラス戸引違い。東面化粧合板張り、南端「物置」境一間内法戸襖引違い。南面化粧合板張り。西面化粧合板張り、南端「南廊下」境一間内法ガラス戸引違い。

物置 北面内法開放（建具欠失）、内法上化粧合板張り。東面・南面化粧合板張り。西面化粧合板張り。

南廊下 北面内法開放、内法上化粧合板張り。東面化粧合板張り、北端一間内法物入戸襖引違い。南面「玄関」境内法上化粧合板張り。西面「新座敷」境内法上化粧合板張り。

食堂 北面西端一間内法上合板張り、中一間腰合板張り、腰上土壁、内法上合板張り、東端一間内法上合板張り。東面「台所」境北端一間内法板戸片引き、内法上合板張り、南端一間合板張り（造付食器棚背面）、中央にガラス小窓引分。南面合板張り、東から二間目開放、東から三間目「南廊下」境ガラス入り格子戸引違い。西面南端一間腰堅板張り・化粧合板および合板張り、北端一間内法上合板張り。

台所 北面西端一間・中一間とも内法上合板張り、東端一間腰上堅板張り。東面内法上合板張り。南面東端一間・矩折一間とも腰モルタル塗り、中敷居窓ガラス戸俵鈍、内法上開放、東から二間目腰モルタル塗り、中敷居窓ガラス窓俵鈍、内法上土壁、東から三間目板戸嵌殺し、内法上板戸片開き、西端一間開放、内法上合板張り。西面南端一間造付食器棚、北端一間内法上合板張り。

中廊下 北面西端一間内法化粧合板張り、内法上合板張り、東端一

間内法ガラス入り格子戸引違い、内法上合板張り。東面合板張り。南面合板張り、西端一間「南廊下」境内法上合板張り。

倉庫（東） 東面内法板戸片引き、内法上合板張り。南面合板張り。西面板戸片開き、内法上合板張り。

倉庫（西） 北面東端一間合板張り。内法上合板張り。南面・西面合板張り。

便所前室 北面内法ガラス入りフラッシュ戸引違い、内法上化粧合板張り。東面便所出入口ガラス入りフラッシュ戸片開き四枚、内法上化粧合板張り。南面内法上化粧合板張り。西面化粧合板張り。

便所 腰タイル張り、腰上プラスチック塗り。

洗面所 北面西端一間合板張り、内法上板戸片開き、板戸上土壁、東端一間腰凝灰岩石積、腰上土壁。東面北端一間板戸片開き、中一間凝灰岩石積、腰上縦板張り、南端一間腰コンクリートブロック積の上タイル張り。南面東端一間腰タイル張り、腰上土壁、西端一間内法上化粧合板張り。西面南端一間腰縦板張り、腰上化粧合板張り、内法上合板張り、中一間縦板張り。

風呂 北面西端一間・東端一間腰タイル張り。東面腰タイル張り、内法上繊維強化セメント板張り。南面腰タイル張り、腰上縦板張り。

西面南端一間腰タイル張り、腰上縦板張り、北端一間内法上土壁。**ツシ二階** 北面東端一間板戸片引き、西から二間目・三間目土壁、東端一間板戸引違い。東面土壁。南面腰土壁、東端一間中敷居窓障子俵鈍、東から二間目・三間目・西端一間とも中敷居窓障子引違い。西面土壁。

竣工〔内側〕

表座敷 東面内法土壁。その他は修理前と同じ。

次の間 修理前と同じ。

廻り縁 修理前と同じ。

式台 北面「取次」境内法下式台、内法板戸四枚引違い、内法上土壁。東面・西面とも修理前と同じ。

取次 北面修理前と同じ。東面「仕事場」境内法片舞良戸引違い、内法上土壁。南面「式台」境東端一間内法腰付ガラス戸四枚引違い、内法上土壁、西端一間内法腰付障子引違い、内法上土壁。

十畳 北面西端一間内法土壁。その他は修理前と同じ。

八畳 修理前と同じ。

仏間 修理前と同じ。

茶の間 修理前と同じ。

小座敷 北面「四畳」境内法腰付障子四枚引違い。その他は修理前と同じ。

四畳 東面天袋下土壁上塗替。その他は修理前と同じ。

仕事場 北面「中の間」境修理前と同じ。東面「前庭」境北端一間内法開放、南端一間土壁。南面ガラス入り障子四枚一本引き。西面南端一間「取次」境内法片舞良戸引違い、北端一間解放。その他は修理前と同じ。

中の間 北面「台所」境内法開放、内法上土壁。東面「中庭」境内法開放、その他は修理前と同じ。

台所 北面「北縁（東）」境内法ガラス入り障子四枚引違い。東面「通り庭」境北端一間・南端一間ともに開放。南面「中の間」境内法上土壁。西面南端一間内法板戸俵鈍、内法上土壁、中一間内法上土壁。その他は修理前と同じ。

北縁（西） 修理前と同じ。

北縁（東） 北面内法上横板張り、その他は修理前と同じ。

前庭 北面「中庭」境西端一間腰板縦張り・引違い小障子・土壁、東端一間内法ガラス入り格子戸引違い、内法上縦板張り。東面「番頭部屋前室」境内法格子戸四枚引違い。足元上り台。南面東端一間内法土壁、西端一間大戸片引き。西面「仕事場」境内法下横板を撤去しステンレス製網張り、内法下解放。

中庭 北面「通り庭」境西端一間解放、中一間内法下解放、内法板戸片開き、東端一間解放、内法上解放。東面「便所（女中部屋）」境北端一間内法土壁、南端一間内法下床下換気口、内法板戸引違い、内法上土壁。南面東端「番頭部屋前室」境一間内法下床下換気口、内法板戸引違い、内法上土壁。西面「中の間」内法下縦板張り、内法解放、内法上土壁。

通り庭 北面西端一間内法ガラス戸引違い、東端一間土壁、内法上土壁、内法上に無双窓。東面「向い台所」境北端一間解放、中一間内法下ステンレス製網張り、内法解放、内法上解放、南端一間内法土壁、内法上解放。西面「台所」境南端一間内法下縦板張り、内法解放、内法上土壁。

炊事場 北面西端一間腰石積み、内法ガラス戸引違い、内法上土壁、西から二間目腰石積み、内法ガラス戸引違い、内法上土壁、西から三間目腰石積み、内法ガラス戸引違い、内法上土壁、足元カマド、東端一間腰石積み、腰上縦板張り、上部土壁。東面北端一間腰石積み、腰上土壁、北から二間目内法板戸片開き、内法上横板張り、北から三間目腰石積み、一部コンクリート、内法ガラス戸四枚引違い、内法上横板張り、北から四間目内法縦板張り、内法上横板張り、南端一間「給湯室」境腰モルタル塗り、内法ガラス窓俵飴、内法上解

放。南面「給湯室」境東端一間腰モルタル塗り、内法ガラス窓俵飴、内法上解放、東から二間目腰モルタル塗り、内法ガラス窓俵飴、内法上解放、東から三間目「土間通路」境内法解放、内法上板戸片開き、上部土壁。東から四間目「向い台所」境内法下モルタル塗り、内法解放、内法上土壁、西端一間「向い台所」境内法下ステンレス製網張り、内法解放、内法上土壁。

向い台所 西面・北面・東面解放、南面土壁。

土間通路 北面西端一間内法土壁、内法上解放、中一間内法土壁、内法上解放、東端「炊事場」境一間解放。東面「給湯室」境北端一間内法解放、南端一間縦板張り。南面「便所」境東端一間解放、東から二間目土壁、西端一間「中庭」境解放。西面南端一間縦板張り、北端一間内法縦板張り、内法上解放。

番頭部屋前室 北面一間「中庭」境内法板戸引違い、内法上土壁。東面「管理室」境一間内法戸襖四枚引違い、内法上土壁。南面腰土壁、内法ガラス戸引違い、内法上土壁。西面内法上化粧合板張り。**管理室（番頭部屋）** 北面・東面クロス貼り。南面クロス貼り、中一間、西端一間ガラス戸引違い。

便所（女中部屋） 北面西端一間腰樹脂パネル張り、内法フラッシュ戸引違い、中一間「土間通路」境解放、東端一間樹脂パネル張り。東面腰樹脂パネル張り、内法ガラス戸四枚引違い。南面・西面樹脂パネル張り。

給湯室（風呂） 北面腰モルタル塗り、内法ガラス窓俵飴、流し台。東面・南面・西面南端一間修理前と同じ。北端一間解放。

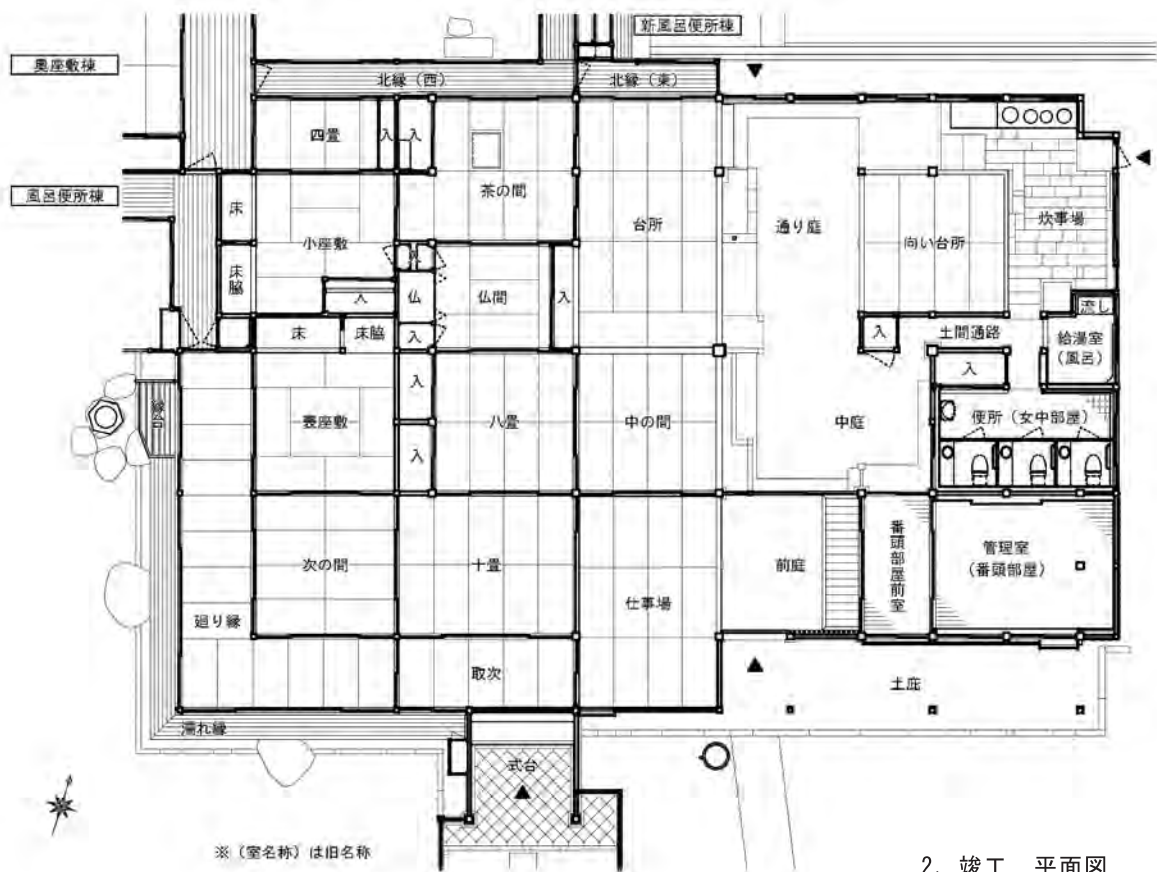


图 1-1、修理前·竣工 平面图

平面積	側柱真々内側面積	三六三・二六㎡
延床面積	側柱真々内側面積（ツシ二階含む）	三八九・九四㎡

102

第二章 調査事項

第一節 破損状況

第一項 概要

西側の座敷廻りはほぼ当初の姿を留めおり比較的健全な状態であったが、旧土間廻りは昭和三〇年代から新建材を用いた内部の改造が施されていた。改造の際、軸組材・造作材・壁を部分的に撤去し居室として設えたところもあり、当初および後補の部材を転用して再利用している部分もあった。

第二項 基礎・土間

礎石・狭間石・化粧束石は凝灰岩の伊豆石だったため、側廻りの風雨に晒される場所は風食が大きかった。台所・風呂廻りは凝灰岩の伊豆石を積上げていたが、部分的にコンクリートやレンガが用いられていた。洗面所・便所の東面はコンクリートブロック積みであった。自然石を用いた差し石には、据え乱れが生じていた。内部の束石は後補の修理でコンクリートブロックが用いられていた。礎石の据え付け高さは不均一であった。

「式台」の土間は凝灰岩の伊豆石を用いた四半敷き、葛石は同材の切石であったが、表面が風食し表面剥離を起こしていた。「廻り縁」外部の軒内の土間は三和土、葛石は凝灰岩の伊豆石だったが、三和土は表面が砂状に風食しており、葛石には風食がみられた。「南縁」軒内の土間はコンクリート、葛石は御影石の切石であったが、土間コンクリートは乾燥収縮による割れが多く、部分的に剥離しており、葛石には不陸がみられた。いずれも経年変化によるものと考えられる。

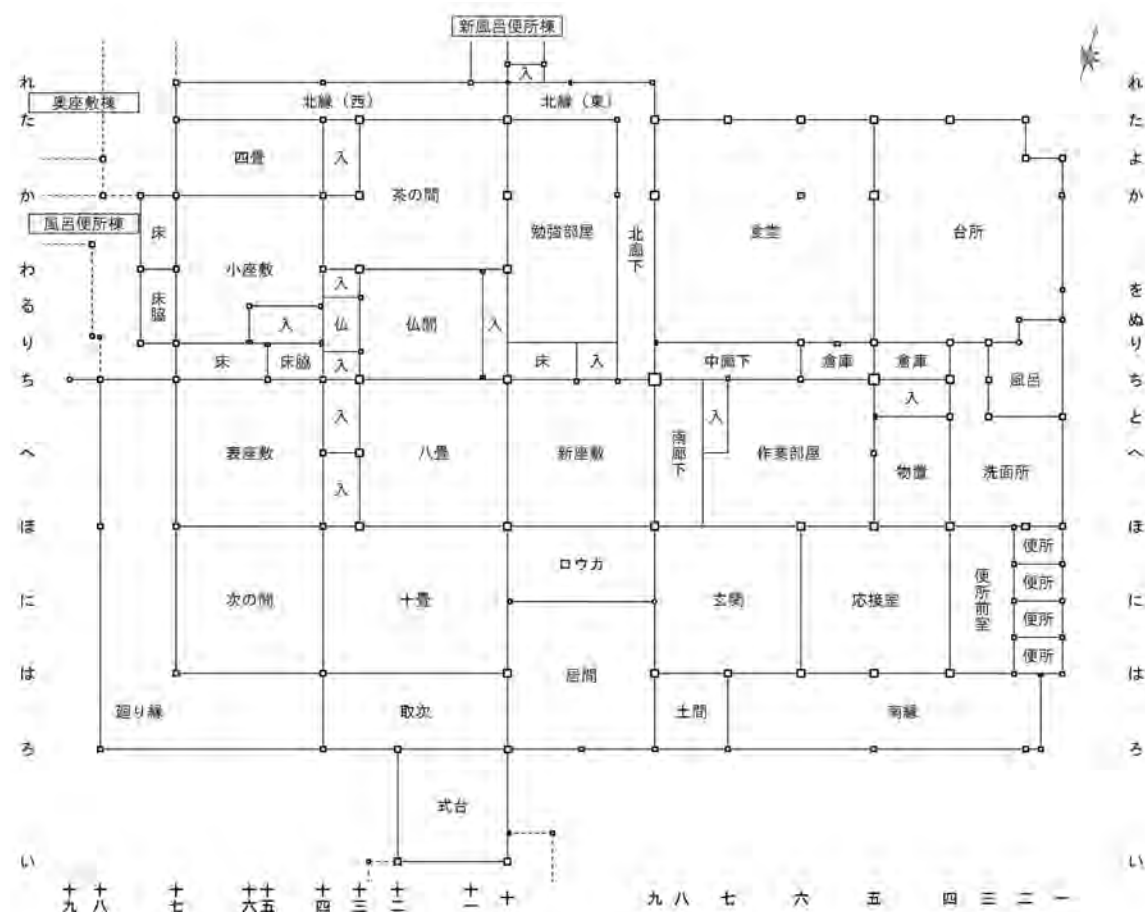


図 2-1、解体番付図（修理前）

第三項 軸部

座敷廻りの柱の不陸を床レベルで測定したところ、全体的に五〇一〇ミリメートル台の数値であった。二〇ミリメートル台の不陸は建物の側廻りで八箇所みられ、三〇ミリメートル台の不陸は一箇所のみであった。最大値は四八ミリメートルだが、これは礎石の風化によるものである。「か九」柱で三一ミリメートルの不陸がみられたが、「食堂」の床を解体したところ、この柱に面して立水栓と流しの痕跡が発見された。また柱木口と礎石間には柱断面寸法と同じ寸法の石が根継のようにかまされており、流しを使う際の水による影響で柱脚部分が腐食し、後補の修理で石をかました際に不陸が生じたと考えられる。「ろ九」柱の不陸は四八ミリメートルと最大値であったが、礎石が凝灰岩の伊豆石であったため礎石上場の風食が大きく、また柱脚部分が雨腐れを起こし不陸が生じたと考えられる。

旧土間廻りは、昭和三〇年代から四〇年代にかけて新たに床を設けるなどの模様替えがされていたので、不陸の測定は行わなかった。

安政三年（一八五六）に建てられ約一六〇年経過した建物の不陸としては、比較的良好な状態であると考えられる（第五章第一節第一項参照）。

柱の傾斜を主屋の内法高さである五尺八寸で計測したところ、「ち通り」から北側では一桁台、南側では一〇ミリメートル台から二〇ミリメートル台の傾斜がみられた。傾斜方向としては、主屋の南側が東へ最大二九ミリメートル傾斜しており、大きく東へ傾いている状態であった。主屋の上屋は東西方向に棟を設けた切妻造りで妻面が東西に面している。掛川は冬季には西からの「遠州のからっ風」が強く、その風を約一六〇年間西妻面が受け続け、徐々に東へ傾斜したと考えられる。北側の東への傾斜が少ないのは、主屋北側には新風呂便所棟が、北西側は風呂便所棟・奥座敷棟が接続していたためと考えられる。なお『居宅之図』（第一部一章五節参照）および『掛川行在所平面図』（第一部二章

五節参照）には現在の新風呂便所棟および風呂便所棟・奥座敷棟・二階屋の前身建物が描かれていることから、比較的早い時期から主屋は付属屋と繋がっていて、東への傾斜の抵抗になっていたと考えられる。

旧土間廻りは部分的に土台が用いられていたが、湿気による蒸れ腐れが大きく、土台内部が下端から挟まれるような腐食であった。

柱は、土間廻りに関しては礎石に接する柱脚で蒸れ腐れがみられ、なかには根継されたものもあったが、座敷廻りに関しては比較的健全な状態であった。

足固め・足固め貫・台敷居といった足元廻りの横架材は、座敷廻り・旧土間廻り関係なく全体的に蒸れ腐れが生じていたが、建物の側廻りから中心部に向かうほど多かった。特に足固めは芯持ち材が多く、外周の白太部分に蒸れ腐れが多かった。また「ろ十」は十」と「ほ五」へ五」の台框に大きな蟻害がみられた。座敷の「廻り縁」床下には換気口が設けられているため蒸れ腐れが少なく、座敷の中央と旧土間廻りは換気口が少なく通風が悪いために蒸れ腐れが生じたと考えられる。

差し鴨居は「は六」は九」と「た六」は九」に大きな蟻害がみられた。

上屋の桁・梁・敷桁は比較的健全な状態であったが、下屋の瓦葺き部分の桁・繋ぎ梁・登り梁は、全体的に雨漏りによる雨腐れと蟻害がみられた。上屋の土居葺きは五枚重ねで葺かれていたため、雨水の浸入が少なかったが、下屋の土居葺きは二枚重ねであったため、雨水が浸入し桁・繋ぎ梁・登り梁にまで達したのと考えられる。下屋の銅板一文字葺き部分は昭和四年（一九二九）に葺替えられており、部分的な雨漏りはあったが、桁・繋ぎ梁といった軸部は比較的健全な状態であった。

第四項 小屋組・軒廻り

下屋の小屋組および軒廻りは、全面に雨腐れがみられた。南面東側の瓦葺き

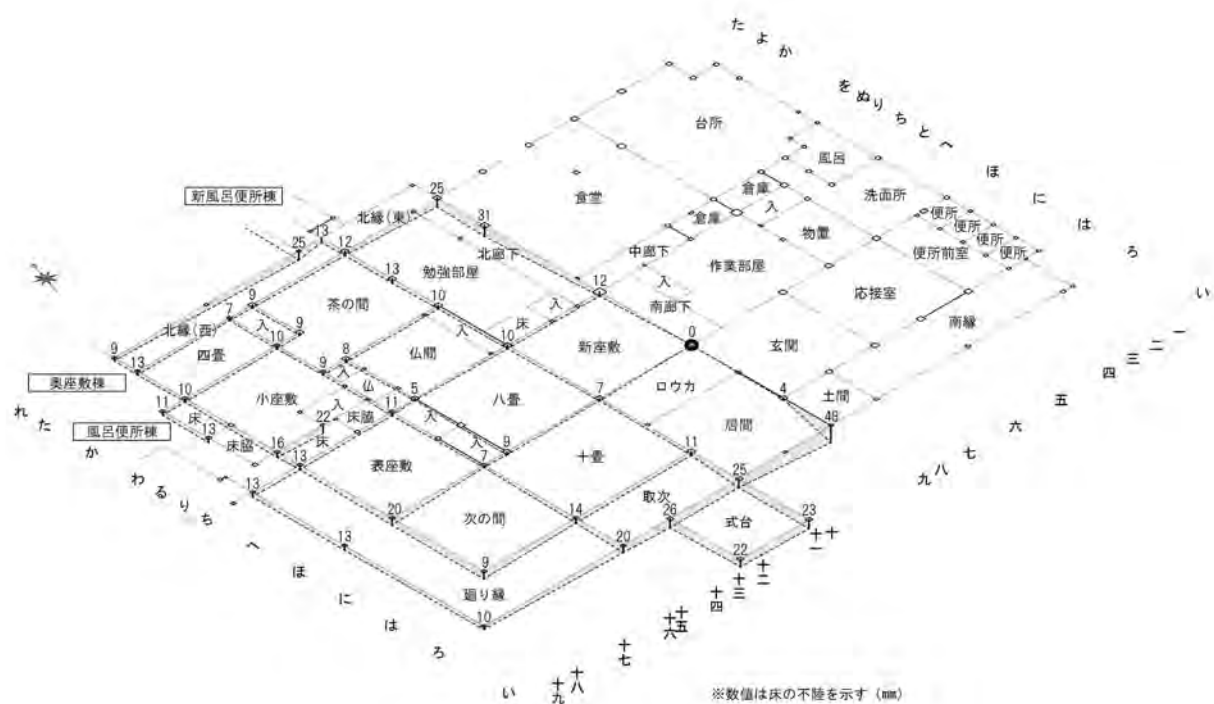


図 2-2、柱不陸図（修理前）

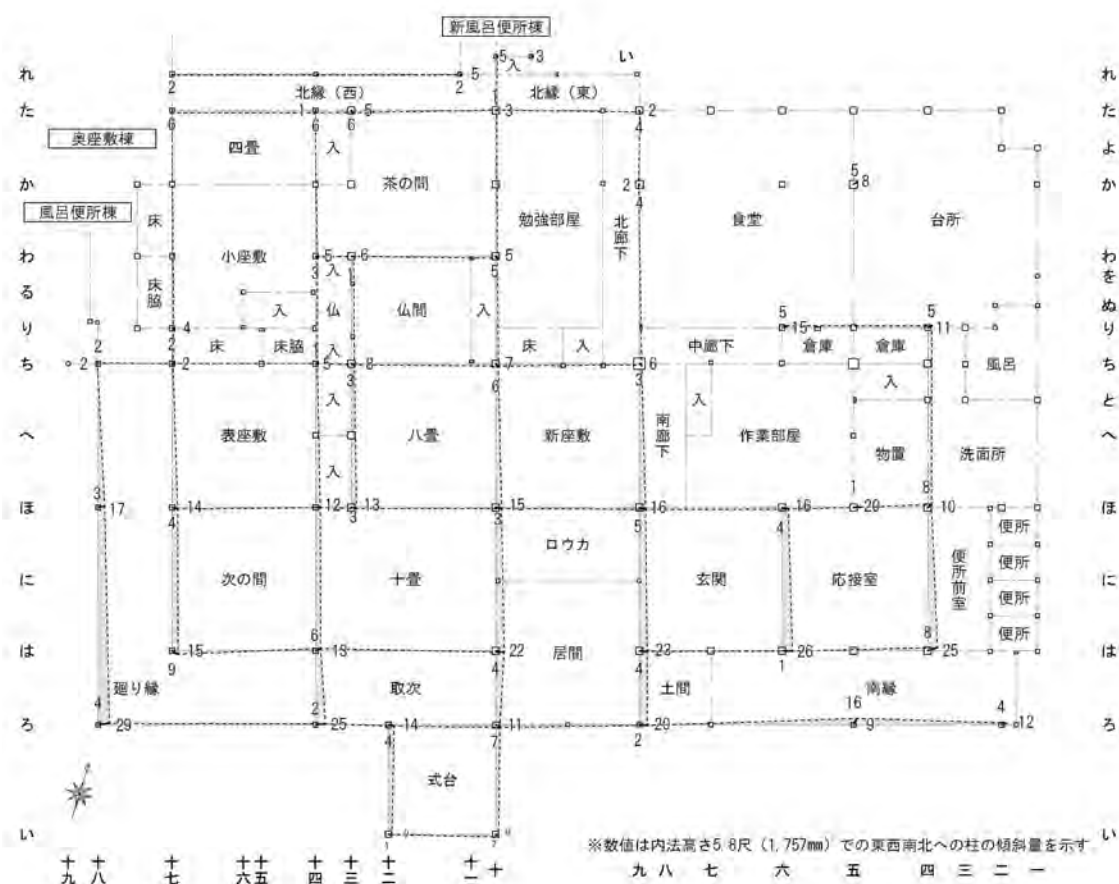


図 2-3、柱傾斜図（修理前）

部分は昭和四年（一九二九）と昭和四〇年代の修理ですべて取替えられていたため比較的健全な状態であった。東面は北側の天窓廻りの雨腐れが大きく、登り梁まで腐食が進行していた。北面は全面的に雨腐れが大きく、垂木が原形を留めていない箇所もみられた。新風呂便所棟との取り合い部にも、雨腐れがみられた。南面西側および西面は、軒先廻りに雨腐れがみられた。南側突出部である「式台」は昭和四年（一九二九）に杉皮から銅板に葺替えられているため、比較的健全な状態であった。

上屋の小屋組は、小屋梁に乾燥収縮による割れや捻じれが生じ、小屋貫の弛緩がみられたが、比較的健全な状態であった。軒廻りは軒先の一部に雨漏りによる雨腐れがみられた。

いずれも、屋根瓦の葺き乱れと銅板のハゼ切れによる雨漏りによるものと考えられる。

第五項 床組

全体的に床下からの湿気による蒸れ腐れがみられた。座敷廻りでは「八畳」・「仏間」・「新座敷」・「居間」・「ロウカ」の根太・大引・床束が昭和三〇年代以降の修理で取替えられており、「表座敷」・「次の間」・「十畳」は補強として床束が新設されていた。旧土間廻りは昭和三〇年代以降に改造された部分なので、大きな蒸れ腐れはみられなかった。

修理工事時でも、夏の蒸し暑い時期や降雨時には床下の地盤面や土間コンクリートが湿気をおび、水を撒いたような状態になることが多く、また主屋と長屋門の間にある前庭も、降雨時には水没する状態であった。主屋周囲の地盤面が当初よりも高くなっていることと、前庭の排水が機能していないことが原因であると考えられる。

第六項 屋根

瓦は全体的に葺き乱れが大きかった。また割れている瓦が多く、鉄板が差し込まれていた。

上屋の平葺は軒棧瓦を土留め棧に、袖瓦を破風板に銅線で繋ぎ止めているだけで、棧瓦は葺土の上にのせてある状態であったため、葺き乱れが大きくなつたと考えられる。大棟の棟積は不陸と通りの乱れが大きく、面戸漆喰が剥落している部分が多かった。

下屋も上屋と同様で、軒棧瓦だけを土留め棧に繋ぎ止めているだけだったので葺き乱れが大きくなつたと考えられる。隅棟は不陸と通りの乱れが大きく、面戸漆喰が剥落し、葺土が崩落している部分がみられた。雨押えの熨斗瓦は比較的健全な状態であったが、面戸漆喰は剥落している部分が多かった。上屋よりも下屋のほうが屋根勾配が緩いため、雨漏りによる木部への腐食が多かった。葺土は粘り気がなく乾燥した状態であったが、雨漏りしている部分は湿り気が多かった。土居葺きの杉皮は比較的健全な状態であったが、雨漏りの部分は雨腐れしていた。

雨漏りによる腐食が上屋よりも下屋のほうが多いのは、二つの理由が考えられる。一つは土居葺きにある。上屋の土居葺きは杉皮が五枚重ねになるように葺かれていたが、下屋は二枚重ねであったため、上屋よりも雨水が浸入しやすい状況にあった。もう一つは雨樋にある。上屋の屋根は切妻造りで軒の長さは約一八・五メートル、流れ長さは南北とも約七・四メートルで、片面約一三六・九平方メートルだが、北流れ・南流れとも軒先の雨樋から下屋へ排水する集水桝と這樋は、それぞれ一箇所であった。そのため膨大な量の雨水がオーバーフローし、その雨水が下屋に影響をもたらしたと考えられる。

南側突出部の「式台」の銅板一文字葺き屋根の平葺きは比較的健全な状態であった。しかし棟の瓦棟積み型銅板は加工が細かいためハゼの長さが短く、雨

第二節 技法調査

水が浸入しやすい状態であり、コーキングが打たれていた。

下屋の銅板一文字葺きは、ハゼが切れて雨漏りするため、コーキングが打たれている箇所が多かった。特に南側の下屋には銅板葺きの上に接着剤付きの防水紙が直に張られていた。

いずれも経年変化によるものと考えられる。

第七項 造作

座敷廻りは比較的健全な状態であったが、「濡れ縁」・「縁台」には、南側沓脱石および西側蹲に接する部分に雨腐れがみられた。沓脱石や蹲に降注いだ雨水の飛沫によるものと考えられる。

旧土間廻りは昭和三〇年代からの間取りの改造により、それ以前までの造作材が欠失している部分が多かった。また座敷廻りと同様に、外部に面するツシ二階の格子および窓敷居には、雨の飛沫による雨腐れがみられた。

第八項 建具

全体的に昭和三〇年代からの改造により取替えられた建具や新設された建具が多かった。

座敷の外部間仕切り建具は、「北縁（東・西）」北面のガラス戸に雨水による雨腐れがみられた。軒の出が極端に短いことが原因である。内部間仕切り建具は障子組子の折損・障子紙の汚損や破れ、板戸の汚損などがみられたが、大きな破損はなかった。

旧土間廻りは昭和三〇年代からの改造により、それ以前までの建具が欠失している部分が多かった。

第一項 後補材撤去後の間取り

修理工事に先立ち、主屋東側半分の後補材撤去を行った。大きく改造されていたのは「十通り」から東側で、床・壁・天井に化粧合板や化粧石膏ボードを用いて間取りの改造が行われていた。

後補材撤去に伴い、昭和三二年から山崎良太郎氏に管理を託された横山茂氏・長男茂明氏に改造前の姿の助言をいただき、部材に残された痕跡や転用された部材の調査を行ったところ、改造前の姿がほぼ明らかとなった。修理前と後補材撤去後の間取りの比較は以下のとおりである。

「土間」・「南縁」は、「土庇」、「玄関」は「前庭」、「応接室」・「便所前室」・「便所」は、東側が「番頭部屋」・西側が「番頭部屋前室」、「作業部屋」・「南廊下」は「中庭」であった。「洗面所」・「物置」は「女中部屋」、「食堂」・「台所」は「通り庭」・「炊事場」で「通り庭」・「炊事場」の中央に「向い台所」を備えていた。「居間」・「ロウカ」は「仕事場」、「新座敷」は「中の間」、「勉強部屋」・「北廊下」は「台所」、「風呂」はそのままであった。

以上の状況から後補材撤去後の間取りを痕跡を基に復原すると、昭和一〇年（一九三五）文部省発行の『史蹟調査報告 第八輯 明治天皇聖蹟』に掲載されている「史蹟指定時の図面」（第一部第二章第五節参照）に描かれている主屋と、間取りが一致した。横山茂氏によると、「山崎家から預かった屋敷なので無理な改造は行わず、再用できる部材や建具は、大工さんに頼んでなるべく使ってもらった。」ということであった。以降は修理前の間取りではなく、後補材撤去後の間取りを基に調査事項を記す。

後補材撤去後の間取りについて、一一代良太郎氏・弟の文三氏・横山茂氏・長男茂明氏からの聞き取り調査を記載する。なお横山茂氏が旧山崎家住宅を使用し始めたのは昭和三十一年からなので、改造はそれ以降である。

一一代良太郎氏・弟の文三氏の聞き取り調査

前庭 東面の「上り台」は框が見えていて、床板は取外すことができ床下収納となっていた。

中庭 西面南側には「電話室」があり、北側には「上り台」があつて、ここが内玄関だった。

通り庭 西面南側には袖壁があり、その袖壁には土蔵の鍵が掛けられていた。

東面南側には二口の黒いカマドがあり、カマドの南側にも袖壁があつた。「火消壺」が置かれていた場所は「台所」と同じくらしい高さの床があつて、ここから東側のカマドへ飛び移って遊んだ。

炊事場 北面のカマドは破損していたので、戦後に同じようなカマドを造った。

茶の間 家族で食事をしたところ。

台所・向い台所 お手伝いさんたちの食事室で、縁のない畳が敷かれていた。

仕事場 大勢の大人が煙草を吸っていた。

表座敷 入れなかった。

風呂 主屋の風呂をよく使った。たまに風呂便所棟の風呂も使った。新風呂便所棟の風呂と便所はお客さん用であつた。

女中部屋 男衆の部屋だった。

ツシ二階 女衆の部屋だった。

横山茂氏・長男茂明氏からの聞き取り調査

前庭 南面の出入り口には大戸があつたが、改造時に米蔵へ保管した。東面の

「上り台」は改造時に撤去した。

番頭部屋 南面には、ガラス窓・雨戸・格子戸・戸袋があつた。改造時には戸袋は米蔵に、格子戸は北蔵に保管した。東面には「物入」があつたが、「便所」に改造するため撤去した。「便所」の最初は汲取り式、次に浄化槽とし、昭和四〇年代に水洗式とした。

中庭 西面南側には「電話室」があつたが撤去した。電話室の壁には綿が入っていた。「電話室」出入口の建具は、改造した「台所」東面北側の出入り口に転用した。西面北側の「上り台」は、改造後の「土間」の上り台に転用した。

通り庭 東面南側のカマドは焚口が二つあつた。「食堂」に改造するため撤去した。西面南側には火消壺があつた。西面北側の「上り台」は取外して長屋門に保管した。

炊事場 東面に流し台があつた。流し台は納屋南側の水場に置いてある。東面・北面の開口部には鉄格子が嵌っていたが、取外して納屋に保管した。

向い台所 間仕切り建具はなかった。床は畳敷きだが、北東隅の一畳だけ板敷きであつた。「炊事場」から「向い台所」に上がる「上り台」があつた。

風呂 五右衛門風呂だった。鉄製の風呂桶は納屋に保管した。北側にある土間の窪みは焚口があつた。

女中部屋 「洗面所」に改造した。

仕事場 南面西側には戸袋があり、上半分が障子、下半分がガラスの建具があり、外側に格子戸があつた。東面「前庭」境に建具はなかった。床は縁のない畳だった。床面は「十畳」・「中の間」より一段低かったが、北西隅の一畳だけ「十畳」・「中の間」と同じ高さだった。西面に大きな箆笥があつたが、改造後に「応接室」へ移動した。

中の間 東面に建具はなかった。西面北側には物入があり、南側には「ツシ二階」へ上がる階段があつた。床は縁のない畳だった。

台所 東面に建具はなかった。西面南側には物入があった。床は縁のない畳だったが、「洗い場」に面した一畳だけ板敷きだった。

北縁（東） 濡れ縁だったが、北面にガラス戸を設け屋内空間とした。

ツシ二階 畳が敷かれていた。

濡れ縁 傷みが酷かったので取替えた。

縁台 傷みが酷かったので修理した。

八畳 西面「物入」の棚を取外しできるように改造し、「表座敷」東面の土壁と「十畳」北面西側の土壁を撤去し、パネルを取付けた。

以上の間取り調査を基に、痕跡や改造時に転用された部材から改造前の間取りを考察する。

主屋への出入り口は南側に「式台」・「前庭」、東側に「炊事場」、北側に「通り庭」の三箇所である。間取りから室の用途を考えると、主屋を南西・北西・南東・北東と十文字に分割することができる。十文字に分割した部分は、それぞれが屋敷にある主庭・前庭・裏庭・中庭と四つの庭に面している。

南西範囲は「式台」・「取次」・「十畳」・「表座敷」・「次の間」・「廻り縁」で構成され、屋敷内の主庭に面することから、接客の間であると考えられる。「式台」・「取次」・「十畳」を南北に配し、西側に「表座敷」・「次の間」が同じく南北に並び、南西側に「廻り縁」を廻らす平面構成は、掛川城御殿に類似する。

北西範囲は「八畳」・「仏間」・「茶の間」を南北に配し、西側に「小座敷」・「四畳」を設ける。「北縁（西）」は当初は濡れ縁で、その北側は中庭に面している。山崎文三氏の話によると、「中庭」西面には「上り台」があり内玄関だったということから、「中の間」を含め山崎家の間であると考えられる。

南東範囲は土間である「前庭」を中心とし、東に「番頭部屋前室」・「番頭部屋」、西に「仕事場」を配し、「前庭」・「仕事場」上部に「ツシ二階」を設けて

いる。南側が表庭に面していて、商家として事務仕事を行う商務の間であると考えられる。

北東範囲は土間である「中庭」・「通り庭」・「炊事場」を配し、西に「台所」、東に「向い台所」、南東隅に「女中部屋」を設けている。北側が北蔵・西蔵が建つ裏庭に面し、東側が水場を備えた納屋に面していることから、使用人の間であると考えられる。なお一二代良太郎氏・弟の文三氏によると、「台所」はお手伝いさんが食事をしていた部屋だったという。

主屋は棟札により安政三年（一八五六）に建築されたことが判明している（第五章第一節第一項参照）。「掛川行在所平面図」・「史蹟指定時の図面」（第一部第二章第五節参照）の主屋には南側と北東側に相違があるが、「式台」は今回の修理で小屋裏から発見された棟札により明治四四年（一九一一）に増築されたことが判明したことから（第五章第一節第二項参照）、「史蹟指定時の図面」の間取りとなったのは明治四四年で、「炊事場」・「向い台所」・「風呂」の増改築も同時期と考えられる。また昭和四年（一九二九）に「式台」および南西側の下屋を杉皮葺きから銅板葺きに葺替えたことが判明している（第一部第二章図二―一三―一〇参照）。

第二項 室名称

修理前の室名称は横山茂氏・横山茂明氏からの間取り調査に、後補材撤去後の室名称は一二代良太郎氏・弟の文三氏からの間取り調査によった。

なお今回の修理工事では、「番頭部屋」を「管理室」・「女中部屋」を「便所」・「風呂」を「給湯室」とし、利活用に必要な機能を持たせた室に整備した。また「四畳」西面の引違い板戸上框上端に、「裏座敷左」・「裏座敷右」と記された墨書が発見された。「表座敷」に対して「小座敷」・「四畳」を「裏座敷」と称していたと推測する。

第三項 計画寸法

修理方針が屋根葺替と部分修理で解体範囲が限られていたため、通り真寸法および貫真を、軸部の横架材の真墨から確認することが不可能であった。よって柱間寸法と柱断面寸法から通り真を柱中心線と仮定し計画寸法を割り出した。桁行寸法実測値について述べる。「廻り縁」の桁行柱間寸法は五尺八寸五厘、柱は西側が四寸角、東側が四寸三分角で柱真々寸法は六尺二寸二分。「表座敷」の桁行柱間寸法は一尺六寸三分、柱は四寸三分角で柱真々寸法は一尺六分。「十畳」の桁行柱間寸法は一尺六寸三分、柱は西側が四寸三分角、東側が五寸九分角で柱真々寸法は一五尺六分。「仕事場」の桁行柱間寸法は一尺五寸一分、柱は五寸九分角で柱真々寸法は一二尺一寸。「前庭」の桁行柱間寸法は一尺四寸一分、柱は五寸九分角で柱真々寸法は一二尺。「番頭部屋前室」の桁行柱間寸法は五尺四寸一分、柱は五寸九分角で柱真々寸法は六尺。「番頭部屋」西間・中間の桁行柱間寸法は五尺六寸三分、柱は五寸九分角で柱真々寸法は六尺二寸二分、東間桁行柱間寸法は二尺五寸五分、柱は西側が五寸九分角、東側が三寸五分角で柱真々寸法は三尺二分。主屋の桁行柱真々寸法は七八尺九寸であった。次に梁間寸法実測値について述べる。「廻り縁」の梁間柱間寸法は五尺八寸五厘、柱は西側が四寸角、東側が四寸三分角で柱真々寸法は六尺二寸二分。「次の間」の梁間柱間寸法は一尺六寸三分、柱は四寸三分角で柱真々寸法は一二尺六分。「表座敷」の梁間柱間寸法は一尺六寸三分、柱は四寸三分角で柱真々寸法は一二尺六分。「仏間」の梁間柱間寸法は八尺四寸一分、柱は五寸九分角で柱真々寸法は九尺。「茶の間」の梁間柱間寸法は、南間が五尺四寸四分、北間が五尺六寸三分、柱は五寸九分角で柱真々寸法は南間が六尺三分、北間が六尺二寸二分であった（柱断面寸法は図二一三二参照）。

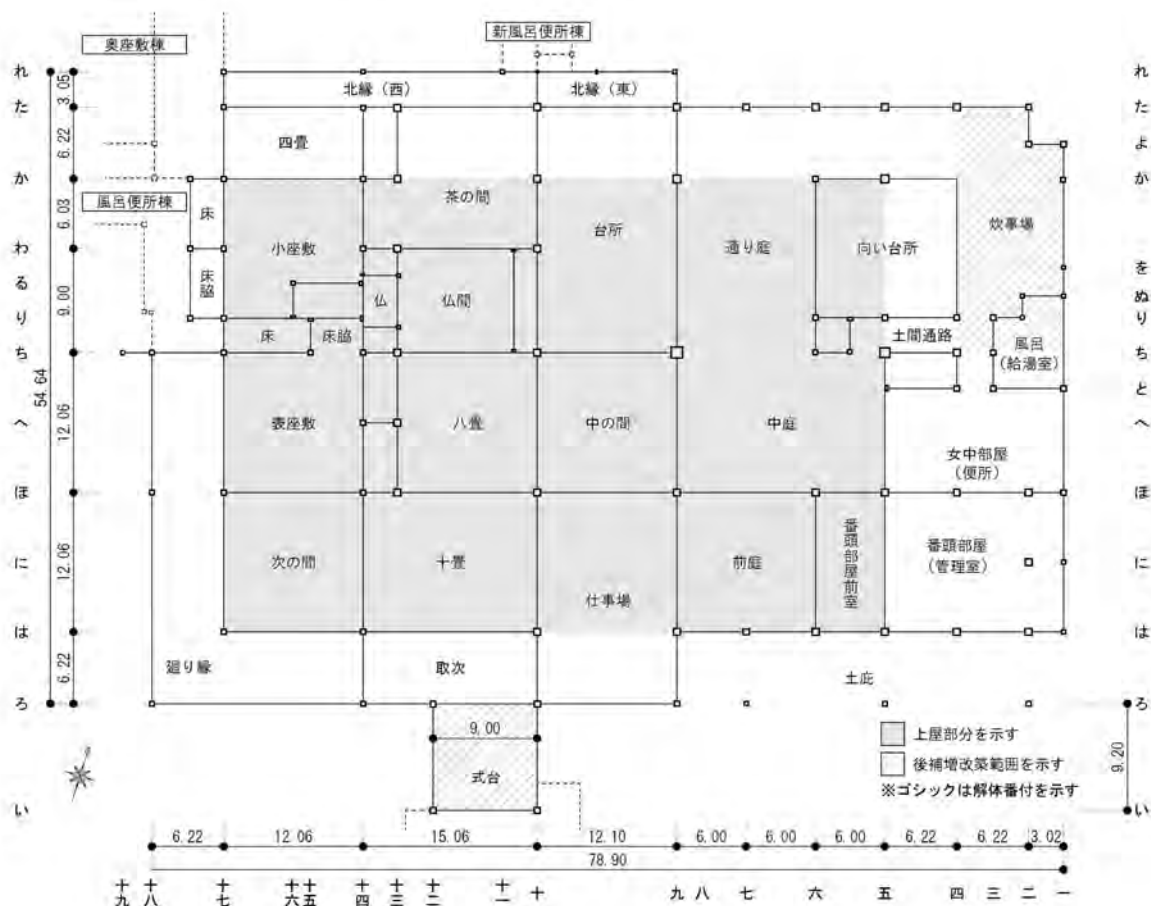


図 2-5、柱間寸法実測図

「北縁（西）」の梁間柱間寸法は二尺六寸五分、柱は四寸角で柱真々寸法は三尺五分。主屋の梁間柱真々寸法は五四尺六寸四分であった。

「式台」の東西方向柱間寸法は八尺五寸、柱は五寸角で柱真々寸法は九尺。南北方向の柱間寸法は八尺七寸五分、南側の柱は五寸角だが、北側の「ろ十二」柱は「ろ通り真」から北へ真ズレをしていて、柱南面が解体番付「ろ十四」柱に合わせている。「ろ十四」柱は四寸角、解体番付「い十二」柱は五寸角なので、柱真々寸法は九尺二寸であった。

柱真々寸法をみると、一間が六尺と六尺二寸二分、二間が一二尺六分と一二尺一寸であった。明治四四年（一九一一）の建築と推測される奥座敷棟は、柱断面寸法を四寸角、一間を六尺とした通り真々制である（第一部第二章第三節第五項参照）。そこで、計画寸法を畳割り制で行った可能性を検討した。主屋西側の畳敷き部分、敷居間寸法の実測値を図二六にまとめた。なお主屋の敷居幅は、柱幅と一致しない部分が多いので、畳寄せを含めた室の敷居間寸法が重要となる。

上屋の床上部に関しては各室の敷居間寸法実測値が「表座敷」は東西・南北方向とも一一尺六寸三分。「次の間」は東西方向一一尺六寸三分、南北方向一一尺六寸二分。「小座敷」は東西・南北方向とも一一尺六寸二分。「八畳」は東西方向一一尺六寸一分、南北方向一一尺五寸九分。「中の間」は東西方向一一尺六寸、南北方向一一尺五寸七分（「中の間」南側差し敷居は後補材、北側敷居は欠失していた）。江戸間八畳間の場合、四寸角柱だと畳一畳の寸法は五尺八寸×二尺九寸となり、長手方向に二枚並べると長さは一一尺六寸となる。三分程度の誤差があるが、「表座敷」・「次の間」・「小座敷」・「八畳」・「中の間」の敷居間寸法は、五尺八寸×二尺九寸の畳が八枚納まる寸法である。「八畳」・「仏間」・「茶の間」西面の「仏壇置き場」・「物入」（十三通り〜十四通り）と「表座敷」北面の「床」・「床脇」（ち通り〜り通り）の奥行きは実測値で二尺九寸六分と二尺九

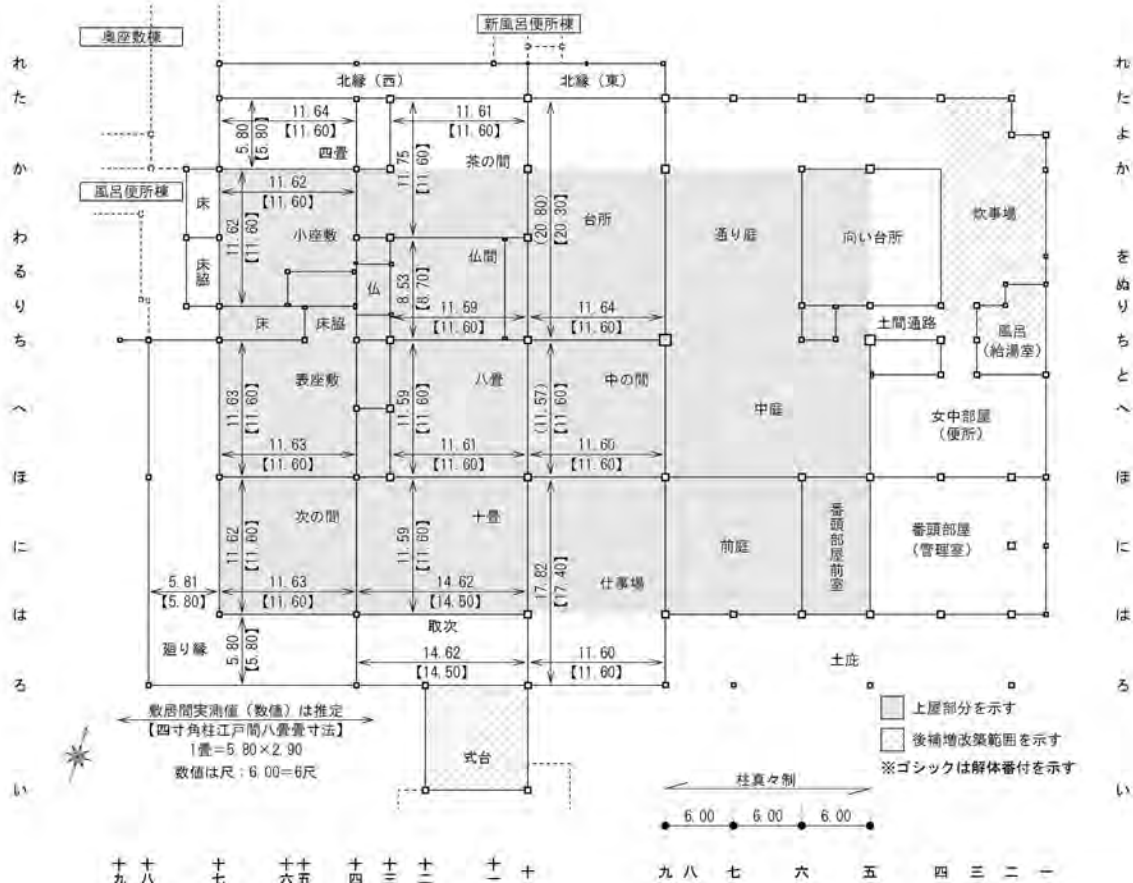


図 2-6、畳割り検討図

寸七分であり、これを任意寸法と考えると、「八畳」・「中の間」の二室で平面計画を行えば、「仏間」南北方向と「十畳」東西方向には間崩れが生じる。土間部分の南北方向（い・ろ・は方向）の通り真寸法は、床上部の寸法に倣っているの、「表座敷」・「次の間」・「小座敷」の敷居間寸法が一尺六寸より三分長いのは、建てのぼせ柱で囲まれた「中の間」・「八畳」二室を基準として畳割りが行われたためと考えられる。東西方向「五通り」・「九通り」の三間は一間を六尺としている。畳と絡まない部分なので、一間を端数の出ない六尺で計画したと考えられる。

下屋の床上部に関しては、各室の敷居間寸法実測値が「廻り縁」の東西方向五尺八寸一分、南北方向五尺八寸。「四畳」南北方向五尺八寸であった。よって上屋・下屋境にまたがる「仕事場」・「台所」・「茶の間」の南北方向には間崩れが生じる。土間部分の東西方向「ろ通り」は通り・「か通り」は通り、南北方向「二通り」・「四通り」・「五通り」は「廻り縁」・「四畳」の寸法に倣っている。「二通り」・「五通り」二間の通り真寸法を、六尺二寸一分五厘と「廻り縁」・「四畳」と合わせたのは、隅木を棒隅にするためと考えられる。

以上から、主屋は「中の間」・「八畳」二室を基準とし、四寸角柱を用いた江戸間八畳の畳五尺八寸×二尺九寸を一畳とした畳割り制で、土間部分の上屋範囲東西方向を柱真々制で平面寸法計画されたと考えられる。このように五尺八寸×二尺九寸の畳寸法を基準とした畳割り制の建物は、旧山崎家住宅と同じ遠州地方では、森町に所在する友田家住宅の主屋（注二）・浜松市中央区に所在する中村家住宅の主屋（注三）にみられ、詳細が修理工事報告書に記載されている。また部分的な解体修理で詳細な寸法調査が不可能であったと記載されている牧之原市に所在する大鐘家住宅の主屋（注三）も、計画寸法を畳割り制としている可能性がある。

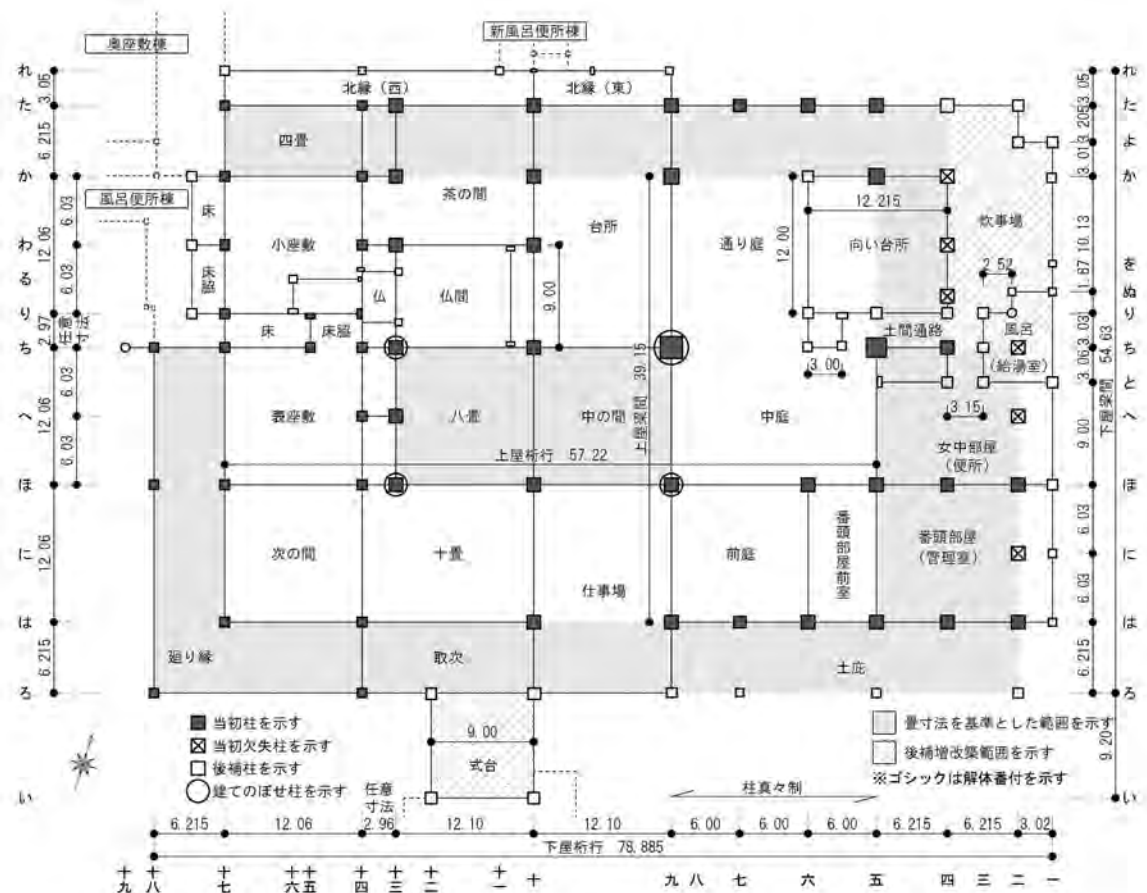


図 2-7、推定計画寸法図

第四項 当初番付

部分解体なのですべての部材の当初番付は確認できなかったが、柱・足固め・大引・敷桁・敷梁・繋ぎ梁・小屋束・小屋貫の一部から確認できた。当初番付は柱番付と上屋の小屋番付に分かれていた。また確認できた当初番付は、すべて南正面で記されていた。

柱当初番付は、桁行方向・梁間方向とも数字と数字の組合せ番付であった。数字の「一」「二」「十」は、「一」または「壹」、「二」または「貳」、「十」または「拾」を用いていて、表記に法則はなかった。数字の順番は、桁行方向の数字を先、梁間方向の数字を後に書く法則で、例えば解体番付「ち十七」柱であれば、「十五ノ五」と記されていた。柱番付で柱から確認できた当初番付は解体番付「ろ二」柱・「は二」・「ほ二」の三本で、このうち「は二」柱は昭和三〇年代の改造時に柱脚を八寸ほど残し切断され、味噌蔵に収納されていたものであった。柱頭の形状が上部の登り梁に残っていた圧痕と一致したため、位置が判明した。この解体番付「は二」柱柱頭の柄には「壹番」と記されていた。解体番付「ろ二」柱は「壹ばん前」、「ほ二」柱は「壹の三」であった。

当初番付の起点は解体番付「は二」柱で、ここを「壹番」とし梁間方向の番付は西へ、桁行方向の番付は北へ続くが、南および東にもう一筋の通りが存在している。解体番付南側「ろ通り」の柱筋は、「廻り縁」の足固めである解体番付「ろ十七」・「は十七」の南端上端に「拾五ばん前」と記されていたことから、「前」という表記がなされていたことが判明した。鈴木朋之棟梁によると、遠州では「番前」と呼ばれる番付の方法で、古い建物ではよくある番付だということであった。また「又」は使わず、番付から左右にずれた通りには「左」、「右」とし、「前後」ずれた通りには「表」・「裏」とするということだった。主屋では大引に用いられていた。解体番付東側「一通り」では後補に取替えられた部材が多く、当初番付を確認することができなかった。

梁間方向の当初番付である「九」・「十一」・「十四」は、柱筋ではないが敷梁の筋に当る。また「十六」は足固め・大引に記されていたが、下屋小屋組ではこの筋に母屋は存在しない。「小座敷」西面の「床」・「床脇」西側に南北筋で柱があるので、この柱筋の番付であると考えられる。

下屋の当初小屋番付は、解体しなかった部分が多く、小屋束の柄などは確認できなかった。また母屋上端も煤で黒く変色していたため、確認することができなかった。

上屋当初小屋番付は桁行方向に「いろは」、梁間方向に「数字」を用いた、いろはと数字の組合せ番付で、南東角を「い一」としていた。また敷桁・敷梁と差桁・差梁を二段組しているため、小屋束も上段と下段に分かれていた。上段小屋束には、いろはと数字の組合せ番付が記され、下段小屋束には柱番付とともに「下重上」と記されていた。



1、柱当初番付
「壹番」



2、足固め当初番付
「拾五ばん前」



3、大引
当初番付
「拾三ばん左」

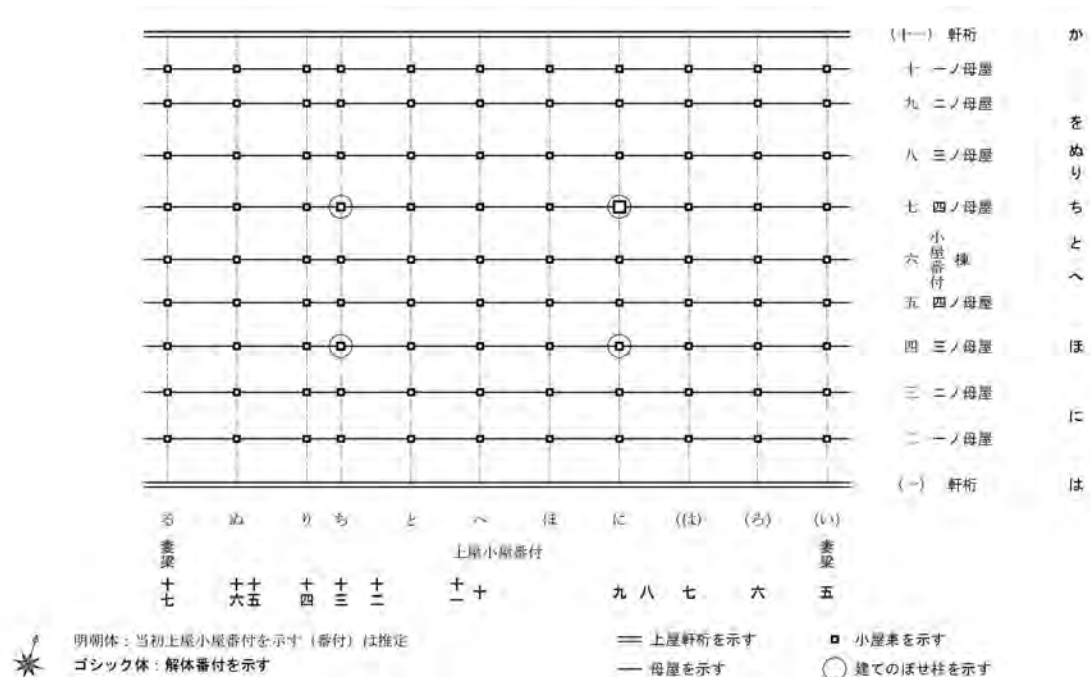


4、上段小屋束
当初番付
「との貳」



5、下段小屋束
当初番付
「拾壹ノ貳
下重上」

写真 2-1、当初番付



1、小屋番付図

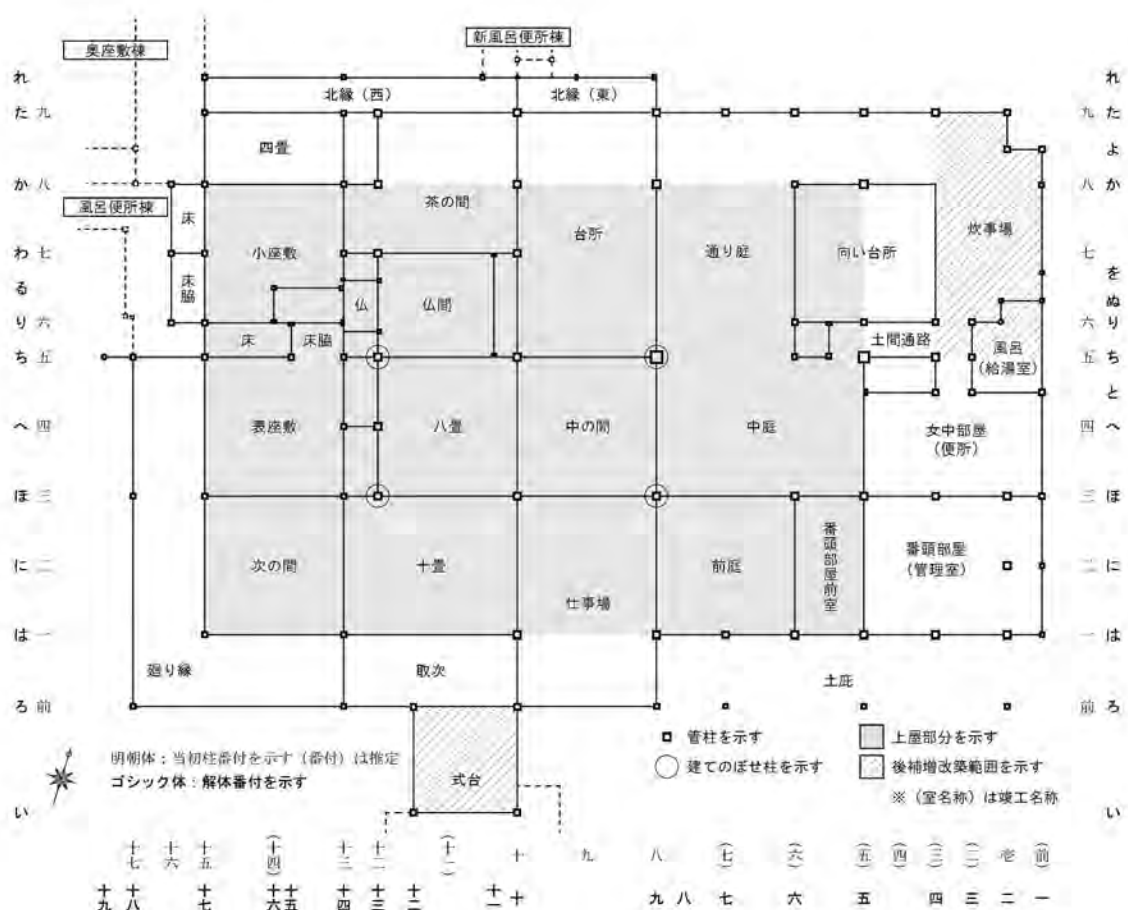


図 2-8、当初推定番付図

2、柱番付図

第五項 基礎

礎石 凝灰岩の伊豆石で、見え掛かり部分は四角錐台で表面を粗面仕上げ、床下に隠れる部分は荒仕上げであった。「は通り・二・四・五」および「は通り・二・四」の礎石上場のみ、土台および柱の修理で確認することができたが、太柄穴および番付はなかった。当初材と推測する。「式台」廻りの礎石は明治四四年（一九一）で、「炊事場」・「向い台所」も同じ時期と推測する。

化粧束石 凝灰岩の伊豆石で、表面は研磨されたような仕上げであった。当初材と考えられる、「通り庭」廻りは明治四四年（一九一）に新設されたと推測する。

布石 凝灰岩の伊豆石で表面は粗面仕上げ、当初材と推測する。「式台」廻りは明治四四年（一九一）に新設された。「り四」・「か四」・「か四」・「か五」は御影石を高さ約一尺立上げ、框が敷かれていた。

差石 丸みを帯びた自然石で、通りをそろえ敷並べられていた。当初材と推測する。「台所」廻りは明治四四年（一九一）と推測する。

束石 当初材は自然石を用い、大引・足固め直下に一間間隔で配置されていた。その他は昭和三〇年代から四〇年代にかけての改造時に、布石やCB（コンクリートブロック）・レンガなどで新設された。

積石 「炊事場」は凝灰岩の伊豆石の切石積み、「風呂」廻りは凝灰岩の伊豆石・レンガ積みモルタル塗りで、腰の高さまで積み上げられていた。いずれも明治四四年（一九一）と推測する。その後、昭和三〇年代以降に横山茂氏が改造している。

CB 「女中部屋」東側はCB（コンクリートブロック）が腰の高さまで積み上げられていた。「番頭部屋」東側はCBによって基礎が新設されていた。いずれも昭和三〇年代以降に横山茂氏が改造している。

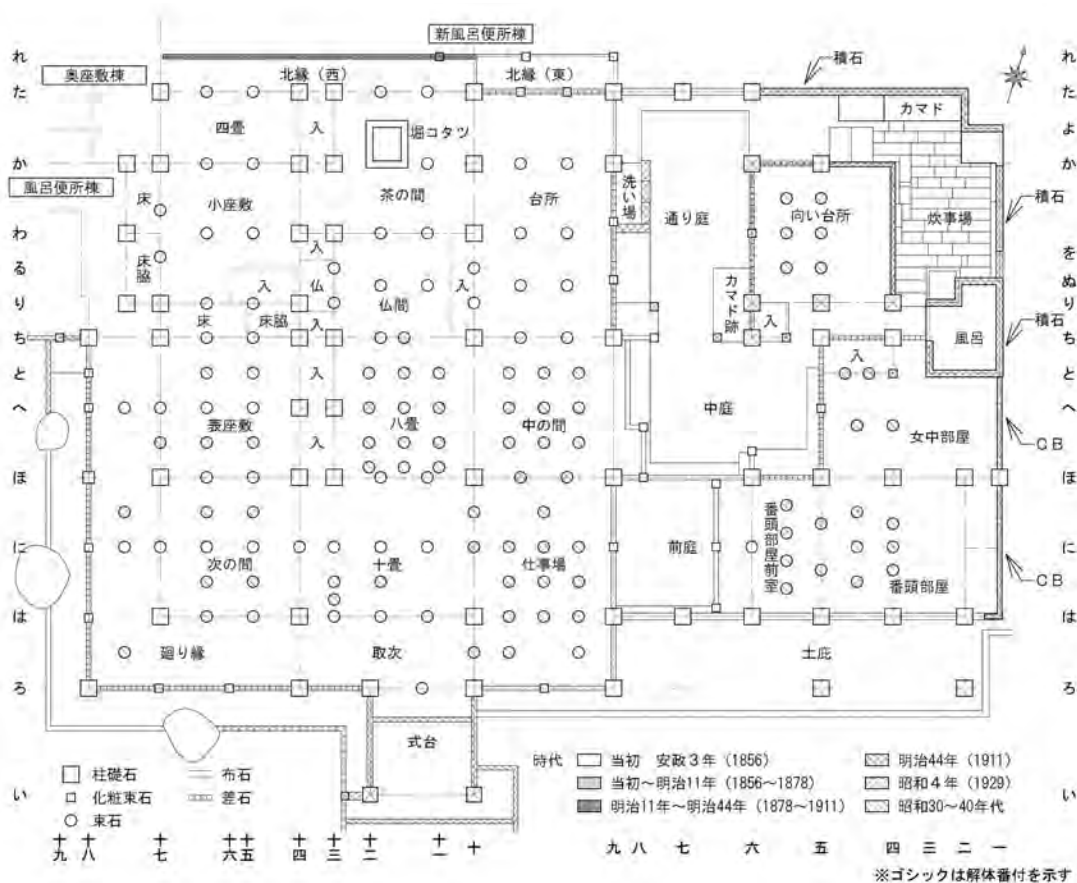


図 2-9、礎石 調査図

葛石 「土庇」南東の葛石は御影石で、表面は粗面仕上げであった。当初材と推測する。「廻り縁」外部の葛石は凝灰岩の伊豆石で、表面は磨き仕上げであった。南面東側および西面北側の葛石は、その他の葛石と比べると風食が少ないため、明治四四年（一九一一）と推測する。

第六項 土間

三和土 「廻り縁」外側の三和土は明治四四年（一九一一）と推測する。「中庭」および「通り庭」には三和土が残されていたが、「掛川行在所平面図」・「史蹟指定時の図面」（第一部第二章第五節参照）では間取りが違いため、明治四四年（一九一一）と推測する。

敷石 「式台」の土間は凝灰岩の伊豆石の四半敷きで、表面は磨き仕上げであった。昭和三〇年代以降に改造された床を撤去したところ、「炊事場」の土間は御影石の敷石で、表面は粗面仕上げ、西側を水上とし東側に水勾配を付けて敷かれていた。東側には排水溝があり、外部の排水溝に接続されていた。いずれも明治四四年（一九一一）と推測する。

焚口 凝灰岩の伊豆石で組まれた囲いである。横山茂氏によると「風呂」の焚口で、「風呂」は五右衛門風呂であったという。明治四四年（一九一一）と推測する。

土間コンクリート 「土庇」・「前庭」は、全面が土間コンクリートで、「中庭」・「通り庭」の側廻りにも土間コンクリートが設けられていた。人の出入りが多かったため、三和土の摩耗が大きくなり、コンクリートに替えられたと考えられる。横山茂氏が管理を始めた昭和三十一年にはコンクリートの状態であったということから、いずれも昭和二〇年代と推測する。

堀コタツ 内部はタイル張り、下地はコンクリートであった。「土庇」・「前庭」土間コンクリートと同様に、昭和二〇年代と推測する。

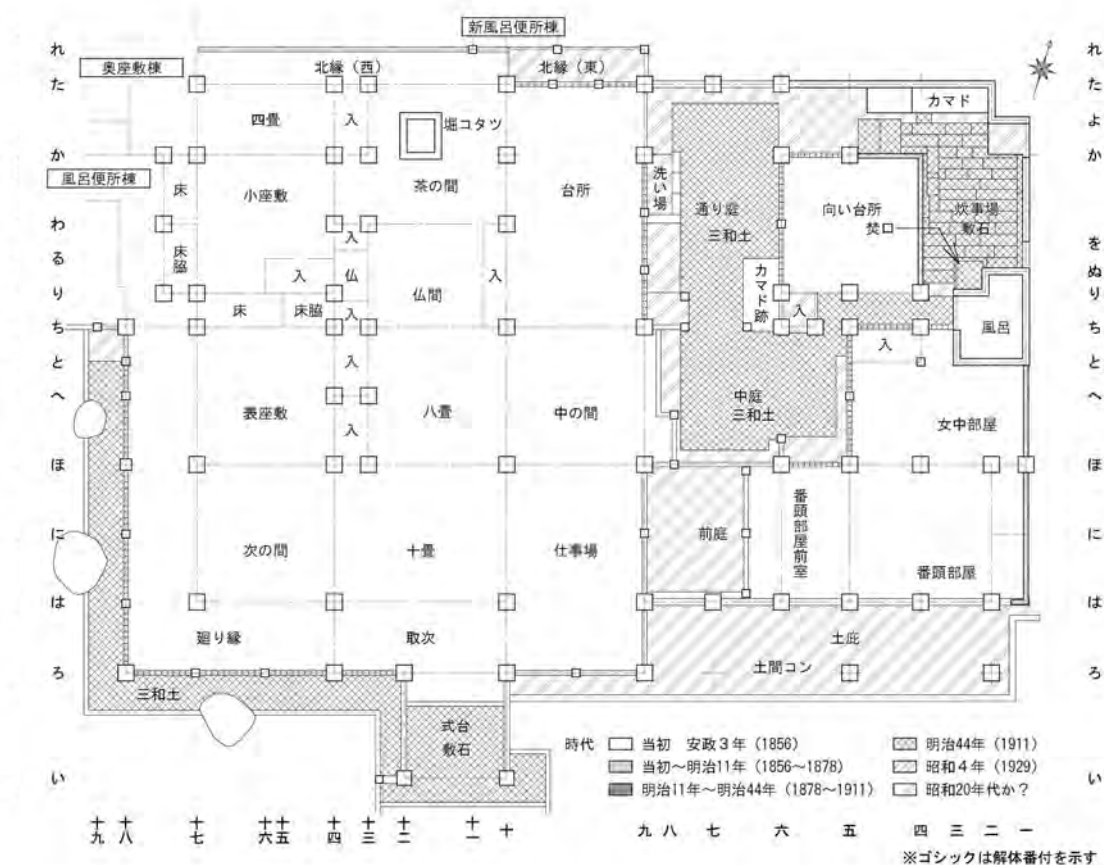


図 2-10、土間 調査図

第七項 軸部

土台 「は二」く「は九」および「た六」く「た九」に設け、礎石上に敷かれていた。いずれも幅約六寸×成約五寸のクリで、表面加工は木挽き・手斧、化粧面は台鉋であった。「は二」く「は九」の土台は中央付近で追掛け大栓継ぎされていた。

「は二」く「は九」の土台の「は二」北面には小根柄差しの仕口の痕跡があり、また「た六」く「た九」の土台の東端は切断されていた。「に二」・「へ二」・「ち二」・「ぬ四」・「わ四」・「か四」には登り梁の元口があり、下端に柱のホゾ穴が加工されていた。「は二」および「ほ二」柱は登り梁元口下端にホゾ差しされていることから、おそらく当初の土台は土間部の側廻りに配置されていたものと考えられる。この土台配置の形状は、「居宅之図」に描かれている主屋の東側と一致する。「は二」く「は九」の土台の東端には腰掛け蟻継ぎの痕跡があった。土台が東側へ繋がっていた可能性があるが、「は一」での納まりは不明である。

以上から、「は二」く「は九」および「た六」く「た九」の土台は当初材と推測する。

「り四」く「り六」の土台は、幅四寸八分×成四寸のヒノキで、上端および南面は台鉋仕上げ、その他は木挽きであった。「り五」から東側は昭和三〇年代以降の改造で切断されていたが、「り四」礎石西側にはホゾ穴の加工が施されていたことから、礎石にホゾ差しされていたと考えられる。「り六」の仕口は解体していないので不明である。明治四四年（一九一一）に「向い台所」とともに新設されたと推測する。

「番頭部屋」東側の土台はコンクリートブロックの基礎に載せられていた。横山茂氏が管理を始めた昭和三〇年代以降に改造されたものである。解体していないので詳細は未調査である。

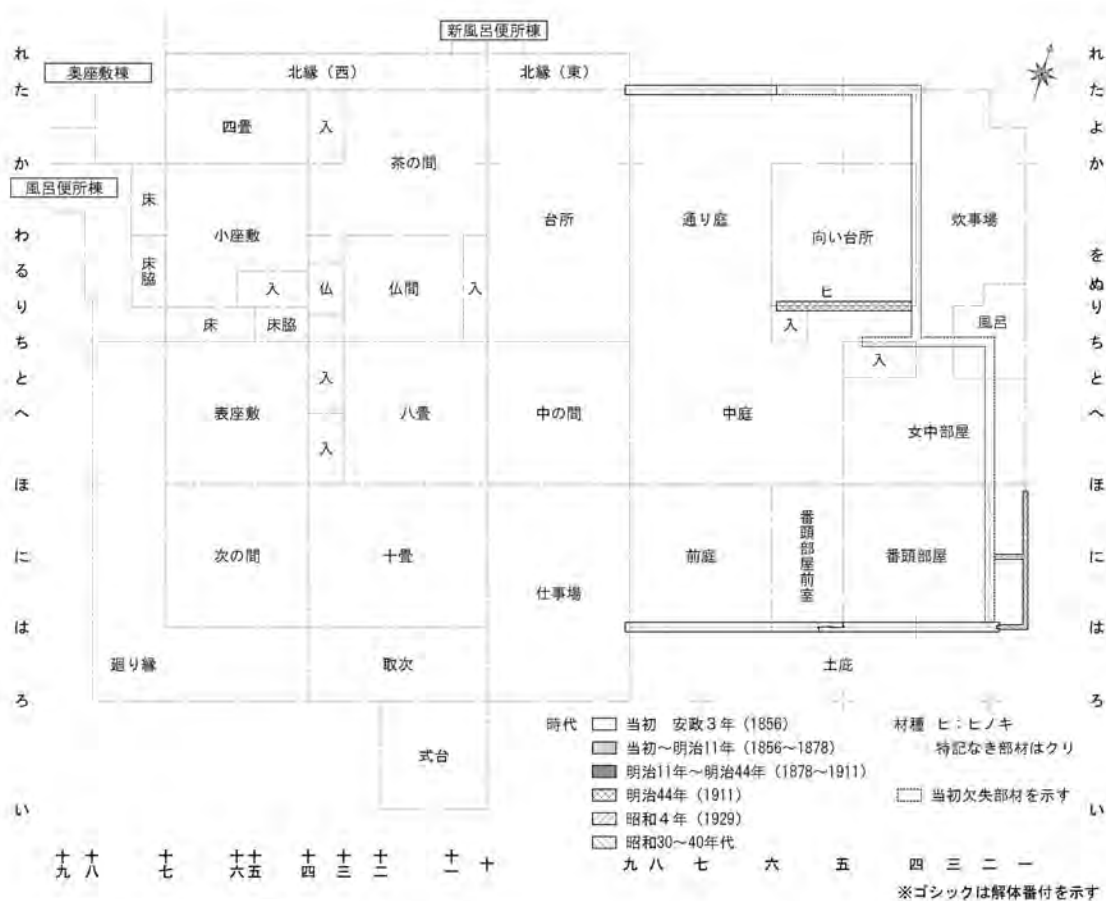


図 2-11、土台 調査図

柱 当初柱の断面寸法は「廻り縁」南側および西側が四寸角、「表座敷」・「次の間」・「小座敷」・「四畳」が四寸三分角、その他は六寸角、「ち五」柱は八寸四分角、「ち九」柱は九寸五分角であった。四寸角柱の面幅は二分、四寸三分角柱の面幅は二分五厘、六寸角柱の面幅は四分、「ち五」柱の面幅は七分、「ち九」柱の面幅は九分であった。「十三通り」から東側に太い柱を、「十四通り」から西側には細い柱を配していた。

当初柱は礎石建てまたは土台建てで、「ほ二」・「ほ四」の礎石には太柄穴がなかった。礎石建ての柱はすべてダボ栓なしと考えられる。また土台建ての柱は、「ほ二」・「ほ四」・「ほ五」柱が土台に柄差しであったことから、土台建ての柱はすべて土台に柄差しと考えられる。「ち十五」・「わ十七」の床柱と、「り十四」・「り十六」の半柱は足固めに柄差しであった。「た五」柱は腰の高さで切断され積石建てであった。「た十七」柱は高根継ぎされていた。上部が当初材であると推測する。

当初柱のうち、「ほ九」・「ほ十三」・「ち九」・「ち十三」柱は柱頭を母屋に通し柄差しとした建てのぼせ柱であった。その他は上屋軒桁・下屋軒桁・敷桁・敷梁・妻梁などに柄差しであった。なお主屋の敷桁・敷梁と差桁・差梁は二重で架けられている。当初柱のうち「ほ二」・「ほ二」柱の柱頭の柄は斜交いに加工して、登り梁の柄穴も同様であった。鈴木朋之棟梁によると、いわゆる御屋敷仕事では現在でも柄を斜交いに加工する、組んだ時に締まるという。

「小座敷」の「る十六」の角柱および「る十四」の半柱は天袋付きの「物入」を形成する柱だが、柱脚は荒板に建て、柱頭は廻縁・竿縁に固定していた。天袋の天井は「小座敷」の天井の延長で、廻縁・長押も「物入」内部南面・東面に廻らされていることから後補に増設されたと考えられる。「物入」西側の壁は板壁で止釘に和釘が使われていることから、当初から明治十一年（一八七八）の間に設けられたと推測する。



図 2-12、「北縁（西）」外観（主屋北西中庭から「北縁（西）」北側を撮影）掛川市蔵
左から 8 代千三郎の長男 9 代淳一郎・二男才助・三男寅次郎・四男莊四郎・五男源助（周五郎・順一郎）と推測、年代不明だが明治 40 年頃と考えられる

「れ十一」柱は新風呂便所棟との接続部の柱である。九代淳一郎が兄弟と撮影した古写真(図二・二参照)にこの柱が写っている。淳一郎は大正元年(一九一二年)に結婚していて、結婚当時の写真(第一部第四章第二節図四・三参照)と比べると若く見えるので、それ以前の写真と考えられる。以上から「れ十一」は明治十一年(一八七八)〜同四四年(一九一一)と推測する。

「式台」廻りの柱は五寸角で「い十」・「い十二」柱は几帳面取りであった。「式台」は明治四四年(一九一一)に建築されたことが棟札により判明している(第五章第一節第二項参照)。

「炊事場」・「向い台所」・「風呂」廻りは五寸角柱で面幅は二分であった。明治四四年(一九一一)と推測する。

「小座敷」西側「床」・「床脇」背面の「り又十七」・「わ又十七」・「か又十七」柱は四寸四分角面幅二分五厘で、明治四四年(一九一一)と推測される風呂便所棟・奥座敷棟建築時に取替えられたと考えられる。また「四畳」北西隅の高根継された「た十七」柱の下部は明治四四年(一九一一)と推測する。

「ち四」・「ち五」・「か五」・「か九」柱は、柱と同断面の切石を礎石上に置き、その石に柱を建てていた。「り四」柱は切石建て。解体していないので、太柄等は未調査である。「向い台所」東側「り四」・「か四」および北側「か四」・「か五」の基礎は布石が土間から約一尺立ち上がっていて、その上に框を敷いている。水廻りなので足元を保護するために石を組み込んだと考えられる。それ以外の柱脚部は、蒸れ腐れにより根継を行わずに石を用いた可能性がある。明治四四年(一九一一)と推測する。

「番頭部屋」東側は三寸五分柱で大壁となっていた。「土庇」南側「ろ五」柱・「ろ七」柱は糸面取りであった。「土庇」南側「ろ五」柱は軒桁下端に一回り大きい柱の圧痕が残っていた。「ろ七」柱は土間コンクリート上に建ち、軒桁に突付けされていた。ともに昭和三〇年代以降の改造時に取替えられている。



1、「ち五」柱 柱脚の切石

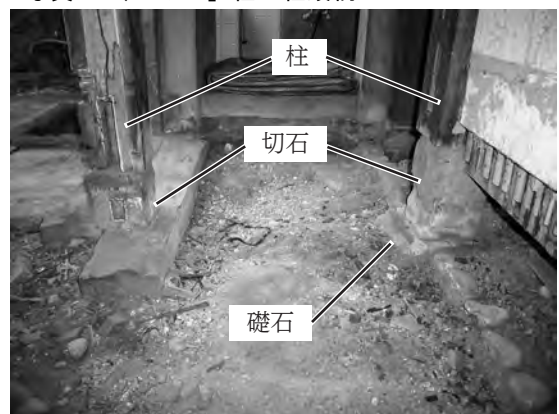


写真 2-2、「は二」柱 柱頭枅

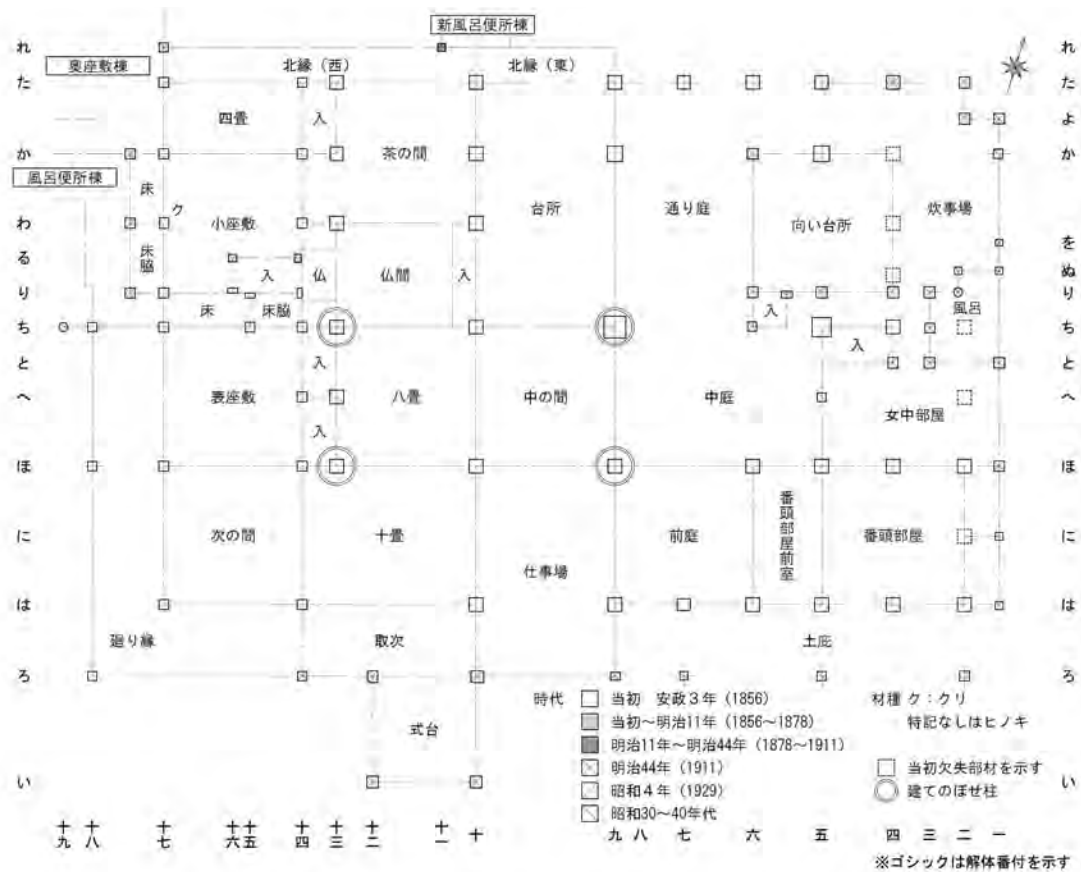


3、「か五」柱 柱脚の切石

写真 2-3、礎石上の切石



2、「ち四」「り四」柱 柱脚の切石



1、柱 時代・材種調査図

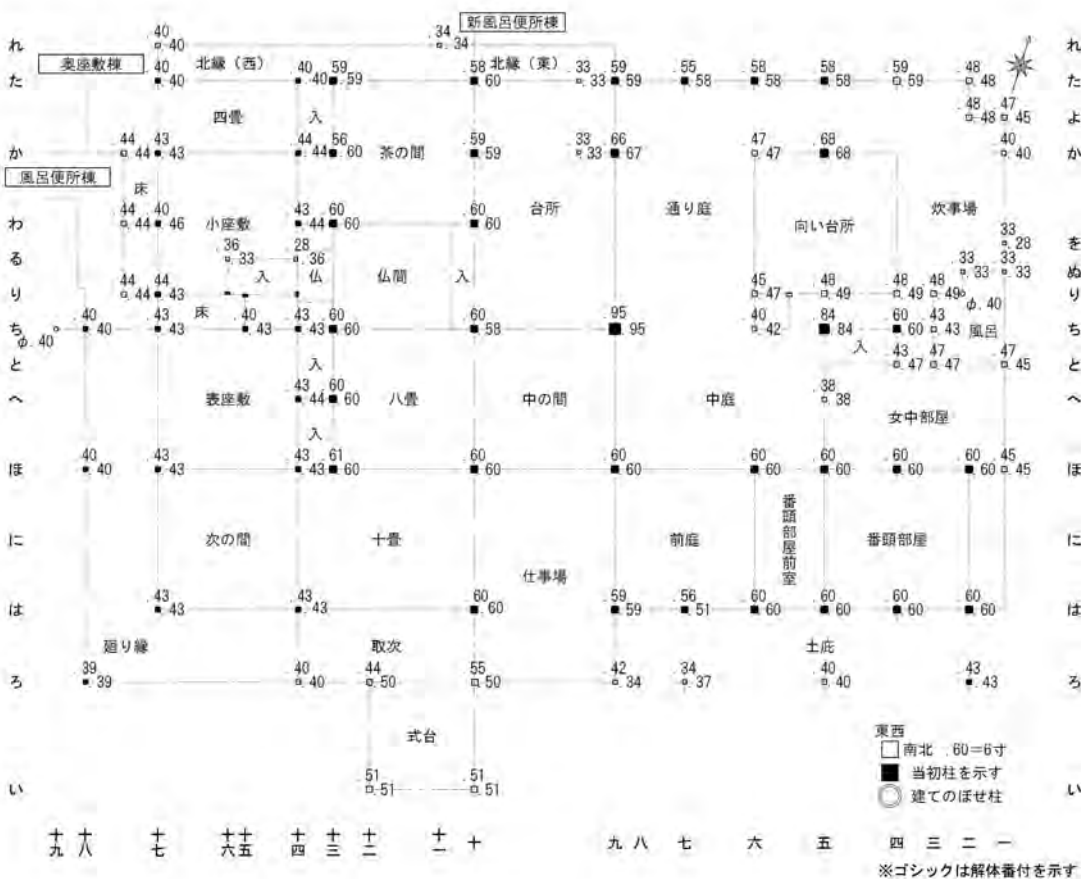
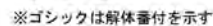


図 2-13、柱 調査図

2、柱 断面寸法調査図



Architectural floor plan of the main residence (本館) of the Kōchōrō. The plan shows a rectangular building with various rooms and courtyards. Key areas include the entrance (入り), tea room (茶の間), sitting area (座敷), and kitchen (台所). The plan is labeled with room names in Japanese and includes a legend for construction materials and a scale bar.

Legend:

- 礎石上に柱間断面の石を積み柱を乗せる
- 礎: 礎石建て
- 積: 積石建て
- レ: レンガ積建て
- 布: 布石建て
- 土: 土台建て
- 足: 足固め建て
- 敷: 敷居建て
- 荒: 荒板建て

Scale bar: 四三二一 ※ゴシックは解体番付を示す

122

差し敷居 当初材は「ろ十」・「は十」・「ほ九」・「ち九」・「ち九」・「か九」の南端・「か九」・「た九」・「ほ五」・「ち五」の南半分であった。表面加工は化粧面を台鮑、その他は木挽きまたは手斧としていた。「ち九」・「か九」は当初材を南側に三尺ほど残し、二枚柄差し車知栓締めで継がれていた。北側の継がれた材の表面加工は化粧面を台鮑、その他は帯鋸であった。「ほ五」・「ち五」は、「ち五」柱南面に差し敷居の仕口が残されていたことから、当初は長さ二間の差し敷居であったが、明治四四年（一九一〇）の増改築時に切断されたと考えられる。「れ十一」・「れ十七」は古写真（図二二二）に写っている。明治一一年（一八七八）・明治四三年（一九一〇）と考えられる。その他の差し敷居は、明治四四年（一九一〇）に取替または新設されたと推測する。表面加工は化粧面を台鮑、その他は木挽きまたは手斧であった。

解体していないので詳細は未調査だが、柱および差し敷居側面に込栓があることから小根柄差しで柱に込栓、または通し柄差しで差し敷居側面から込栓打ちと推測する。なお明治四四年（一九一〇）と考えられる差し敷居（「向い台所」以外）は雇柄であった。柱が建っている状態で取替えられたと考えられる。断面寸法は幅四寸・五寸・成六寸五分・七寸五分で、材種はヒノキ・スギ・マツであった。

足固め 「九通り」から西側は、ほぼ当初材であった。「ろ十二」・「ろ十四」は木柄が新しいため、明治四四年（一九一〇）に取替えられていると推測する。「は四」・「ほ四」および「は五」・「ほ五」は木柄が新しいため昭和三〇年代以降の改造時に取替えられたと推測する。

当初材は幅五寸・成七寸弱のヒノキまたはスギで、表面加工は上端を台鮑とし、その他は木挽きまたは手斧はつりであった。上端を台鮑で仕上げているのは、荒板が載るためと考えられる。解体していないので詳細は未調査だが、込栓がないので通し柄差し車知栓締めと推測する。

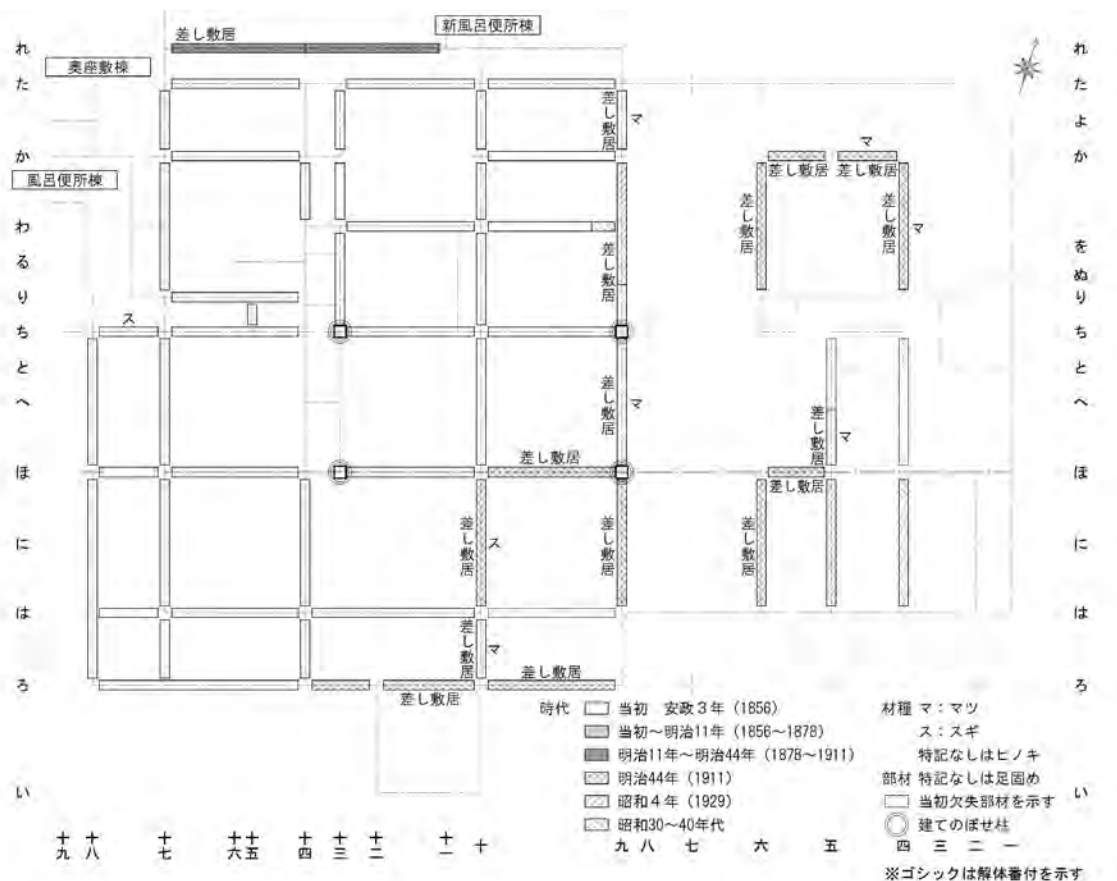


図 2-14、差し敷居・足固め 調査図

下屋下段軒桁・敷桁 下屋の軒桁・敷桁は二段で組まれている部分があった。

「ろ十二」～「ろ十八」および「ろ十八」～「ち十八」は「廻り縁」の南側および西側に配された下段の軒桁である。軒桁であるが「廻り縁」の廻縁を兼ねている。「廻り縁」内部からは廻縁にみえるが、外部からは化粧軒桁としてみえる部材である。幅四寸五分×成約七寸五分のマツで、表面加工は全面が台鉋であった。上端は全面にコガエリが施され、南西側下屋庇の化粧垂木が載り、面戸板を垂木間に配し野桁を載せていた。解体していないので、継手・仕口は不明である。

「ろ十四」～「ろ十八」と「ろ十八」～「ほ十八」は支点間距離が三間で、中央で支える柱がないため、上屋敷桁・敷梁からの桔木で支えられていた。下段軒桁と桔木の仕口は不明だが、杓子柄と推測する。柱を設けずに桔木を入れて柱間三間としたのは、「廻り縁」から南西側は主庭であるため、「表座敷」・「次の間」から主庭の景観を考慮してのことと考えられる。この化粧軒桁には「廻り縁」の天井板が和釘止めされていたので、当初材と推測する。

「式台」は、棟札により明治四四年（一九一一）の増築であることが判明している（第五章第一節第二項参照）。詳細については解体していないので不明である。「と一」～「よ一」は軒桁下にある横架材で、「炊事場」を増築したと考えられる明治四四年（一九一一）と推測する。

南西隅の隅木は三段で組まれていた。最下段はマツの化粧隅木で化粧垂木が配付で納まり、表面加工は全面台鉋であった。下屋南西面は、それまで杉皮葺きであった下屋庇を銅板葺きに葺替えたことが史料によって確認されている（第一部第二章図二一三・一〇参照）。化粧垂木も同時期と考えられる。解体していないので詳細は未調査だが、化粧隅木は昭和四年（一九二九）と推測する。

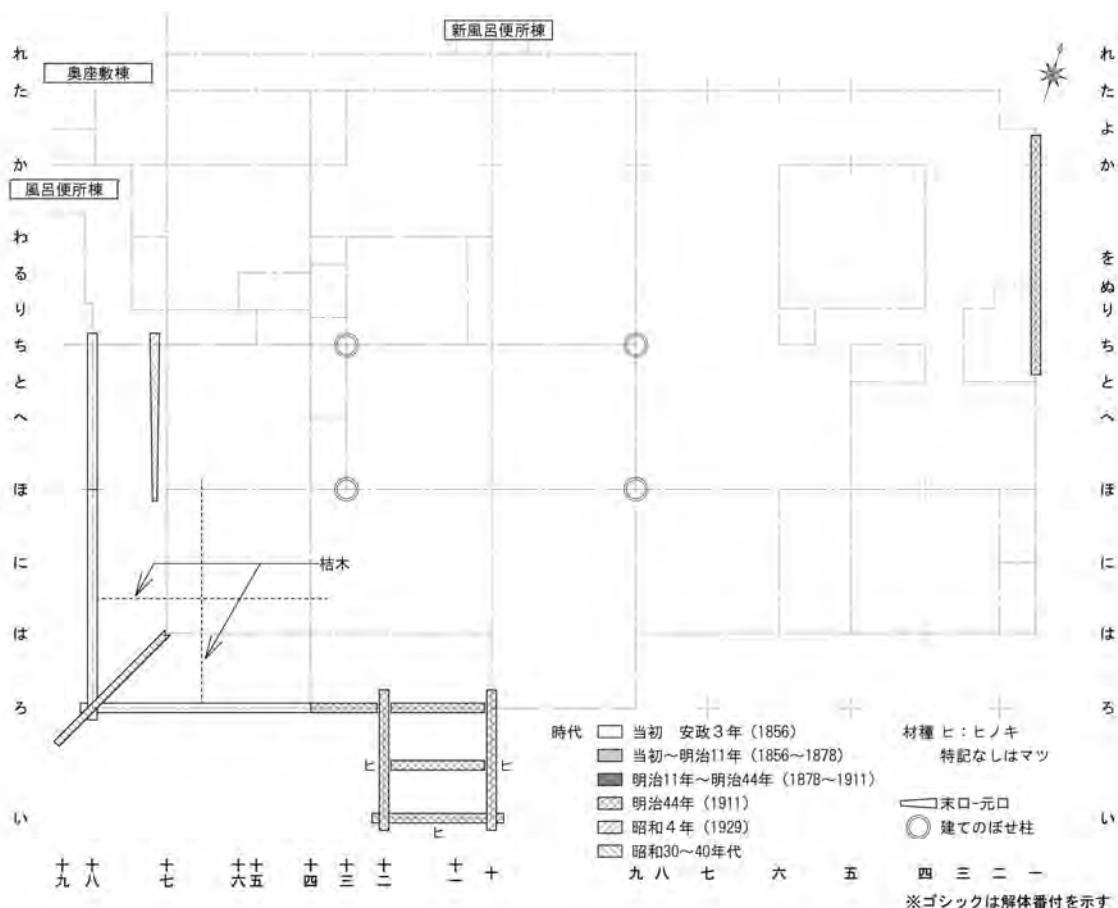


図 2-15、下屋 下段軒桁・敷桁 調査図

下屋上段軒桁・敷桁 幅四寸×五寸×成七寸×一尺のマツで、表面加工は化粧面が台鮑仕上げ、その他は木挽きであった。解体していないので詳細は未調査である。

「た四」～「た十七」の軒桁は、垂木の止釘が和釘一回で打替えがなく、また上端は全体的にコガエリを取らず垂木彫りを施していた。当初材と推測する。「た二」～「た四」の軒桁は、垂木止釘は洋釘一回で打替えはなかった。また上端は全体的にコガエリを取っていた。明治四四年（一九一一）と推測する。

「ほ一」～「よ一」の軒桁の垂木止釘は和釘または洋釘で止められていて、打替えはなかった。また上端は全体的にコガエリを取っていた。明治四四年（一九一一）と推測する。垂木止釘として使用されていた和釘は、「た四」～「た十七」の軒桁で使用されていたものと同寸法・同形状のものであったので、増築時に当初の和釘を再用したと考えられる。「は一」～「ほ一」の軒桁は、昭和三〇年代以降の改造で欠失していた。

「ろ十二」～「ろ十八」・「ろ十八」～「ち十八」の軒桁および隅木は、化粧垂木上に載り野垂木を支えていた。解体していないので詳細は不明だが、昭和四年（一九二九）と推測する。

「式台」廻りは、棟札により明治四四年（一九一一）の増築であることが判明している（第五章第一節第二項参照）。

「ろ二」～「ろ九」の軒桁はベイマツであった。垂木彫りは施されていたが、垂木止釘は洋釘で打替えはなかった。昭和四年（一九二九）と推測する。

「れ十」～「れ十七」の軒桁は幅三寸六分×成六寸のマツで、鴨居の機能も兼ねる部材であり、図二二～二二の人物背後に写るガラス戸の鴨居である。「れ十一」柱同様、明治一一年（一八七八）～同四四年（一九一一）と推測する。「ろ九」～「ろ十」の軒桁は、西側一間が当初材であった。東側一間は昭和三〇年代以降の改造で切断され、新材となっていた。

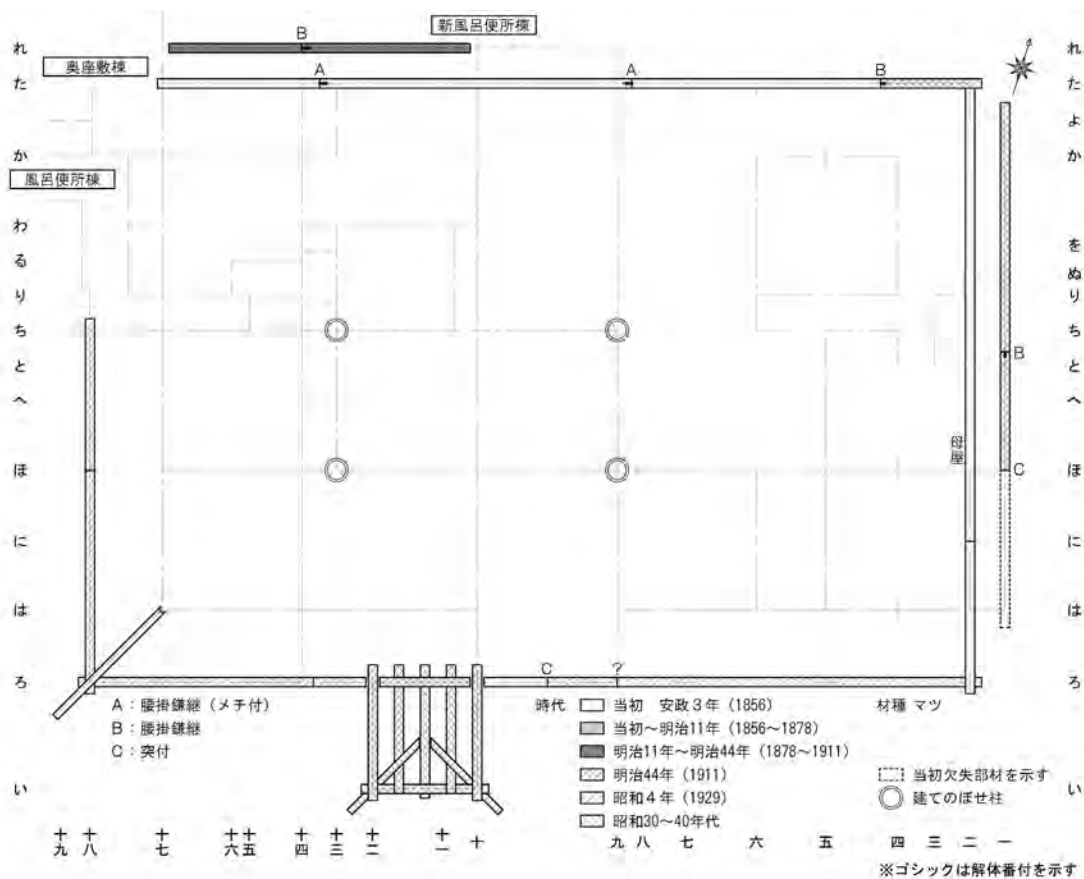


図 2-16、下屋 上段軒桁・敷桁 調査図

差し鴨居 幅四寸〵五寸×成八寸〵一尺二寸のマツで、表面加工は台鉋であった。柱に四方差しとなる仕口は「は九」で確認できた。南北方向の男木である繋ぎ梁「ろ九」〵「は九」が南から小根柄で柱へ納まり、下柄で柱を貫通して女木である差し鴨居「は九」〵「ほ九」へ納まる。東西方向の男木である差し鴨居「は六」〵「は九」が東から小根柄で柱へ納まり、上柄で柱を貫通して女木である差し鴨居「は九」〵「は十」へ納まる。柱を貫通する柄は長柄で、上端から車知栓締めしていた。また柱胴付には小根柄両側に目違柄を設け、捻じれに抵抗していた。なお柱を貫通する長柄は、当初柱の柄と同様に斜交いに加工されていた。他の納まりも同様と推測される。鈴木朋之棟梁によると、このように柄を斜交いに加工するのは手間のかかることだが、建前のときは斜交いの柄の方が組みやすく、また組んだ後に車知栓や鼻栓で締めやすく、強いということであった。「前庭」・「仕事場」を固めているのは、上部に「ツシ二階」が載るためと考えられる。「ほ五」〵「ち五」の差し鴨居は、下端に建具の溝決りが全面に施されていた。すべて当初材と推測する。「り六」〵「か六」の差し鴨居は、明治四四年（一九一一）に新設されたと考えられる柱に納まっているので、同時代と推測する。解体していないので詳細は未調査である。

床梁 幅三寸五分×成八寸のマツで、表面加工は全面台鉋であった。「は通り」の差し鴨居に蟻落として組まれていた。「ほ通り」の差し鴨居とも同様の仕口と考えられる。「ツシ二階」を支える床梁で、当初材と推測する。解体していないので詳細は未調査である。

登り梁 主屋東側に設けられ、下屋東面を支える部材である。末口八寸程度のマツで断面は八面体、表面加工は下から見える範囲を台鉋としその他は手斧であった。「は通り」・「に通り」・「ほ通り」・「へ通り」・「ち通り」は元口を柱が支えるが、現存している柱は「は二柱」・「ほ二柱」のみで、その他は柱が欠失し、登り梁元口下端に柱の柄穴が残っていた。末口は柱および束柱に通し柄差し込

栓締めまたは鼻栓締めであった。当初材と推測する。



1、「は七」～「は九」差し鴨居



2、「は九」柱南東面仕口



3、「は九」柱北東仕口



4、「ろ九」～「は九」繋ぎ梁の切断されていた長柄

写真 2-4、「は九」柱 差し鴨居納まり

「わ通り」・「か通り」は元口を軒桁に兜蟻で掛け、末口は小屋束に通し枳差し鼻栓締めであった。明治四四年（一九一一）と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

繋ぎ梁 下屋側廻りと上屋側廻りを繋ぐ梁で、下屋西面・南面・北面を支える部材である。機能としては先に述べた登り梁と同じである。末口八寸程度のマツで断面は八面体、表面加工は下から見える範囲を台鉋としその他は手斧であった。仕口は元口を下屋軒桁と渡り顎・兜蟻、末口を柱・束柱に通し枳差し込栓または鼻栓締めであった。当初材と推測する。

「ろ九」・「は九」・「ろ又九」・「は又九」・「ろ十」・「は十」は幅四寸×成六寸のマツで矩形断面、表面加工は全面台鉋であった。仕口は柱・束柱に通し枳差し込栓または鼻栓締め、下屋軒桁に兜蟻などであった。当初材と推測する。「ろ十四」・「は十四」は幅二寸×成四寸、「ほ十七」・「ほ十八」・「ち十七」・「ち十八」は幅四寸×成六寸で、ともに材種はマツ、表面加工は木挽きであった。解体していないので不明な点が多いが、当初材と推測する。

「と通り」・「り通り」の繋ぎ梁は明治四四年（一九一一）と推測する。

受け梁 「は四」・「ち四」の受け梁は末口六寸程度のマツで、断面は八面体、表面加工は下から見える範囲を台鉋としその他は手斧であった。末口・元口とも、柱に通し枳差し鼻栓締め。「に通り」・「ほ通り」・「へ通り」の登り梁を受けている。当初材と推測する。

「ち四」・「た四」の受け梁は末口七寸程度のマツで、断面は八面体、表面加工は手斧であった。末口・元口とも、柱に通し枳差し鼻栓締め。小屋束を建て「わ通り」・「か通り」の登り梁を受けている。「二通り」の受け梁を含め、明治四四年（一九一一）に「ち二」・「ぬ四」・「わ四」・「か四」の当初柱撤去し補強として新設されたと推測する。解体していないので詳細は未調査である。

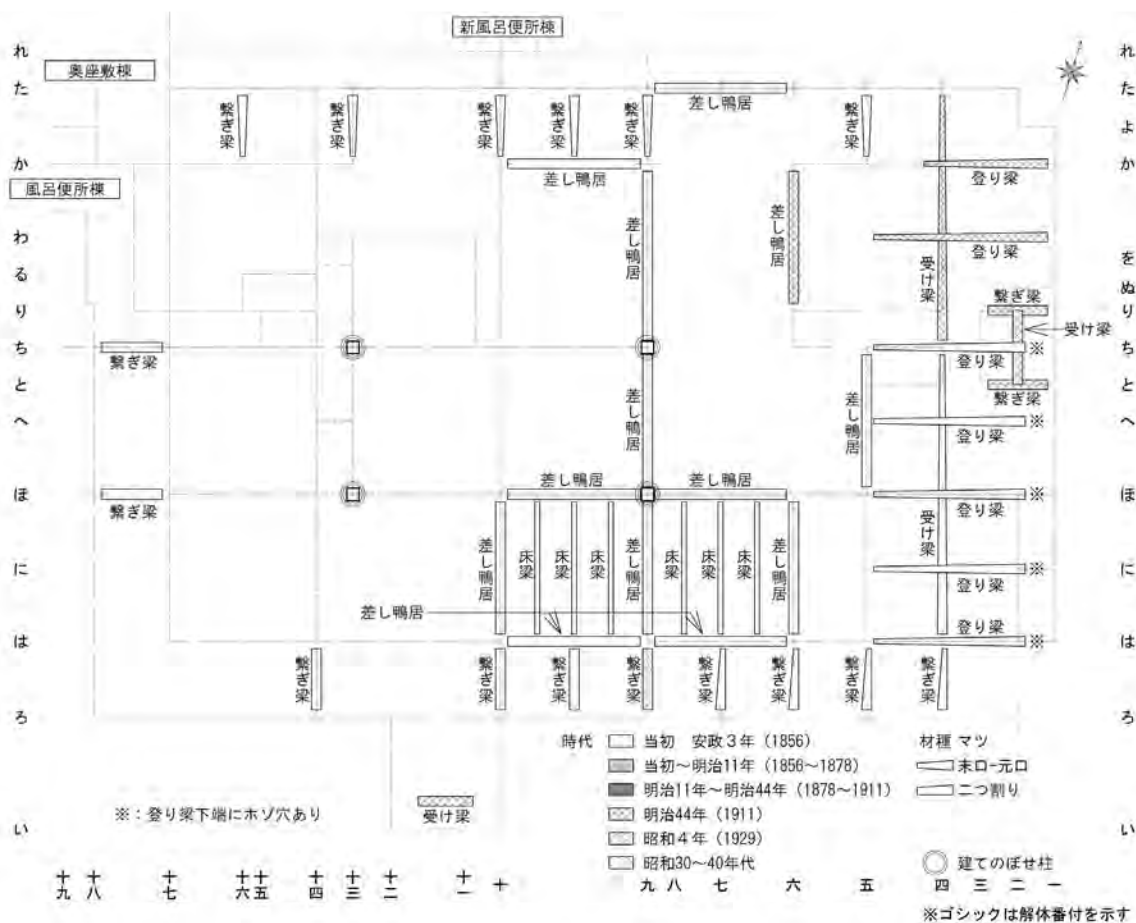


図 2-17、差し鴨居・床梁・登り梁・繋ぎ梁・受け梁 調査図

に増改築されていると考えられることから、欠失部材は柱だけで、現存している差桁・差梁は、すべて当初材と推測する。

束柱 差し鴨居・差桁・差梁から上屋軒桁・敷桁・敷梁の間に、束柱および束が設けられていた。「十通り」から東は土間部分がほとんどであり、見える部分の表面加工は台鉋で仕上げられていた。また「仕事場」・「中の間」・「台所」は天井が低く、差し鴨居・差桁・差梁から上屋軒桁・敷桁・敷梁の間隔が四尺、五尺と長いため、「十通り」西側より断面寸法の大きい束を用いていた。ここでは束柱とする。束柱は四寸、五寸角のマツで、表面加工は、土間部は台鉋、天井裏に隠れる床上部は木挽きまたは手斧であった。束足元は差し鴨居・差桁・差梁に柄差し、束頭は敷桁・敷梁・軒桁に柄差しと考えられる。すべて当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

束（下重上） 「十通り」から西は床上部であり天井裏に隠れるので、表面加工は手斧または木挽きであった。また差桁・差地梁から上屋軒桁・敷桁・敷梁の間隔が一尺、二尺と短いため「十通り」東側より断面寸法の小さい束を用いていた。部材には「下重上」と墨書されていた。ここでは束とする。束（下重上）四寸、五寸角のマツで、表面加工は木挽きまたは手斧であった。束足元は差し鴨居・差桁・差梁に柄差し、束頭は敷桁・敷梁に柄差しと考えられる。貫穴や間渡し穴の痕跡がみられることから、当初転用材と推測する。

軸組架構の組立順序を部材の取外し順で検討したところ、「へ十」の束（下重上）が問題となった。敷桁・敷梁の上木・下木が井桁に組まれ、全体を持上げないと解体できない状態であった。通常、先に下木を組み後で上木を載せる順序となるが、「十通り」の敷梁は上木となる南側「は十」・「へ十」の敷梁を先に組み、下木となる北側「へ十」・「か十」を後から差し込み、束（下重上）「へ十」を北側から差し込んだと考えられる。解体していないので詳細は未調査だが、「へ十」の束（下重上）の束頭の柄幅が短いため違和感がある。

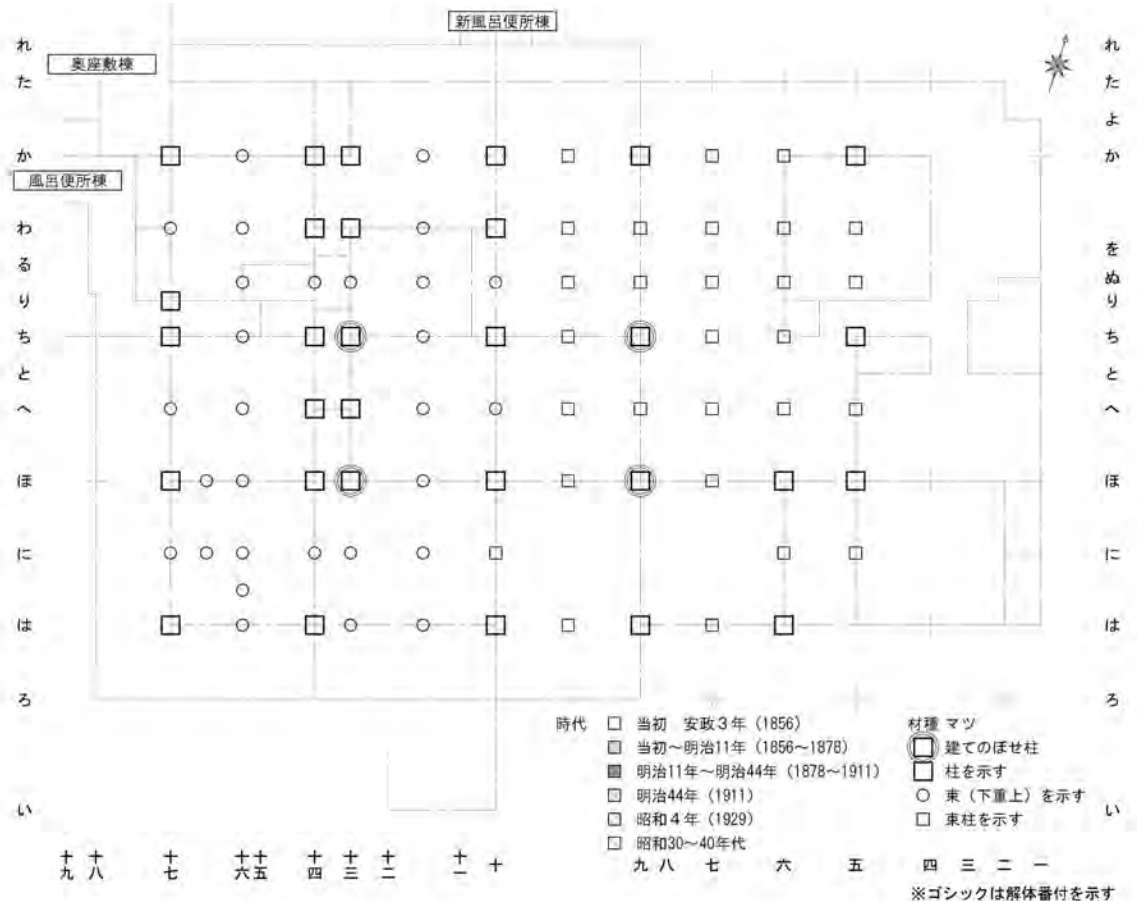


図 2-19、束柱・束 調査図



2、同右



1、上：敷桁・敷梁、下：差桁・差梁



4、建てのぼせ柱と差桁・差梁仕口
写真 2-5、敷桁・敷梁、差桁・差梁、継手と仕口



3、敷梁継手 敷桁・差桁・差梁も同じ



5、敷居・板決り
間渡し穴の
痕跡



4、壁留めの痕跡



3、間渡し穴の
痕跡



2、敷居・間渡し穴
の痕跡



1、敷居・鴨居
間渡し穴の
痕跡

写真 2-6、小屋束当初転用材の痕跡

上屋軒桁 「は通り」「た通り」に位置し、幅約六寸×成約七寸五分のマツで、表面加工は化粧面が台鮑、その他は手斧であった。長さは最大六間半、「は通り」「た通り」とも継手の形状は下敷桁・下敷梁と同様で一箇所であった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

敷桁・敷梁 差桁・差梁と同様である。解体していないので詳細は未調査だが当初材と推測する。「は十」「十三」は明治四四年（一九一）と推測する。「へ十」の束（下重上）が絡む部材は「に五」「に十一」「わ五」「わ十」の敷桁と「は七」「か七」「は十」「か十」の敷梁である。交点となる「に七」は敷桁が下木・敷梁が上木、「に十」は敷梁が下木・敷桁が上木、「わ七」は敷梁が下木・敷桁が上木、「わ十」は敷桁が下木、敷梁が上木で井桁に組まれ、解体できない状態であった（第三章第一節第三項・第三章図三・一架構二七参照）。

補強梁 末口五寸×六寸のマツで断面は八面体であった。表面加工は丁寧に手斧はつりされていた。仕口は柱・束柱に通し柄差し、込栓または鼻栓締めであった。補強梁は「は通り」「ほ通り」間の「六通り」から一間間隔で「又九通り」まで、計四本設け、「五通り」は東下屋の垂木掛けであった。その他は「に通り」に束柱がないため、敷梁の補強とし設けられていると考えられる。「九通り」の補強梁は欠失していた。解体していないので詳細は未調査だが、当初材と推測する。

貫 足固め貫・腰貫・胴貫・内法貫・天井貫・頭貫と最大五段で組み、幅約五寸×厚約一寸のマツで、表面加工は木挽き・手斧であった。柱・束柱に通し楔締めで、桁付き方向を上楔、梁間方向を下楔としていた。天井貫・頭貫は高さをそろえて設置していた。当初および・明治四四年（一九一）と推測する。

縦貫 幅約三寸×厚約八分のマツで、表面加工は木挽き・手斧であった。当初および明治四四年（一九一）と推測する。

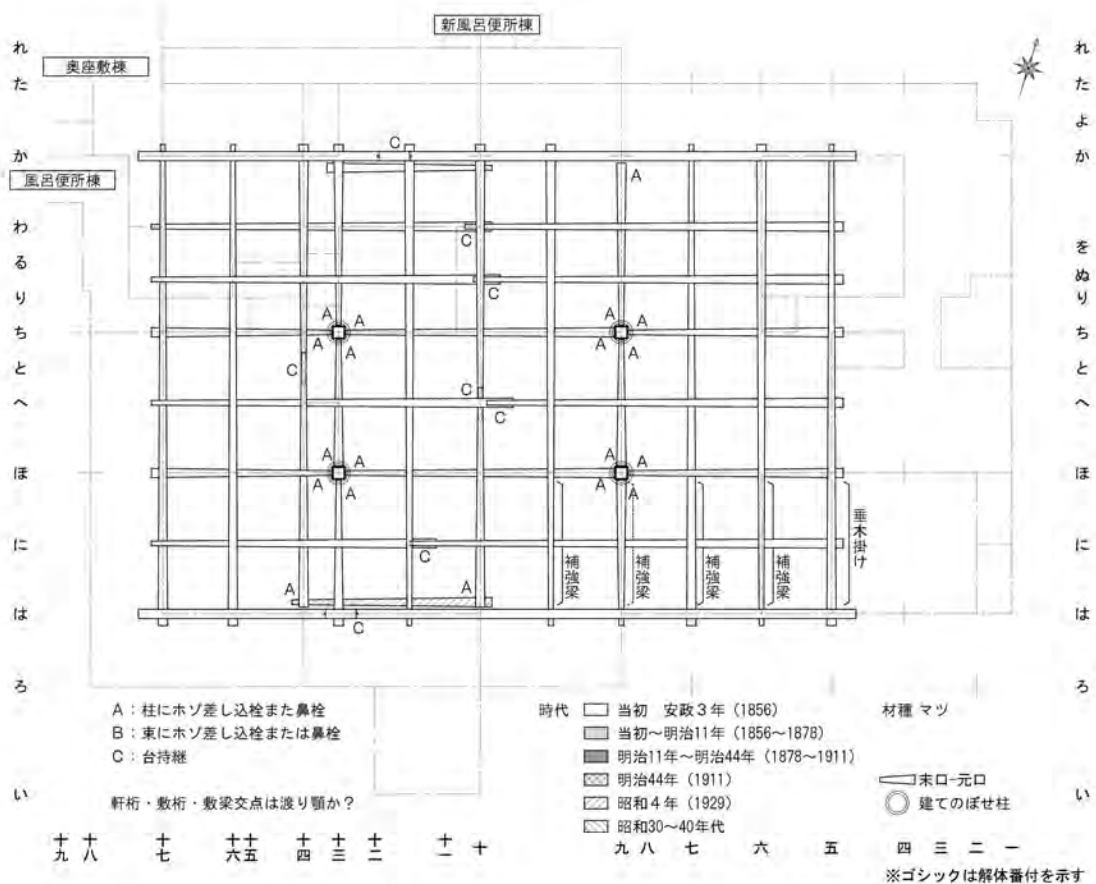


図 2-20、上屋軒桁・敷桁・敷梁 調査図

第八項 小屋組

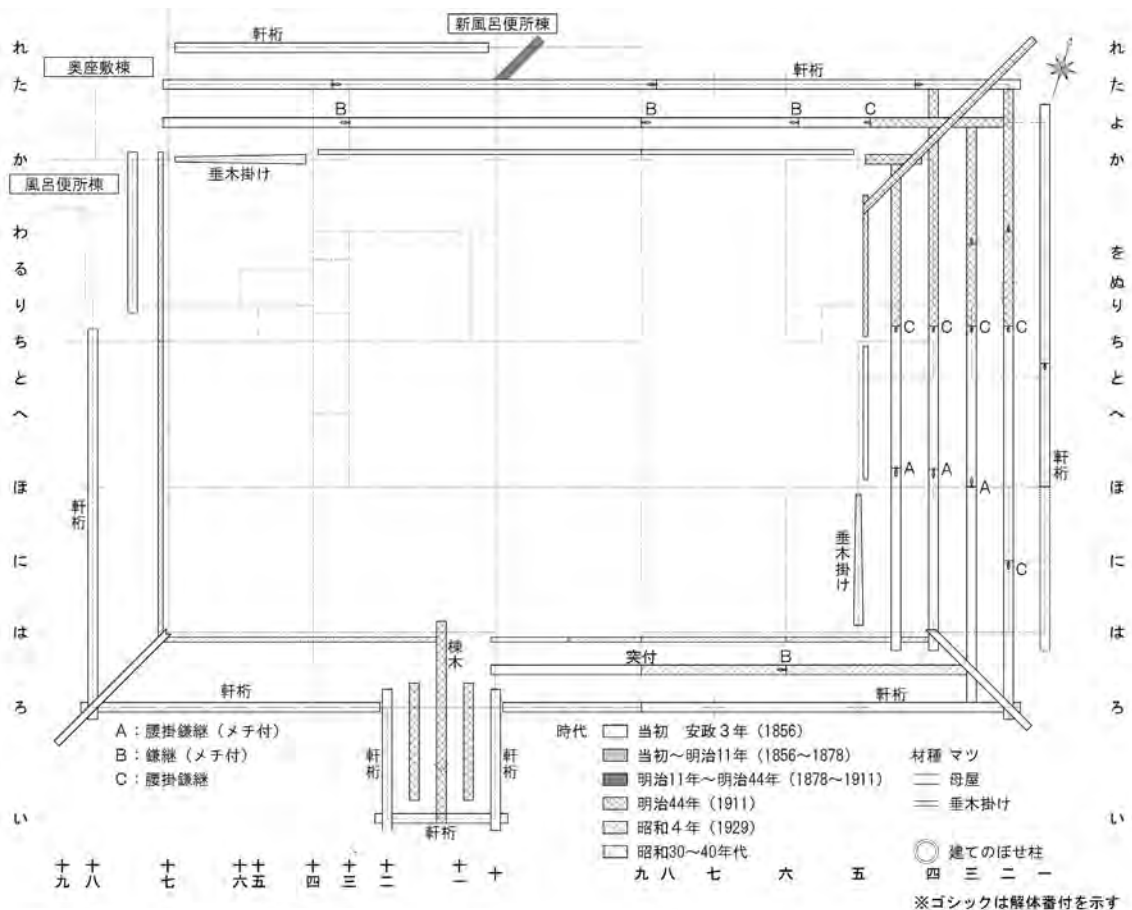
下屋母屋 幅四寸×四寸五寸×成五寸×六寸のマツで、表面加工は化粧面が台
 鉋、その他は木挽きであった。継手は目違付の腰掛け鎌継ぎ・腰掛け鎌継ぎ・
 鎌継ぎであった。仕口は解体していないので不明である。北下屋および東下屋
 南側は垂木の打替えがなく、現状の垂木止釘が和釘なので当初材と推測する。
 「式台」は明治四四年（一九一一）で、東下屋北側も同じ時代の増改築と推測
 する。南下屋東側は垂木の止釘が洋釘で打替えがなかったため、昭和四年（一
 九二九）に取替えられたと推測する。「り又十七」×「か又十七」は約四寸五分
 角のマツで、表面加工は台鉋・木挽きであった。上端に垂木彫り・谷木の痕跡
 があることから当初材と推測する。

下屋垂木掛け 幅二寸×三寸×成四寸×五寸のマツで表面加工は、台鉋・木挽
 きであった。北下屋「か十四」×「か十七」および東下屋「は五」×「ほ五」
 は末口五寸程度のマツ丸太であった。北下屋の丸太以外は柱・束柱へ和釘止め
 だったので当初材と推測する。東下屋「ほ五」×「ち五」も同様に和釘止め
 あったので当初材と推測する。

「ち五」×「又わ五」は洋釘止めであったので明治四四年（一九一一）と推
 測する。南下屋東側は西端が当初材、それ以外は母屋とともに昭和四年（一九
 二九）に取替えられたと推測する。南下屋西側および西下屋も、杉皮葺きを銅
 板葺きに葺替えた昭和四年（一九二九）と推測する。

下屋隅木 幅四寸×四寸五分×成六寸×六寸五分のマツで、表面加工は台鉋で
 あった。解体していないので詳細は不明である。南東隅木は当初材の可能性が
 ある。北側中央の谷木は明治一一年（一八七八）×同四四年と考えられる。北
 東隅木は明治四四年（一九一一）、南西隅木は昭和四年（一九二九）と推測する。

「式台」の隅木だけヒノキであった。明治四四年（一九一一）である。



下屋小屋束 三寸五分角×四寸角のマツで、表面加工は台鮑であった。下屋では繋ぎ梁や登り梁は直接母屋を受け、小屋束が設けられていたのは「式台」・「仕事場」・「炊事場」だけだった。このうち当初材は「仕事場」の一部と考えられる。「式台」は明治四四年（一九一一）、「炊事場」は東正面の番付があったことから「式台」と同時期と推測する（第五章第三節第二項写真五・六参照）。

下屋垂木 幅二寸×成二寸×二寸五分のマツで、表面加工は全面台鮑、間隔は一間の五分割とし、軒桁・母屋・垂木掛けに和釘止めまたは洋釘止めであった。北下屋は当初材だが、東端および西端は明治四四年（一九一一）と推測する。東下屋北側は明治四四年、南側軒先一部は昭和三〇年代以降の改造による。その他は当初材と推測する。南下屋は全体が昭和四年（一九二九）に取替えられていて、「九通り」付近は、その後昭和四〇年代にも取替えられていた。「式台」・「南下屋西側」・「西下屋」はヒノキの化粧垂木とマツの野垂木の二重垂木だった。杉皮葺きから銅板に葺き替えた昭和四年（一九二九）と推測する。

下屋野地板 室内に天井が張られている部分は野木舞、土間廻りは化粧裏板だった。野木舞はスギの割板で、幅三寸×四寸×厚五分、表面加工は木挽きであった。化粧裏板は幅八寸×一尺のスギで、表面加工は化粧面が台鮑、その他は木挽き、垂木に和釘止めまたは洋釘止めされていた。銅板葺きの「式台」・「南下屋西側」・「西下屋」は幅七寸×一尺×厚四部のスギで、表面加工は帯鋸、野垂木に洋釘止めされていた。時代区分は垂木と一致する。

上屋小屋梁 「九通り」から東側土間部に設けられていて、末口五寸×六寸のマツ丸太で断面は八面体、表面加工は手斧であった。柱に通し柄差し込栓または鼻栓締めしていた。母屋と小屋梁の仕口は渡り顎と考えられる。当初材と推測する。

上屋母屋・棟木 幅四寸×五寸五分×成四寸五分×五寸五分のノタ付きのマツで、表面加工は木挽き・手斧であったが、「九」通りから東側は下端が台鮑だった。

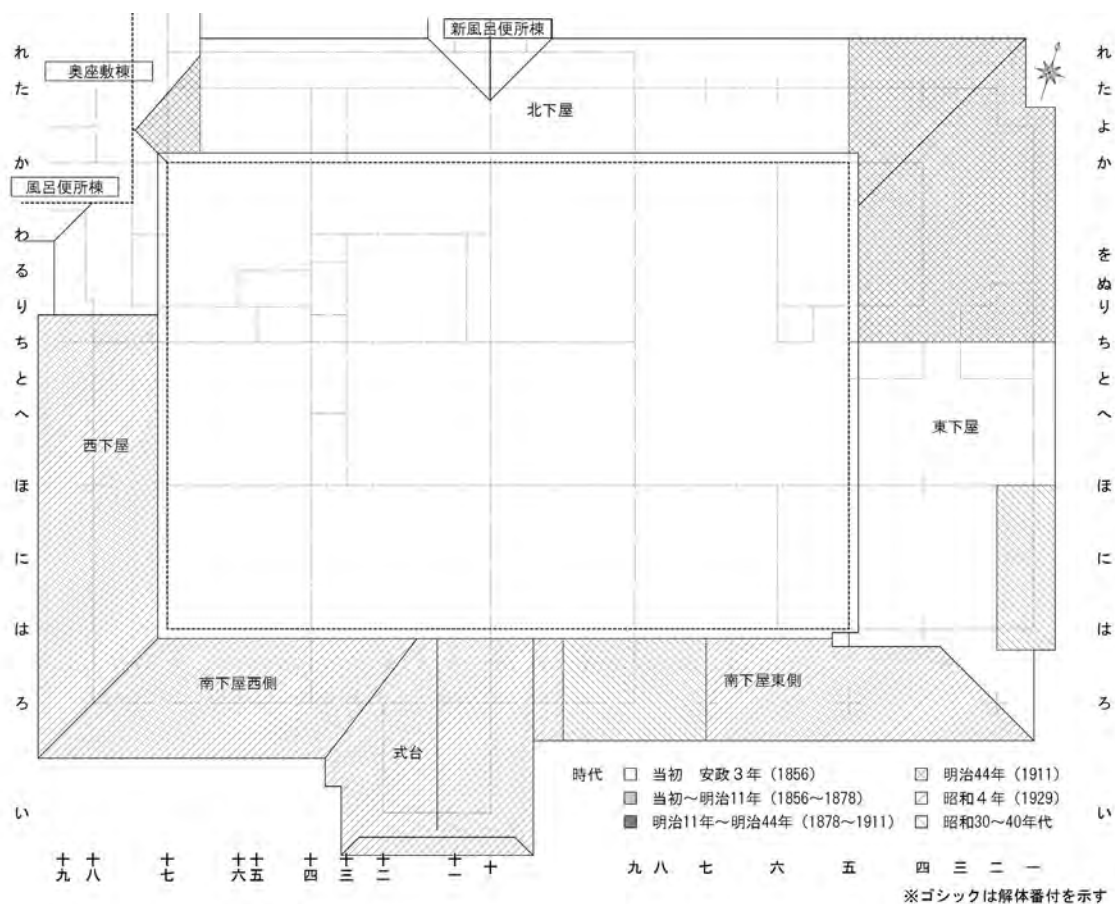


図 2-22、下屋 垂木・野地板 調査図

た。継手は目違付き腰掛け鎌継ぎ・目違付き鎌継ぎ、腰掛け鎌継ぎであった。表面加工は手斧だが、すべてに垂木彫りが施されていることから、下屋母屋と同様にすべて当初材と推測する。北流れ「三ノ母屋」西端には垂木彫りの痕跡が、西から三本目には垂木彫りと面戸板決りの痕跡がある転用材が用いられていた。前述は旧母屋、後述は旧軒桁で当初転用材と考えられる。

上屋小屋束 四寸五分角／五寸五分角のマツで、足元は敷桁・敷梁に柄差し、上部は母屋に柄差しであった。「九通り」から西側の表面加工は手斧だが、東側土間部は台鉋であった。すべて当初材と推測する。また、貫・敷居鴨居などが納まっていた痕跡のある、旧柱と考えられる転用材も用いられていた。転用材はすべてヒノキで台鉋仕上げ、断面寸法は五寸角で面幅三分であった。

上屋小屋筋違い 幅三寸／六寸×厚二寸／二寸五分のマツで、表面加工は木挽き・手斧で、敷桁・敷梁・小屋束・母屋に和釘で打ちつけられていた。隙間から接合部を覗くと打替えがないので、当初材と推測する。

上屋垂木 幅二寸×成二寸二分のマツで、軒桁・母屋・棟木に和釘止めであった。表面加工は「九通り」から西側は木挽きだが、東側は台鉋であった。軒桁・母屋・棟木に垂木の打替えがなかったことから当初材と推測する。

上屋野地板 軒桁・妻梁から外側は化粧裏板、内側は野木舞であった。化粧裏板は幅八寸／一尺×厚四分のスギで、表面加工は化粧面が台鉋、その他は木挽きであった。垂木に打替えがなかったことから、すべて当初材と推測する。

上屋小屋貫 幅五寸×厚一寸のマツで、上段・中段・下段と背違いにして三段で組んでいた。表面加工は「九通り」から西側は木挽き、東側の上端は木挽きだが側面・下端は台鉋であった。下段は桁行方向を下貫で下楔・梁間方向を上貫で上楔、中段・上段は桁行方向を上貫で上楔・梁間方向を下貫で下楔とし、上・中段と下段で貫を組む上下を替えていた。小屋番付が確認できることから、当初材と推測する。

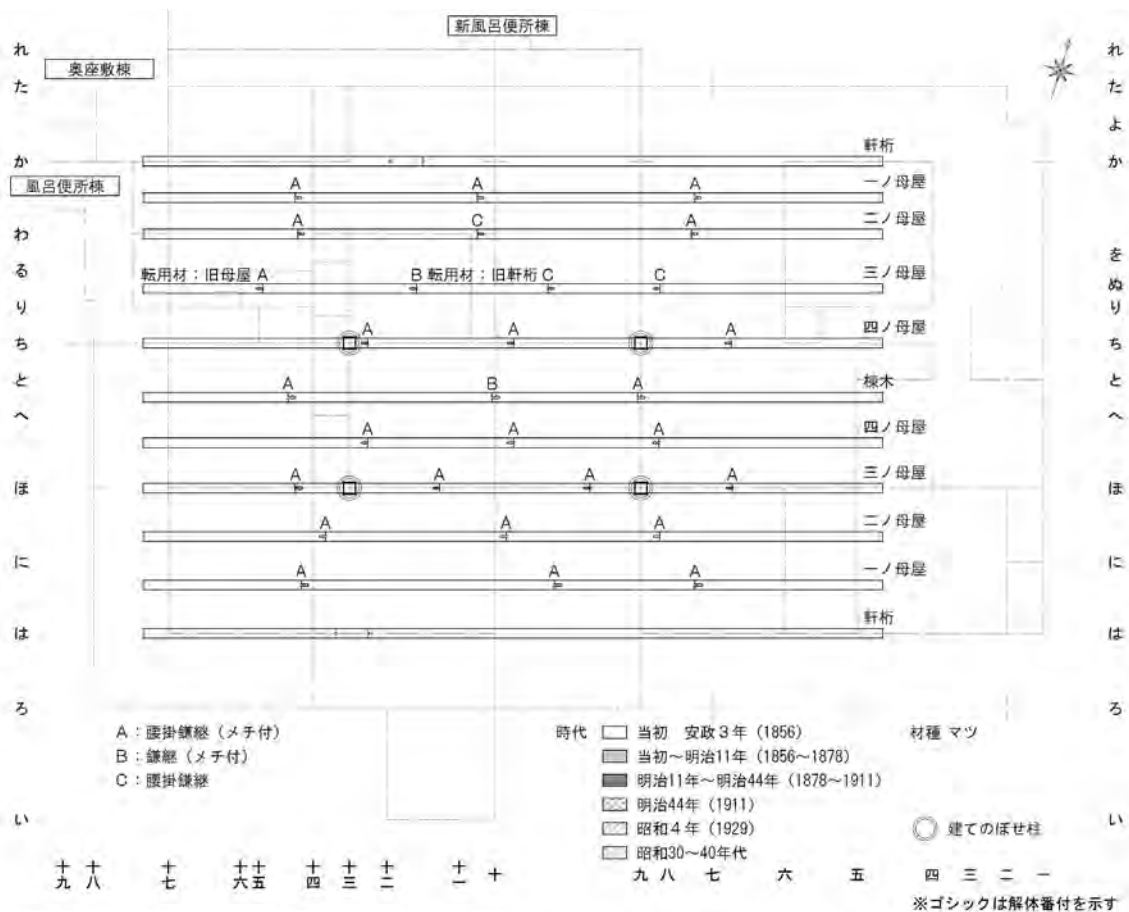


図 2-23、上屋 母屋・棟木 調査図

第九項 軒廻り

下屋広小舞 幅三寸七分×厚七分のヒノキまたはスギで、垂木に和釘止めまたは洋釘止め、継手は目違柄差し・突き付けであった。北下屋西側は和釘止めだったので当初材と推測するが、その他は洋釘止めなのですべて後補材である。

下屋淀 幅三寸五分×四寸×厚一寸七分のヒノキ・スギ・マツで台形断面、広小舞もしくは垂木に和釘止めまたは洋釘止め、継手は目違柄差し・突き付けであった。北下屋西側は和釘止めだったので当初材と判断するが、その他は広小舞と同様に洋釘止めなのですべて後補材である。

下屋瓦座 約一寸角のヒノキ・スギ・マツで、淀に和釘止めまたは洋釘止め、継手は突き付けであった。北下屋西側は和釘止めだったので当初材と推測するが、その他は広小舞と同様に洋釘止めなのですべて後補材である。

下屋破風板 幅六寸×厚一寸五分のマツで、垂木側面に和釘止めであった。当初材と推測する。

上屋淀 幅四寸五分×厚一寸九分のヒノキで、台形断面、垂木に和釘止め、継手は目違柄差しであった。すべて当初材と推測する。

上屋瓦座 約一寸角のヒノキで、淀に和釘止め、継手は突き付けであった。すべて当初材と推測する。なお下屋瓦座を含め、当初材・後補材とも外面に砂漆喰が付着していた。当初から雀口が左官材で塗られていたと考えられる。

上屋破風板 幅六寸×厚一寸五分のマツで、継手はなく一枚板、垂木側面および軒桁・母屋・棟木木口に和釘止めであった。当初材と推測する。

第一〇項 床組

大引 「九通り」から西は、末口六寸×七寸のヒノキ・スギ丸太を太鼓落したノタ付きの芯持材で、表面加工は上端を台匏としその他は手斧であった。継手のない一本材で、末口・元口は木口に片蟻の横柄を造り出し、二間幅の中に約

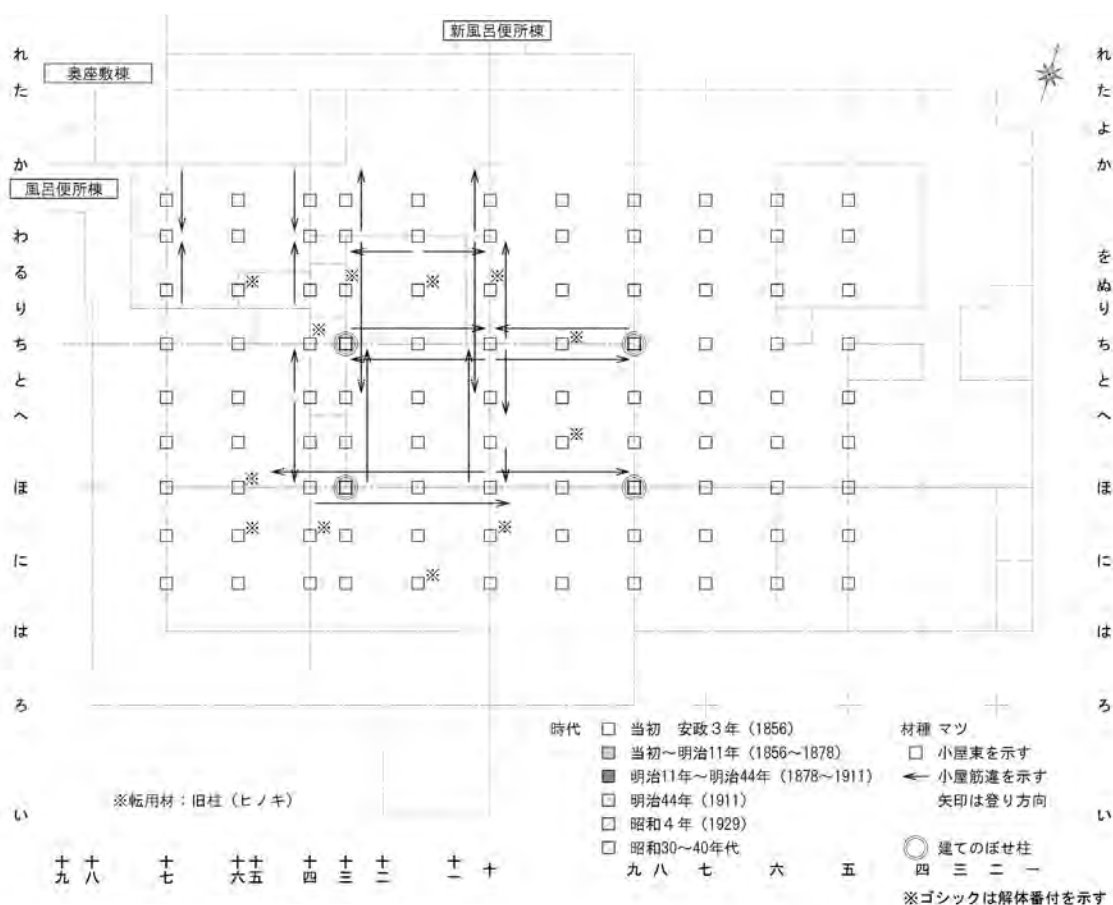


図 2-24、上屋 小屋束・小屋筋違い 調査図

四尺間隔で二本配置し、足固めに横柄差しし、正面からみて右側の大引は西へ、左側の大引は東へ寄せ楔締めしていた。木口を南北方向に向けて、すべて同じ向きで配置されていた。また当初番付が記されていたことから、大引ではあるが、軸部の組立時に組立てられたと考えられる。なお、「茶の間」および「台所」の一部には転用材が用いられていた。転用材は約五寸角のヒノキで、面幅三分の太取り、敷居・鴨居・貫穴・間渡し穴などの痕跡があることから、旧柱と考えられる。ヒノキ・スギを用いた大引は、当初材または当初転用材と推測する。

ベイツガ材の表面加工は、全面帯鋸であった。足固めや差し敷居とは絡まず、床束に載せて洋釘で止められていた。「八畳」・「中の間」・「仕事場」・「番頭部屋」・「番頭部屋前室」は昭和三〇年代以降の改造で取替えられていた。

根太掛け スギの根太掛けは幅二寸く二寸五分×成三寸で、表面加工は台鉋・木挽きであった。当初材および明治四四年（一九一）と推測する。ベイツガ材の表面加工は、全面帯鋸だった。大引と同様に、昭和三〇年代以降の改造時に取替えられた。

根太 当初材の根太はヒノキ・マツで、差し敷居に大入れ、足固め・大引に落とし込みとし、足固め・大引・根太の上端を揃えた納まりとしていた。足固め・大引に残された墨付痕から、当初根太の計画寸法は幅二寸三分×成二寸であったが、根太はそれより大きめで、仕口の部分だけ寸法調整していた。部分的に取替えられた根太はあるが、ほぼ当初材と推測する。「八畳」・「中の間」・「仕事場」・「番頭部屋」・「番頭部屋前室」はベイツガおよびヒノキ古丸太半割で、昭和三〇年代以降の改造されていた。

床束 三寸く三寸五分角のヒノキで、足固め下は約四尺間隔、大引下は一の間間隔で配置し、柄なしで大引には縫い釘であった。当初材は小屋束の転用材が多かった。その他は昭和三〇年代以降に新設された。

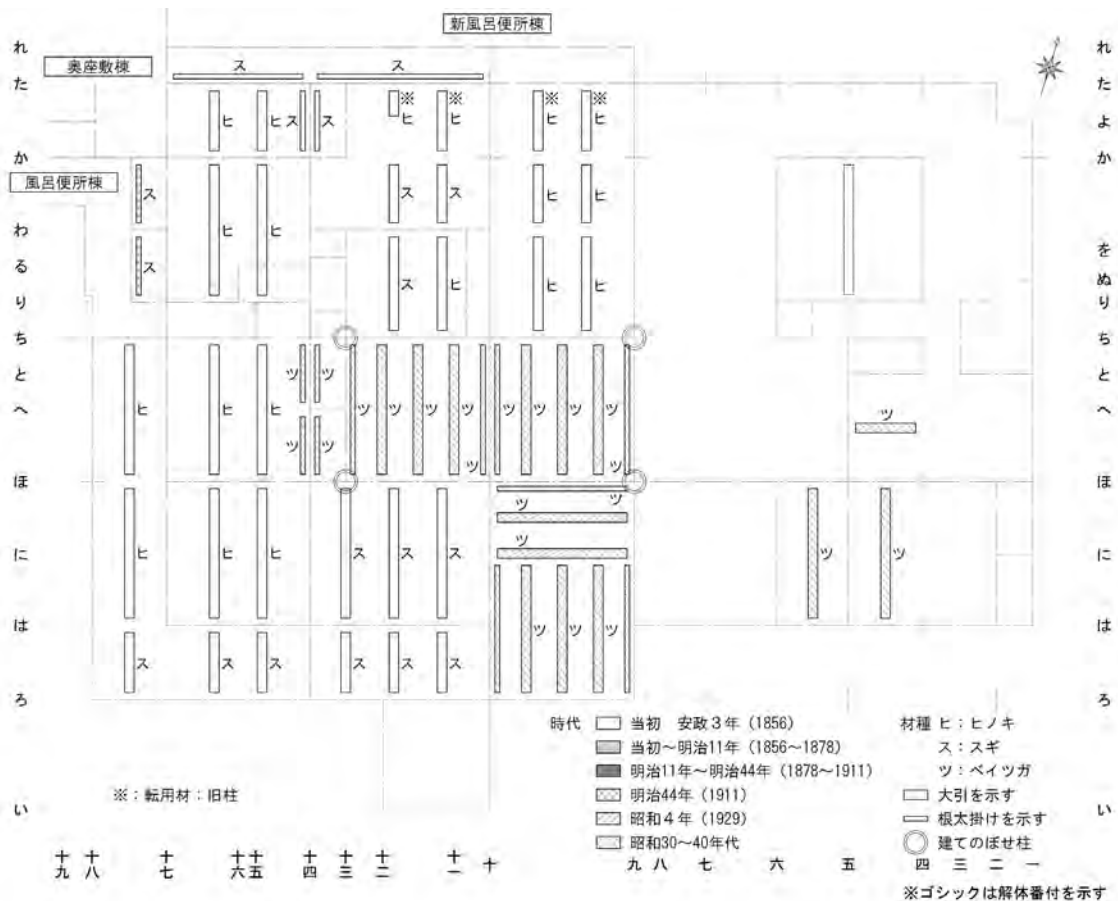


図 2-25、大引・根太掛け 調査図



2、垂木彫りの痕跡
写真 2-7、母屋当初転用材の痕跡



1、垂木彫り・枅穴の痕跡



2、垂木と柱の納まり
写真 2-8、小屋組



1、小屋筋違



2、足固めと大引の納まり
写真 2-9、当初床組



1、当初床組



2、貫穴・間渡し穴の痕跡
写真 2-10、台所北側の太引当初転用材の痕跡



1、敷居・鴨居・枅穴の痕跡

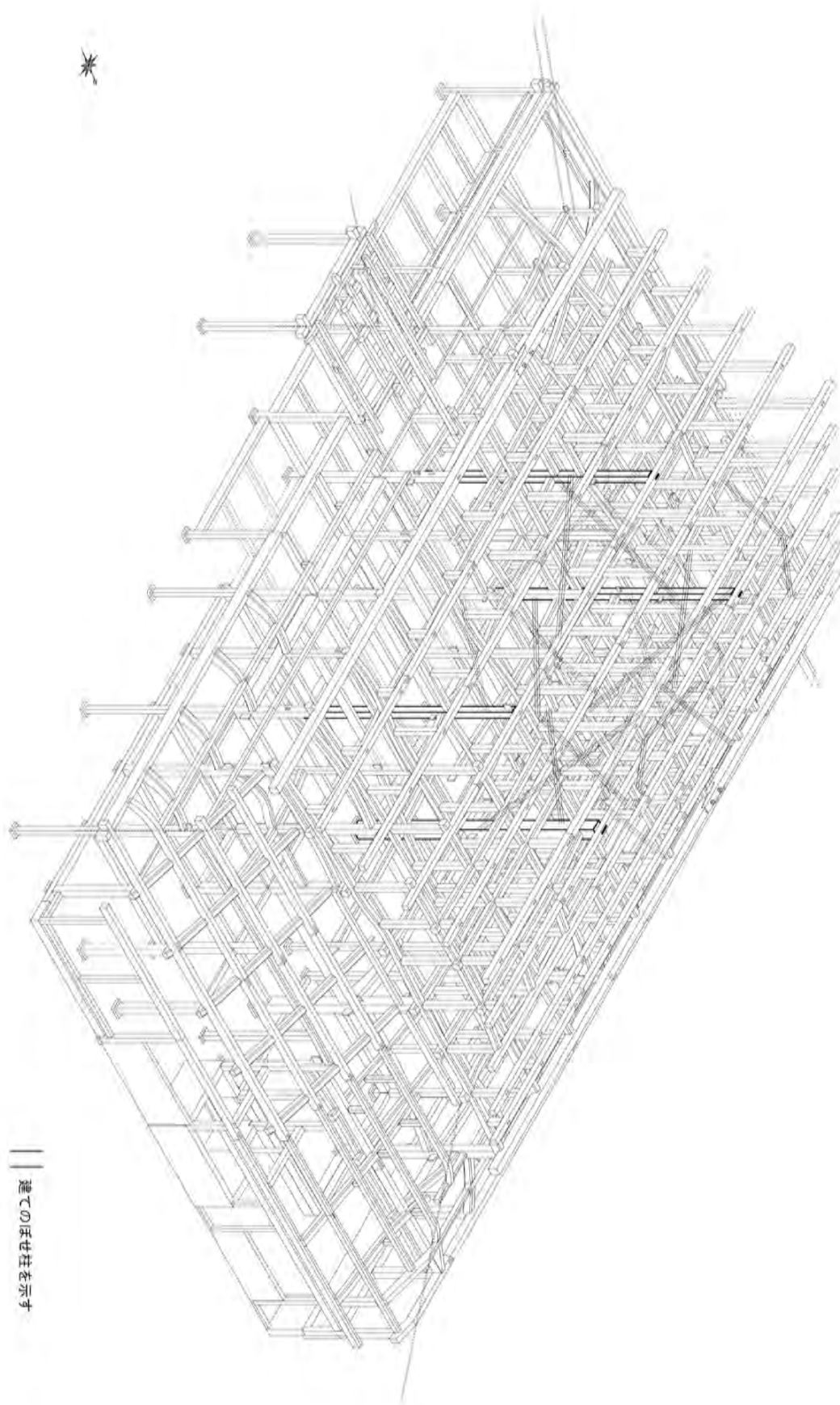


図 2-26、アイソメ図
1、全体アイソメ図

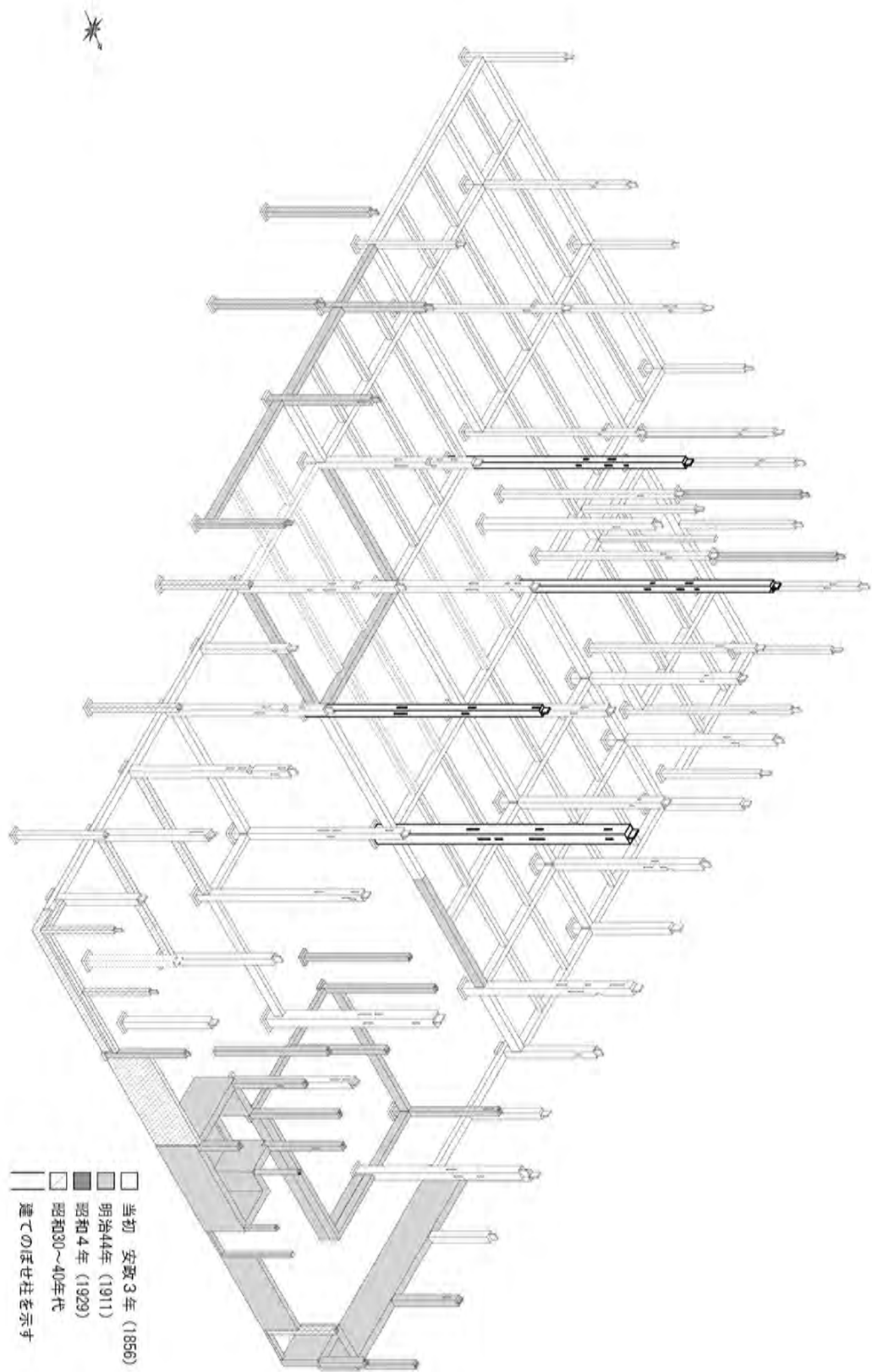


図 2-26、アイソメ図
 2、床組アイソメ図

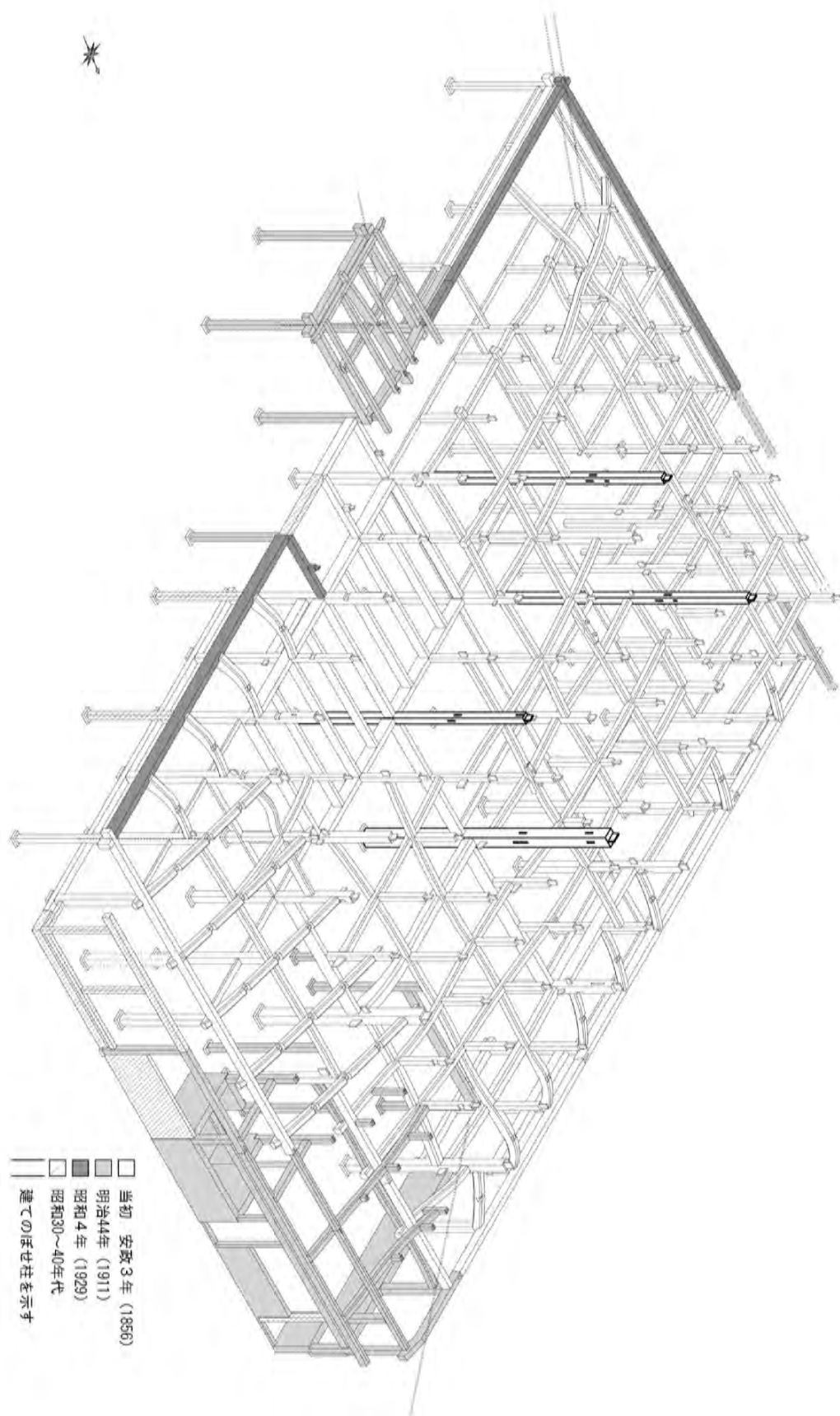


図 2-26、アイソメ図
 3、差桁・差梁・下屋アイソメ図

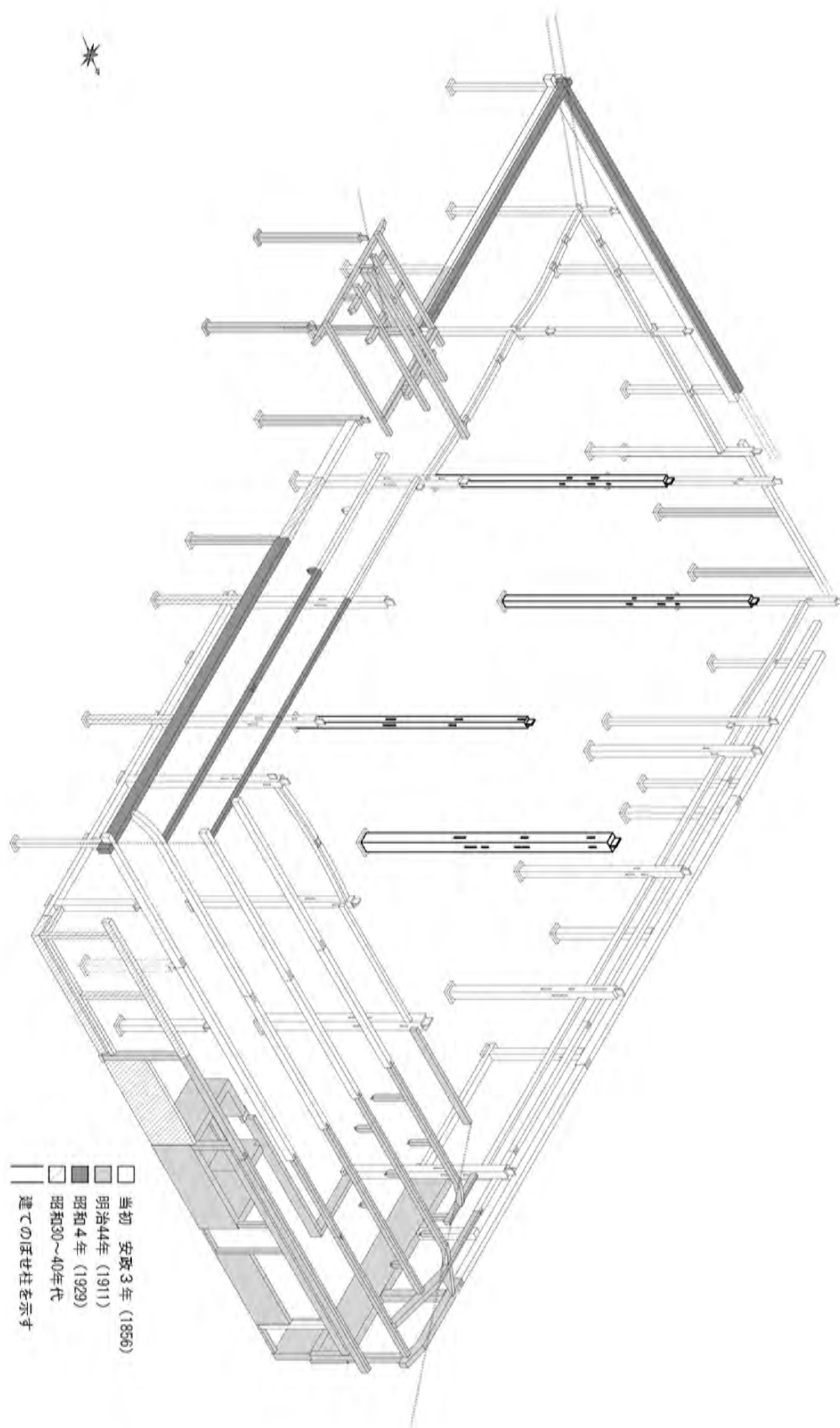


図 2-26、アイソメ図
 4、下屋小屋組アイソメ図

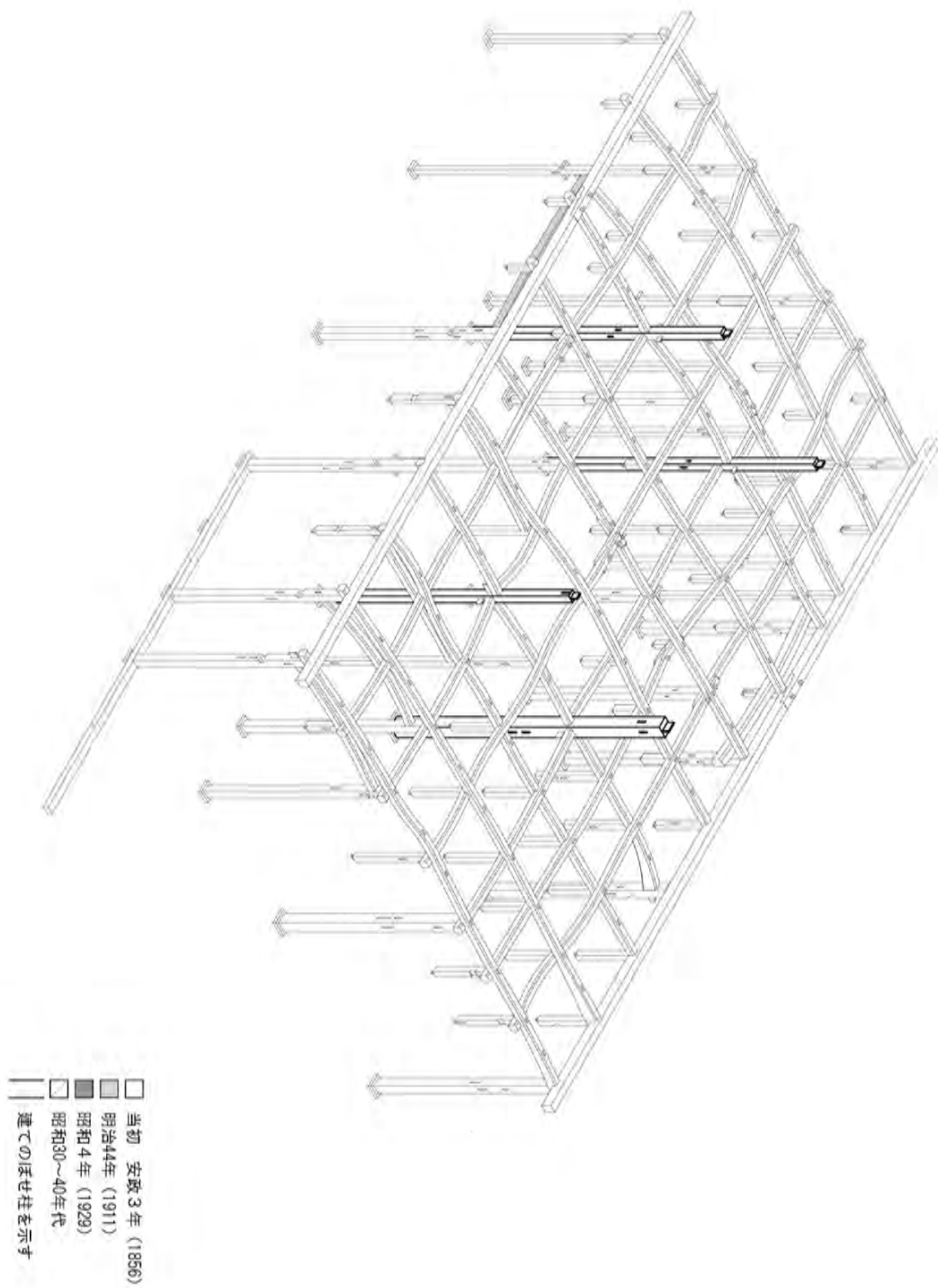
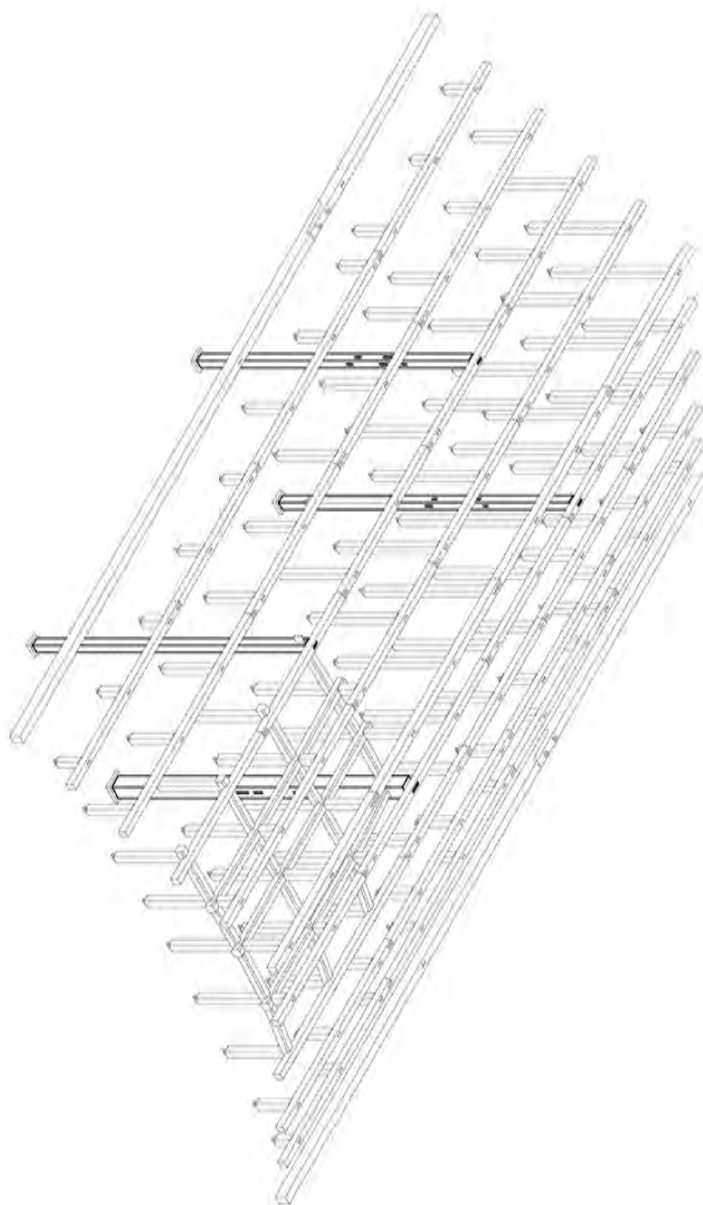


図 2-26、アイソメ図
 5、敷桁・敷梁アイソメ図



- 当初 安政3年 (1856)
- 明治44年 (1911)
- 昭和4年 (1929)
- 昭和30～40年代
- 建てのほせ柱を示す

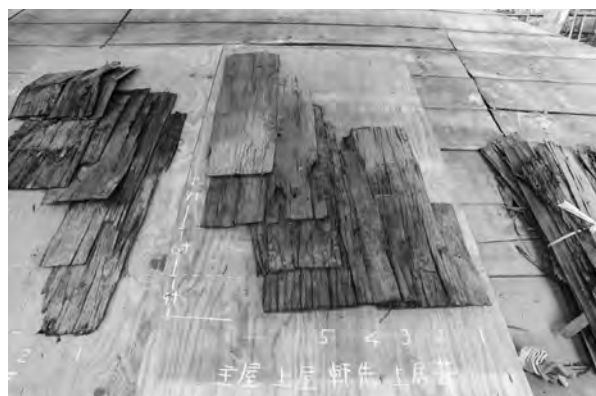
図 2-26、アイソメ図
6、上屋小屋組アイソメ図

第一項 屋根

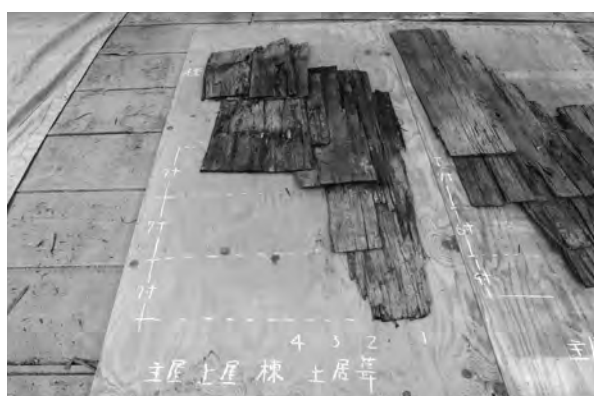
土居葺 瓦屋根の土居葺きは杉皮であった。下屋は幅七寸〜八寸の杉皮を用い、軒先は長さ一尺五寸の杉皮を敷き、長さ二尺八寸の杉皮を葺足一尺二寸とし、雨押え部分は軒先と同様に、長さ一尺五寸を二枚敷きしていた。隅棟部分も、杉皮を二重敷きしていた。常に杉皮が二枚以上重なるように葺かれていた。土留め棧は幅一寸〜一寸五分の真竹割竹の節を上端にして、一尺二寸間隔で垂木に和釘止めまたは洋釘止めていた。当初と考えられる範囲は、北下屋・東下屋南側水上で、土留め棧が和釘止めで打替えがなかった。東下屋北側・東下屋南側水下は土留め棧の止釘が洋釘だったので明治四四年（一九一）と推測する。南下屋も土留め棧の止釘が洋釘だったが、軒桁がベイマツに取替えられていたことから昭和四年（一九二九）と推測する。また南下屋の一部には断面が小波型のアスファルトルーフィングが用いられていたが、横山茂氏の聞き取り調査から昭和四〇年代に葺替えられたことが判明した。

上屋も幅七寸〜八寸の杉皮を用いていた。軒先は長さ一尺二寸の上に、長さ二尺八寸・一尺二寸・二尺四寸・二尺九寸と五枚重ねし、以降は長さ三尺の杉皮を、二段目は葺足四寸、三段目は葺足六寸、四段目以降は葺足七寸とし棟まで葺上げ、棟は長さ一尺五寸の杉皮を二枚重ねしていた。常に杉皮が五枚重なるように葺かれていた。土留め棧は幅一寸〜一寸五分の真竹割竹の節を上端にして、七寸間隔で垂木に和釘止めていた。上屋は北流れに部分的な葺替えがみられたが、土留め棧が垂木に和釘止めで打替えがないことから当初材と推測する。

銅板屋根の土居葺きは、幅約三尺×厚約三厘のアスファルトルーフィングであった。重ね幅を三寸以上とし、約五分角の銅板を抑えにしてアスファルトルーフィング上から銅釘で野地板に止めていた。「式台」屋根の棟には、アスファルトフェルトが敷き込まれていた。アスファルトルーフィングの銅釘に打替え



1、上屋軒先土居葺



2、上屋棟土居葺
写真 2-11、瓦屋根土居葺



1、西下屋軒先状況 土居葺・吊子・銅板



2、西下屋平葺状況 土居葺・吊子・銅板

写真 2-12、銅板屋根土居葺

がないことから、杉皮葺きから銅板葺きに葺替えた昭和四年（一九二九）と推測する。

瓦 下屋は寄棟造棧瓦葺きで、軒棧瓦の瓦当は剣型、ケラバは袖瓦で内側に素丸瓦を二列並べていた。南下屋・北下屋の棧瓦の大きさは幅八寸四分×長さ八寸、軒棧瓦の大きさは幅八寸五分×長さ八寸で、葺足五寸・働き幅七寸三分で葺かれていた。東下屋の棧瓦の大きさは幅一尺×長さ九寸二分、軒棧瓦の大きさは幅一尺×長さ一尺一寸五分と長い瓦を用い、葺足六寸三分・働き幅八寸五分で葺かれていた。南下屋東端の切隅瓦には、遠州では灯台と呼ばれる瓦が用いられていた。瓦は土葺きで一部を除きベタ置きしていた。

下屋の隅棟は、南東・北東・北西・の三箇所であった。南東隅は薄肌熨斗一段・薄割熨斗二段・素丸で隅鬼には「水」の文字が刻まれていた。北東隅は薄肌熨斗一段・薄割熨斗二段・和形三角冠で、隅鬼には山崎家の家紋である「下がりバラ藤」が刻まれていた。北西隅は肌熨斗一段・割熨斗一段・角棧衾瓦であった。肌熨斗・割熨斗とも瓦当は高さ一寸二分程度の前垂れが付いていた。河原崎瓦店の河原崎太輔氏によると、遠州では大名熨斗という名称だという。下屋の雨押えは、南下屋は薄割熨斗一段および二段、東下屋が薄肌熨斗一段・薄割熨斗一段、北下屋は大名割熨斗二段であった。

上屋は切妻造棧瓦葺きで、軒棧瓦の瓦当は木瓜型、ケラバは袖瓦で内側に素丸瓦を二列並べていた。棧瓦の大きさは東下屋と同じで、幅一尺×長さ九寸二分、軒棧瓦の大きさは幅一尺×長さ一尺一寸五分と長い瓦を用い、葺足六寸三分・働き幅八寸五分で葺かれていた。北面はすべての軒棧瓦下に敷平瓦を用い、ヒノキ一寸角の土留め残に銅線で巻き付けていた。土留め棧は和釘止めであった。南面も北面と同じ仕様だが、土留め棧は洋釘止めで、敷平瓦は一部にしか残っていなかった。またケラバの袖瓦には銅線が巻かれ、破風板に洋釘止めされていた。葺土はベタ置きだが、一部に筋置きがみられた。



3、上屋鬼瓦



2、灯台設置後



1、灯台設置前



8、上屋軒瓦上面



6、下屋軒瓦上面



4、上屋棟積



9、上屋軒瓦瓦当



7、下屋軒瓦瓦当



5、上屋軒瓦・敷平瓦

棟積みは大名肌熨斗一段・大名割熨斗五段・角棧衾瓦であった。南面はすべて大名肌熨斗および大名割熨斗であったが、北面は部分的に薄熨斗が用いられていた。鬼瓦は胴と鰭が分かれていて、胴には山崎家の家紋である「下がりバラ藤」が刻まれていた。面戸・雀口は葺き土がむき出しとなっていた。

年号の刻印がなかったので時代を特定するまでは至らなかったが、「掛川善次」・「掛着（善？）瓦」・「二セ川（二瀬川）」の刻印が多かった。「掛川善次」は六代万右衛門が現在地の十王町へ移転する前に、この地で瓦業を営んでいた瓦師善次である。弘化年間に六代万右衛門が掛川藩に提出した土地交換願いの古文書が残っている。この頃には瓦師善次は十王町から北西へ一キロメートルほどの大池村二瀬川に移り瓦業を営んでいて、刻印の「二セ川（二瀬川）」はそれにあたる（第一部第二章第一節第一四項参照）。十王町へ移転した六代万右衛門は嘉永四年（一八五二）に前身の主屋を建築している（第一部第二章第七項参照）。この「二セ川」・「掛川善次」・「掛着（善？）瓦」の刻印は、長屋門・米蔵西庇・西蔵・奥座敷棟・北蔵でもみられる。それぞれの建築年次は未調査だが、長屋門・米蔵西庇・西蔵は主屋と同時期、奥座敷棟・北蔵は明治四四年（一九一一）と推測されるので年代の幅が大きい。代々同じ刻印を使用したと考えられる。

棧瓦上面に「山万」の文字が確認できた。山万は山崎家の屋号のひとつで、山崎万右衛門の略である（第一部第二章第一節第一項参照）。焼きあがった瓦にタガネで刻んだもので、出荷先を示したと考えられる。

修理前の屋根瓦が何時葺かれたのかは不明である。北下屋東側・東下屋北側は、土居葺きの止釘が洋釘だったので明治四四年（一九一一）に新設されたと推測、南下屋は昭和四年（一九二九）と推測、また昭和四〇年代にも雨漏りによって葺替えられていた。



1、上屋軒瓦瓦当刻印



2、同右詳細



3、棧瓦瓦当詳細



4、上屋棧瓦瓦当



6、上屋平瓦瓦当



8、上屋棧瓦上面



5、同上詳細



7、同上詳細



9、同右詳細

写真 2-14、瓦刻印

しかし昭和十九年（一九四四）の昭和東南海地震（第一部第一章第四節第二項参照）では屋根瓦も被害を受けたと考えられる。その他は上屋を含め土留棧の止釘が和釘で打替えがなかったため、土居葺きを残して瓦を葺替えたと推測する。修理前の瓦が葺かれたのは明治四十四年（一九一一）、昭和四年（一九二九）、昭和十九年（一九四四）と考えられる。

雀口は北下屋の瓦座正面に砂漆喰が付着していたことから、左官で仕上げられていたと考えられる。また南下屋の後補部分でも、瓦座に砂漆喰が付着していた。面戸は葺き土が露出している部分が多かったが、砂漆喰が塗られていた。

南下屋・北下屋の雨押え熨斗瓦上端には雨押えとして砂漆喰が塗られていた。東下屋のみ、雨押え熨斗瓦上端には紐漆喰が砂漆喰で塗られていた。東下屋南側水上の面戸漆喰および砂漆喰は、黒漆喰の上に塗られていたので、面戸・紐漆喰・雀口とも、当初は黒漆喰で仕上げられていたと推測する。

銅板 「式台」の屋根は入母屋造り銅板一文字葺きで、銅板の厚さは〇・三五ミリメートルであった。平葺きは葺足約二寸一分×働き幅約七寸二分、ハゼは約三分なので、定尺四尺×一尺二寸の銅板を二〇割りする換算である。幅約六部×長さ約九分の銅板の吊子を用い、アスファルトルーフィング上から野地板に銅釘で止められていた。隅は廻し葺きであった。棟は銅瓦で、割熨斗三段の上に五寸半丸の紐丸瓦を伏せた形状で、紐漆喰も銅板で造り出していた。紐漆喰形銅板の真々寸法を七寸五分とし、すべてのパーツを個別に作成し木下地に銅釘で止めていた。鬼板は木下地に銅板を巻き造り出し、棟南端にオス蟻を、鬼板背面にはメス蟻を造り出し、鬼板を棟に上から落し込んで納めていた。

南下屋西側および西下屋は寄棟造り銅板一文字葺きで、銅板の厚さは「式台」の屋根と同じ〇・三五ミリメートルであった。平葺きは葺足約一尺八寸八分働き幅約四寸七分、ハゼは約五分なので定尺の四つ切りである。「式台」屋根と同様に幅約六分×長さ約九分の銅板の吊子を用い、アスファルトルーフィング上



5、式台棟銅瓦



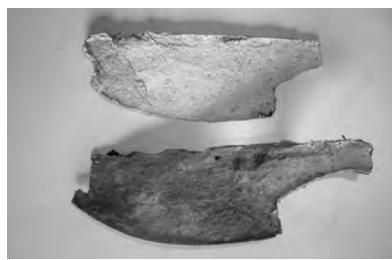
3、面戸漆喰、
左当初、右明治44年



1、紐漆喰
左当初、右明治44年



6、同上詳細



4、当初面戸黒漆喰上に M44 の
砂漆喰を塗る



2、同上背面
左当初、右明治44年



9、南西下屋隅棟
写真 2-15、紐漆喰・面戸漆喰・銅板詳細



8、同右背面



7、式台棟銅瓦詳細

から野地板に銅釘で止められていた。軒付は一段で高さは一寸九分×働き幅一尺一寸二分、雨押えは二段で高さは下段が一寸七分、上段が一寸九分×働き幅一尺一寸二分で、木下地に銅釘で止められていた。隅棟は銅瓦で、木下地を組み割熨斗二段で頂部に二寸半丸の丸瓦状の銅板を伏せていた。割熨斗形銅板の高さは下段一寸九分、上段一寸六分、働き幅は四寸で、木下地に銅釘で止められていた。隅鬼は木下地に銅板を巻き造り出し、隅鬼背面に取付けた銅板を隅棟の木下地に銅釘で止めていた。銅釘は直径五厘×長さ七分の丸釘であった。「式台」屋根および南下屋西側と西下屋は、史料にあるように杉皮葺きから銅板葺きに葺替えた昭和四年（一九二九）と推測する（第一部第二章第二節図二一・二二（一〇参照））。

なお「式台」の銅板葺き屋根面は、それまでの杉皮葺き屋根面と同じ高さにするため、野垂木は二重になっていた。下が明治四四年（一九一一）、上が昭和四年と推測する。解体していないので詳細は未調査である。

雨樋 軒樋は上屋がすべて銅製四寸三分半丸、下屋は西下屋・南下屋・「式台」屋根・北下屋東側が銅製三寸六分半丸、その他は塩ビ製で東下屋は一・二〇ミリメートル半丸・北下屋西側は一・〇五ミリメートル半丸。這樋は南下屋が幅三分×高さ二寸七分の箱型銅製、その他は塩ビ製で径九〇ミリメートルおよび径七五ミリメートル。堅樋は上屋南側が集水器を兼ねた銅製錐台形で集水器部分が五寸三分×五寸七分、南下屋・西下屋は銅製三寸角、その他は塩ビ製で径九〇ミリメートルおよび径七五ミリメートル。集水器は南下屋・西下屋が銅製で五寸角、その他は塩ビ製であった。銅製軒樋の受け金物は、瓦葺き部分が長さ一尺五寸×幅七分×厚さ一分五厘の鉄製、南下屋西側および西下屋は鶴首形鉄製で、塩ビ製樋は既製品であった。銅製の樋は明治四四年（一九一一）と推測する。塩ビ製の樋は昭和三〇年代以降である。

第二項 造作

一、足元廻り

地覆 「ち四」→「ち五」・「へ五」→「ち五」・「ろ九」→「は九」に据えられていた。「ち四」→「ち五」は幅五寸三分×成四寸、「へ五」→「ち五」は幅三寸六分×成四寸、ともにスギで化粧面は台鮑、その他は木挽き、「ち四」柱および「へ五」柱および「ち五」柱柱脚の石に突付けであった。明治四四年（一九一一）と推測する。「ろ九」→「は九」は幅四寸二分×成二寸七分のクリ、化粧面は台鮑、その他は木挽き、「は通り」の土台に目違柄差し、「ろ九」柱脚は待桝であった。当初材と推測する。

腰 「式台」の腰板は、幅一尺八寸八分×厚八分のクスを横張りしていた。「仕事場」南側外部および「前庭」西面の腰は幅八寸×厚四分のスギで横張り、地覆は幅一寸六分×成二寸四分のヒノキであった。腰板は地覆に洋釘止めされていた。「式台」の腰板は明治四四年（一九一一）で、「前庭」西面の腰板も同時期と推測する。

「通り庭」 西面南間は差し敷居下に床束を二本設け三間に分割し、幅二寸九分×成一寸八分のヒノキの地覆を敷き、腰板は幅九寸前後×厚三分のスギ板を縦張りしていた。腰板は地覆に洋釘止めであったが、南端一間の地覆と腰板には和釘穴がみられた。三間のうち南端の一部は当初材、その他は明治四四（一九一一）と推測する。「中庭」西面の腰は、昭和三〇年代以降の改造によりすべて欠失していた。

「北縁（西）」差し敷居→布石間の腰は、幅一寸程度の割竹を胴縁に洋釘止めしていた。昭和三〇年代以降と推測する。

床下換気口 「廻り縁」→「濡縁」境の床下、「台所」→「北縁（東）」境の床下、「女中部屋」→「中庭」境の腰南間、「番頭部屋前室」→「中庭」境の腰には床下換気口が設けられていた。床下換気口は一本溝の加工を施したヒノキの

敷居を差し石上端に据え、差し敷居・足固め下端に付樋端を設け、網戸を俵匳で納めていた。網戸の框はすべてヒノキ、網は隙間間隔一分弱程度の鉄製で、押縁で框に洋釘止めされていた。明治四四年（一九一）と推測する。「前庭」東側上り台下・「通り庭」・「向い台所」境の床下換気口は、昭和三〇年代以降の改造により欠失していた。また「前庭」東側上り台も欠失していた。

二、床廻り

床板 畳下の荒板は幅四寸一尺、厚四分五分のスギであった。「表座敷・床の間」のみ和釘止めで打替えがなく当初であった。その他はすべて洋釘止めであった。「十通り」から西側の荒板は、昭和三〇年代以降に床組み補強で取り外して再用し、当初の位置ではなくなっていた。荒板は当初材であった。「十通り」から東側の荒板は昭和三〇年代以降にすべて取替えられた。

化粧床板は物入の床で使われていたが、すべて洋釘で止められていた。解体していないので詳細は未調査である。「ツシ二階」の床板は厚一寸のマツで、床板側面は雇い実、木口は突付けで差し鴨居・床梁に和釘止めであった。床板の一部を解体したところ、一回の打替えが確認できた。解体していないので詳細は未調査である。

床の高さは「番頭部屋」・「番頭部屋前室」「女中部屋」が「九通り」西側より五寸低かった。「仕事場」の床高も五寸低かったが、横山茂氏によると、「仕事場」北西隅の一畳間だけ高く、接続する「中の間」・「十畳」の床高と同じであったという。「ほ九」・「ほ十」差し敷居南面に、框柄穴と根太柄穴の痕跡、「ほ十」・「ほ十」差し敷居東面に框柄穴の痕跡、天井に竿縁天井の痕跡、「ほ九」・「ほ十」・「ほ十」・「ほ十」差し敷居・差し鴨居間に半柱、床梁下端に柱の痕跡が確認できた。また一畳間東側の差し敷居も発見され、上端には一本溝が彫られていた。横山茂氏の証言のように、「中の間」・「十畳」の床高と同じ高さの一畳分の空間が、「仕事場」北西隅に存在したことが判明した。「ほ九」・「ほ

十」・「ほ十」・「ほ十」の差し敷居は明治四四年（一九一）に取替えられているが、竿縁天井の痕跡には和釘が残っているため、当初の形状を明治四四年にも踏襲したと考えられる。

薄敷居 「十通り」から東側の敷居は、昭和三〇年代以降の改造によりほぼ欠失していた。「十通り」から西側は建物側廻りにヒノキ、内側はサクラが用いられていた。解体していないので仕口は未調査だが、「十通り」から東側の欠失していた敷居と柱の仕口が目違柄差し・雇い目違柄であったので、同様と推測する。また、「表座敷」南面・西面および「次の間」西面の敷居三本のみ、敷居側面に蟻の女木を加工し、雇い蟻柄で足固めに和釘止めていた。この三箇所以外の敷居と足固めには掴み蟻はなかった。溝決りの幅は、障子・板戸・襖・戸襖を問わず八分で、ヒバタは四分であった。

敷居の幅については、「表座敷」・「次の間」・「小座敷」・「取次」・「十畳」が柱幅に合わせた四寸三分、柱幅四寸の「廻り縁」外側、「四畳」が三寸八分、「八畳」・「仏間」・「茶の間」は柱幅六寸に対して五寸幅、厚さは一寸八分二寸で、すべてが柱真に納められていた。「ツシ二階」の敷居は解体していないので未調査である。殆どの敷居溝には、カシの埋木が施されていた。「茶の間」北面の敷居溝の埋木を修理のため取外したところ、マイナス頭の皿ビスを敷居溝に捻じ込み、埋木下端に寄せ蟻の加工を施していた。敷居部材としては内部が当初、「炊事場」北面および「廻り縁」外側の敷居が明治四四年（一九一）と推測する。なお、ビスを利用した寄せ蟻を施した敷居溝の埋木も明治四四年と推測する。解体していないので詳細は未調査である。

畳寄せ 「表座敷」・「茶の間」・「小座敷」の一部に設けられていた。「表座敷」・「小座敷」はヒノキ、「茶の間」はマツで成一寸四分一・一寸九分、化粧面は台鉋であった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。



4、次の間西側敷居西面



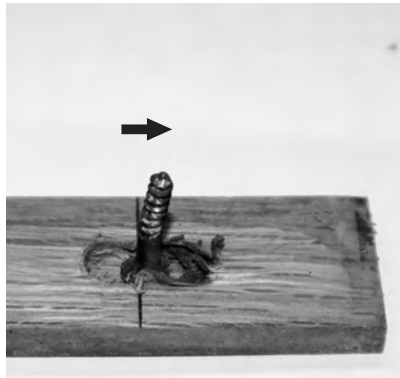
3、次の間西側敷居東面



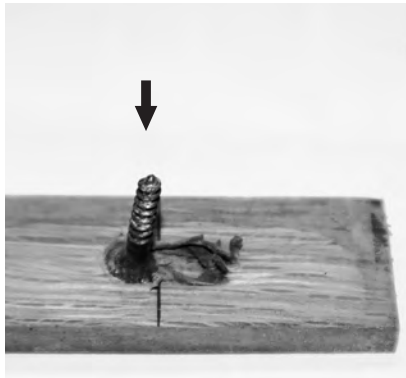
2、表座敷西側敷居西面



1、表座敷西側敷居東面



7、寄せ

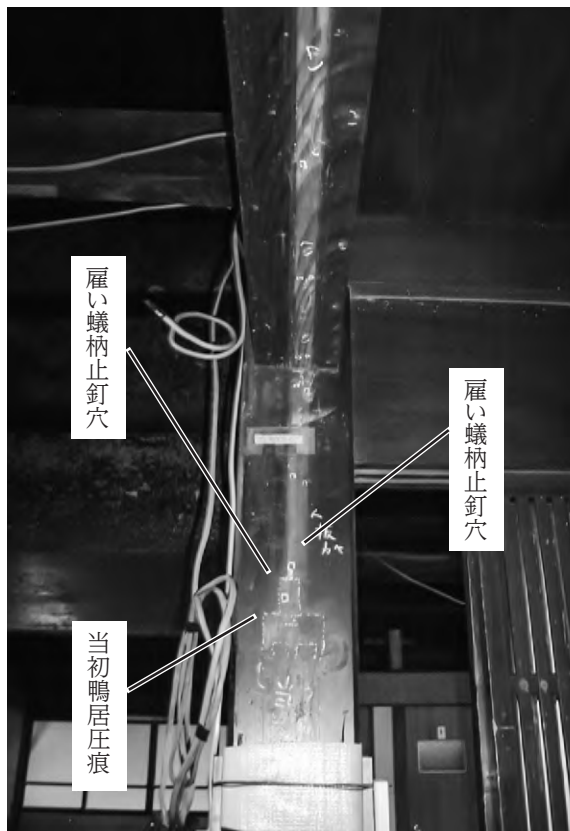


6、ビス（男木）差込み



5、溝埋木下端の寄せ蟻女木

写真 2-16、敷居雇い蟻柄と溝埋木



3、「ほ六」柱西面当初鴨居痕跡

写真 2-17、鴨居雇い蟻柄



1、番頭部屋前室南側鴨居南面 雇い蟻柄



2、「は六」柱東面鴨居納まり

位置	材種	断面寸法：尺 幅×成	柱との仕口（推定）	溝本数	溝埋木	推定年代	備考
表座敷 南	サクラ	0.43×0.17	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	榎み蟻納和釘鉋止
表座敷 西	サクラ	0.43×0.18	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	榎み蟻納和釘鉋止
次の間 東	サクラ	0.42×0.18	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	
次の間 南	サクラ	0.43×0.19	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	
次の間 西	サクラ	0.43×0.19	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	榎み蟻納和釘鉋止
廻り縁 北	サクラ	0.39×0.19	雇い目達・（目達納）	2	有	明治44年	奥座敷棟との間仕切り
廻り縁 東	サクラ	0.43×0.18	雇い目達・（目達納）	2	有	明治44年	
廻り縁 南	ヒノキ	0.37×0.19	（雇い目達）・（目達納）	2	有	明治44年	
廻り縁 西・南側	ヒノキ	0.37×0.19	雇い目達・（目達納）	2	有	明治44年	
廻り縁 西・北側	ヒノキ	0.37×0.19	（雇い目達）・（目達納）	2	有	明治44年	
取次 南・西側	ヒノキ	0.43×0.19	雇い目達・（目達納）	2	有	明治44年	
十畳 南	サクラ	0.43×0.18	雇い目達・（目達納）	2	有	当初	
八畳 東	ヒノキ	0.5×0.19	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	中央上端に埋木
八畳 南	サクラ	0.45×0.21	雇い目達・（目達納）	2	有	当初	
八畳 西・南側	サクラ	0.48×0.18	（雇い目達）・（目達納）	2	—	当初	物入敷居
八畳 西・北側	サクラ	0.47×0.18	（雇い目達）・（目達納）	2	—	当初	物入敷居
仏間 東・西側	サクラ	0.37×0.19	未調査	2	—	江戸末期	物入敷居
仏間 東・東側	ヒノキ	0.5×0.19	未調査	2	—	当初	台所境、建具は一枚俵鉋
仏間 南	ヒノキ	0.49×0.19	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	
仏間 西	サクラ	未調査	未調査	未調査	未調査	当初	上端に無目敷居を載せる
茶の間 北	ヒノキ	0.47×0.18	雇い目達・（目達納）	2	有	当初	
茶の間 東・北側	サクラ	0.49×0.18	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	
茶の間 東・南側	サクラ	0.49×0.18	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	
茶の間 南	ヒノキ	0.5×0.2	雇い目達・（目達納）	2	有	当初	
茶の間 西・南側	サクラ	0.45×0.17	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	
茶の間 西・北側	サクラ	0.38×0.19	未調査	2	—	当初	物入敷居
小座敷 東・南側	ヒノキ	未調査	未調査	無目	—	江戸末期	物入敷居
小座敷 南・東側	サクラ	0.33×0.16	未調査	2	—	江戸末期	物入敷居
小座敷 西・南側	サクラ	0.38×0.19	未調査	2	—	明治44年	床脇地袋敷居
四畳 北	ヒノキ	0.37×0.16	雇い目達・（目達納）	2	—	当初	
四畳 南	ヒノキ	0.43×0.2	雇い目達・（目達納）	2	有	当初	
四畳 西	サクラ	0.37×0.18	未調査	2	—	明治44年	奥座敷棟との間仕切り
台所 北	欠失	—	雇い目達・目達納	—	—	—	
台所 南	欠失	—	雇い目達・目達納	—	—	—	
北縁（西）東	ヒノキ	未調査	未調査	無目	—	明治中期	
北縁（西）西	ヒノキ	0.35×0.23	未調査	無目	—	明治44年	奥座敷棟との間仕切り
北縁（東）北・東側	ヒノキ	未調査	未調査	2	敷鉄	昭和30年代以降	
番頭部屋 北・西側	欠失	—	待ち納・目達納	—	—	—	
番頭部屋 北・東側	欠失	—	待ち納・目達納	—	—	—	
番頭部屋 東・北側	欠失	—	—	—	—	—	物入敷居
番頭部屋 東・南側	欠失	—	—	—	—	—	物入敷居
番頭部屋 西	欠失	—	雇い目達・目達納	—	—	—	
女中部屋 北・西側	ヒノキ	0.39×0.18	未調査	—	—	明治44年	物入敷居

図 2-27、薄敷居調査表

窓敷居 「炊事場」北面はヒノキの無目敷居上端に三分角のカシのレールが洋

釘止めされていた。解体していないので仕口は未調査であるが明治四四年（一九一一）と推測する。「ツシ二階」南面はマツで柱・束柱へ南から払込み和釘止めしていた。柱・束柱側面に貫穴・間渡し穴、軒桁下端に貫穴・間渡し穴の痕跡があり、窓敷居下端には縦貫穴・間渡し穴がなかったことから当初、明治初期と推測する。「風呂」東面はヒノキの無目敷居上端に鉄製の甲丸レールを洋釘止めしていた。「女中部屋」東面は、腰をコンクリートブロック積みとし、その上にモルタルで敷居を造り出し鉄製の甲丸レールを洋釘止めしていた。何れも昭和三〇年代以降の改造による。解体していないので詳細は未調査である。

中敷居 「八畳」西面南側は幅三寸七分×成二寸九分のサクラで、柱に遣り送り

と推測する。中段床の根太欠き込みに和釘穴が確認できたので当初材と推測する。

三、内法廻り

薄鴨居 「表座敷」・「次の間」・「廻り縁」・「取次」・「小座敷」・「炊事場」北面はヒノキ、その他はすべてマツであった。鴨居幅は、柱幅四寸に納まる鴨居は三寸五分、柱幅四寸三分に納まる鴨居は三寸九分、柱幅六寸に納まる鴨居は五寸で、「炊事場」北面の鴨居幅は四寸六分であった。厚さはすべて一寸七分〜一寸八分で統一されていた。溝決りの幅は薄敷居同様、障子・板戸。襖・戸襖を問わず八分で、ヒバタは四分であった。解体していないので未調査だが、確認できた範囲では柱との仕口は三種類あり、一つ目は大入れ・目違柄差し、二つ目は目違柄差し・突付け和釘止、三つ目は薄敷居と足固めを繋ぐ雇い蟻柄と同じで、鴨居木口の片方を柱に目違柄差し、もう片方は木口に蟻の女木を加工し蟻柄を柱に和釘止めしていた。当初材と考えられるが、「取次」南面、「北縁（東・西）」北面、「女中部屋」北面、「炊事場」北面は明治四四年（一九一一）と推測する。「十通り」から東側は昭和三〇年代以降の改造により、欠失している鴨居

が多かった。解体していないので詳細は未調査である。

長押 「表座敷」・「次の間」・「廻り縁」・「小座敷」・「十畳」・「八畳」・「仏間」および、「取次」北面・「茶の間」

南面に設けられていた。「廻り縁」は最長で五間を一本材で納めていた。化粧面はすべて台鉋であった。解体していないので詳細は未調査である。

四、欄間廻り

欄間敷居・欄間鴨居 「表座敷」・「次の間」境、「十畳」・「八畳」・「仏間」・「茶の間」境に設けられていた。「表座敷」・「次の間」境および「十畳」・「八畳」境はヒノキで幅三寸三分×成一寸四分、および幅四寸二分×成一寸六分、「八畳」・「仏間」・「茶の間」境はマツで幅四寸四分×一寸六分および幅三寸六分×成一寸二分、化粧面は台鉋であった。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

吊束 薄鴨居を吊束するための吊束で、「表座敷」・「次の間」はツガで三寸九分角、「廻り縁」はヒノキで三寸三分角、「九通り」から西側のその他はヒノキで四寸八分角であった。化粧面は台鉋。束頭は差桁・差梁に柄差し込栓打ちだが、薄鴨居との仕口は解体していないので未調査である。「番頭部屋」・「番頭部屋前室」境の吊束は欠失していたが、鴨居上端には二枚柄の寄せ蟻の女木が、上部の梁下端には寄せ蟻の女木が加工されていた。「前庭」・「中庭」境の吊束は三

位置	材種・面	成寸法 尺	柱断面寸法 尺	長押蓋	釘隠し	推定年代	備考
表座敷	ヒノキ 糸面	0.39	0.43角	有	有	当初	
次の間	ヒノキ 糸面	0.39	0.43角	有	有	当初	
廻り縁	スギ 面皮	0.32	0.4角 0.43角	有	有	当初	
取次	ヒノキ 糸面	0.39	0.43角 0.6角	有	無	明治44年	北面のみ
十畳	ヒノキ 糸面	0.47	0.43角 0.6角	無	有	当初	
八畳	マツ 糸面	0.47	0.6角	有	無	当初	
仏間	マツ 糸面	0.47	0.6角	有	無	当初	
茶の間	マツ 糸面	0.47	0.6角	有	無	当初	南面のみ
小座敷	マツ 糸面	0.39	0.43角	無	有	当初	

図 2-28、長押調査表

寸角のヒノキだが、昭和三〇年代以降の改造で仕口が切断されていた。鴨居上端に二枚柄の寄せ蟻の女木が、上部の梁下端には寄せ蟻の女木が加工されていた。当初材と推測するが、解体していないので詳細は未調査である。

五、天井廻り

「仕事場」・「前庭」は上部をツシ二階としていたため大引天井、「仕事場」南側・「台所」北側・「番頭部屋」・「女中部屋」は化粧屋根裏天井、「式台」は格天井、その他は棹縁天井であった。「番頭部屋前室」の天井は昭和三〇年代以降の改造で欠失していた。

「廻り縁」の外部に面した部分は化粧軒桁を決って天井板を納めており、化粧軒桁が廻縁を兼ねていた。「式台」は二重廻縁であった。

「式台」の格縁は猿頬面、「廻り縁」の棹縁下端は面皮、その他の棹縁は面幅一分五厘二分の面取りであった。棹縁は「表座敷」・「次の間」・「十畳」・「取次」・「茶の間」・「四畳」・「風呂」を東西方向に、「八畳」・「仏間」・「小座敷」・「中の間」・「台所」を南北方向に、「廻り縁」は長手方向に納めていた。

天井板は、「十通り」から西側の座敷廻りを厚二分、「中の間」・「台所」は厚三分五分、「式台」は厚五分、「向い台所」・「風呂」は厚二分五厘としていた。

天井板の押えで竹製のイナゴが用いられていたのは「表座敷」・「次の間」・「廻り縁」・「取次」・「八畳」・「仏間」で、「十畳」・「茶の間」・「小座敷」・「四畳」・「中の間」・「台所」はイナゴ無しで和釘止め、「向い台所」・「風呂」はイナゴ無しで洋釘止め、「式台」は廻縁・格縁上に天井板を市松で配し、天井板を押縁で押え押縁上端から廻縁・格縁へマイナス頭のビスで止めていた。「取次」はイナゴが用いられていたが、部分的に押縁をマイナス頭のビスで棹縁に止められていた。

「仏間」西面の「仏壇置き場」天井は二重で、天井板上に竹小舞を下地に荒壁土を塗籠めていた。天井上に荒壁土があるのはここだけなので、仏壇の蝋燭からの出火を考慮したものと考えられる。

部屋名称	敷居上端 ～ 廻縁下端	廻縁		棹縁・格縁		天井板		
		材種	成	材種	幅×成：尺 (面内幅)	材種	止釘	天井板押え
表座敷	8.62	ヒノキ	0.18	ヒノキ	0.09×0.08 (0.07)	スギ板目	和釘	イナゴ
次の間	8.62	ヒノキ	0.18	ヒノキ	0.09×0.08 (0.07)	スギ板目	和釘	イナゴ
廻り縁	8.62	ヒノキ	0.16	ヒノキ	0.08×0.08 下端面皮	スギ板目	和釘	イナゴ
取次	8.62	ヒノキ	0.17	ヒノキ	0.10×0.09 (0.08)	スギ板目	洋釘	押縁・ビス・イナゴ
十畳	8.62	ヒノキ	0.18	ヒノキ	0.09×0.08 (0.07)	スギ板目	和釘	—
八畳	8.62	ヒノキ	0.18	ヒノキ	0.09×0.08 (0.07)	スギ板目	和釘	イナゴ
仏間	8.62	ヒノキ	0.18	ヒノキ	0.09×0.07 (0.07)	スギ板目	和釘	イナゴ
茶の間	7.17	ヒノキ	0.18	ヒノキ	0.08×0.06 (0.06)	スギ板目	和釘	—
小座敷	8.62	ヒノキ	0.18	ヒノキ	0.09×0.08 (0.07)	スギ板目	和釘	—
四畳	6.57	ヒノキ	0.17	ヒノキ	0.08×0.07 (0.06)	スギ板目	和釘	—
中の間	7.33	マツ	0.20	マツ	0.14×0.10 (0.10)	スギ板目	和釘	—
台所	7.33	マツ	0.20	マツ	0.14×0.10 (0.10)	スギ板目	和釘	—
向い台所	6.42	ヒノキ	0.17	ヒノキ	0.11×0.08 (0.08)	スギ板目	洋釘	—
式台	8.69 (礎石上端)	クス	上:0.16 下:0.2	クス	0.16×0.16 (0.09×0.09)	クス板目	—	押縁・ビス
番頭部屋前室	7.33	欠失	欠失	欠失	欠失	欠失	欠失	欠失
風呂	—	ヒノキ	0.20	ヒノキ	0.07×0.07 (0.06)	スギ板目	洋釘	—
ツシ二階	5.8	ヒノキ	0	ヒノキ	0.09×0.08 (0.075)	スギ板目	和釘	—

図 2-29、天井材調査表

「ツシ二階」の天井は棹縁天井で、廻縁・棹縁はヒノキ・天井板はスギ・天井板は和釘止めだが、「ツシ二階」の柱・梁が煤で黒くなっているのに対し廻縁・棹縁・天井板には煤の付着が少なく木肌がよく見える状態であった。

解体していないので詳細は未調査だが、「九通り」から西側の座敷廻りは当初、「ツシ二階」は当初明治初期、「式台」は明治四四年（一九一一）、「向い台所」、「風呂」も「式台」と同時期と推測する。

六、床の間・床脇・物入

表座敷床の間 本床で床柱はヒノキ、床框は幅三寸五分×成三寸七分のサクラで上端角には幅二分五厘の面取りを設け化粧面は黒漆塗り、落し掛けは幅二寸五分×成二寸の黒漆塗り、畳は藁床、天井は棹縁天井で廻縁は成一寸六分のヒノキ、棹縁は幅八分×成七分のヒノキで下端内寸法は六分、天井板は幅五寸五分×厚二分五厘のスギ桎板であった。東面床脇境の壁には、壁留めに幅二寸×厚一寸のツガを用いた狝潜りを設けていた。

壁は鳥の子紙を貼った障壁で、周囲に三分角ヒノキで黒漆塗りの四分一を真鍮の丸頭釘で柱に打ち、北面上の四分一は三福吊を備えていた。四分一は二回ほど打ち替えられていたが、柱・畳寄せ・廻縁に残る釘穴が小さく和釘・洋釘の判別がつかなかった。四分一には和釘穴がみられた。

障壁は中塗り土の上に大福帳を下貼りし、中貼り、上貼りであったが、その上貼りの上に茶チリ紙を中貼りし、上貼りが四枚貼り重ねられていた。このうち三回の上貼りは横山茂氏が貼ったものである。下貼りの大福帳には「茶」の文字が多かったので、茶の貿易を行っていた八代千三郎の時代のものと考えられる（第五章第四節第二項参照）。解体していないので詳細は未調査だが、木部は当初、障壁の下貼りは明治四四年（一九一一）と推測する。

表座敷床脇 違い棚と天袋を備え、床は畳敷き。違い棚は筆返しを設け、上棚板・下棚板ともケヤキの一枚板で木口留めを施し、幅は壁面から一尺二寸六分

×厚九分、海老束は一寸一分角のケヤキ、棚板・海老束とも几帳面としていた。天袋の鴨居は幅二寸二分×厚一寸三分のツガ、鴨居上の幕板はスギ、敷居を兼ねた底板の幅は壁面から一尺四寸九分×厚一寸三分のケヤキ、戸当りは幅二寸五分のツガであった。解体していないので詳細は未調査だが、当初材と推測する。

小座敷床の間 本床で床柱は見付三寸五分×見込み三寸九分のクリ、床框は幅三寸×成三寸二分のケヤキ、落し掛けは幅二寸五分×成一寸九分のヒノキ、地板はマツ一枚板、天井は棹縁天井で廻縁は成一寸五分のヒノキ、棹縁は幅八分×成六分のヒノキで下端内寸法は六分、天井板はスギ桎板であった。壁は土壁で正面右手に墨蹟窓、左手に小障子片引きの開口部を備えていた。解体していないので詳細は未調査だが、明治四四年（一九一一）と推測する。

小座敷床脇 地袋と天袋を備え、地袋はサクラの敷居・鴨居、天板は厚五分のスギ一枚板、根太はヒノキ、天袋の鴨居は幅二寸五分×厚一寸六分のヒノキで鴨居上にスギの幕板を納め、底板は厚一寸一分の敷居を兼ねたケヤキ一枚板、戸当りはヒノキ、床脇の廻縁は成一寸三分のヒノキ、天井はスギ桎一枚板であった。解体していないので詳細は未調査だが、明治四四年（一九一一）と推測する。

仏間東面物入 南面北面の敷居は鴨居間に見付一寸五分×見込三寸五分のヒノキの戸当りを建て、敷居はサクラ、鴨居は幅三寸七分×成三寸一分のヒノキ、天井は「仏間」長押下の高さで納めた根太天井、側面は胴縁にスギ板を張った板壁であった。解体していないので詳細は未調査だが、天井・壁板の止釘が和釘で、物入天井と絡む「仏間」に廻らされた長押には汚損がなかったことから当初明治初期と推測する。

小座敷南面物入 南東隅にせり出した天袋付きの物入で、物入の北西角柱は荒板、天井板間に建つ。西面の板壁は胴縁にスギ板を和釘止め、天袋の天井は「小

座敷」の棹縁天井で、部屋の中に物入を造作していた。解体していないので詳細は未調査だが、壁板に和釘が使用されていることから「仏間」東面物入と同じ当初明治初期と推測する。

四畳東面天袋 敷居は幅二寸四分×成一寸三分、鴨居は幅二寸四分×成一寸四分、戸当りは幅二寸五分とともにヒノキ、底板・鴨居上幕板はスギ、南北面はスギ板を戸当りに和釘止めしていた。天井は「四畳」の棹縁天井で、「小座敷」南面物入と同様に部屋の中に天袋を造作していた。解体していないので詳細は未調査だが、壁板に和釘が使用されていることから「仏間」東面物入と同じ当初明治初期と推測する。

ツシ二階物入 間口一間の物入が東面に一箇所・西面に一箇所・北面に二箇所設置されていた。方立とスギ板を箱型に組んだ柱型に敷居・鴨居を取付け、スギ・ヒノキの薄板を縦張りした板壁であった。柱型・板壁には和釘止めだが、洋釘も併用されていた。西面は当初、その他は明治初期と推測する。

七、大戸廻り

「前庭」南面大戸の敷居・鴨居は欠失していたが、「通り庭」北面の大戸の敷居は現存していた。敷居はヒノキで土台に取付けられ上端には敷鉄の止釘と推測される痕跡があり、側面には込栓が確認できたが解体していないので詳細は未調査である。鴨居は昭和三〇年代以降の改造で取り外され、床組み材に転用されていた。成四寸×厚一寸のヒノキで、差し鴨居に残る痕跡から挟み鴨居であることが判明した。当初材と推測する。

八、雨戸廻り

廻り縁南面・西面雨戸 南面雨戸の戸袋は「式台」西面に設けられていて、西面は柱建て、鏡板は簾子下見板張り、南面は一枚板縦張り、北面は雨戸出し入れのため片開き建具、屋根は側に破風板を設け猿頭であった。西面雨戸の戸袋は手先板・側板を設け、鏡板は簾子下見板張り、屋根は陸屋根であった。

雨戸敷居は幅二寸二分×成二寸八分のヒノキで、雨戸の戸車が走る溝底にはカシの埋木が施されていた。雨戸敷居南面東端の上端には、「式台」西面の戸袋から雨戸を取り出し雨戸敷居に乗せるため、雨戸敷居の戸車位置には真鍮のプレートが埋め込まれていた。雨戸鴨居は三寸二分角のヒノキであった。雨戸敷居・雨戸鴨居南西出隅には銅製の箱型金物が鋸打ちされていて、戸当たりの機能も備えていた。戸袋・雨戸敷居・雨戸鴨居とも解体していないので詳細は未調査だが、明治四四年（一九一一）と推測する。

仕事場南面雨戸 戸袋は「式台」東面の側板・差し敷居を残し、その他はすべて欠失していた。側板に洋釘穴があることから明治四四年（一九一一）と推測する。

土庇北面雨戸 雨戸敷居・雨戸鴨居・戸当りは欠失していた。戸袋は米蔵に保管されていて、手先板・側板を設け、鏡板は目板張りであった。屋根は欠失していた。裏板・目板は和釘止め、側板は柱に和釘止めの痕跡があったので当初材と推測する。

ツシ二階南面雨戸 戸袋は手先板・側板を設け、鏡板は目板張り、屋根は勾配を付けた横板張りであった。鏡板の裏板・目板および側板の柱への止釘は和釘・洋釘が混在していた。手先板・側板の下端は底板下で切断されていた。雨戸敷居・雨戸鴨居は窓格子の上下枠に一筋の溝彫りが施されていて、柱・窓敷居・上屋軒桁に和釘止めされていた。窓格子は一寸角のマツで下枠・上枠に短柄差したが、七〇八本おきに通し柄差し楔締めしていた。現状は開口部だが、柱側に貫穴・間渡し穴、軒桁下端に縦貫穴・間渡し穴の痕跡が確認できた。和釘が使用されているので当初明治初期と推測する。

九、濡れ縁廻り

濡れ縁 「廻り縁」外部に矩折で設けられた樽縁で縁束・縁貫・縁葛・根太掛け・根太で構成されていた。昭和三〇年代以降に横山茂氏によって取替えられ

ている。

縁台 「廻り縁」北側に、「濡れ縁」より三寸ほど高く造られ、框はクリ、根太はヒノキ・縁板はスギで縁板間には径七分〇九分の丸竹が組込まれていた。縁板・丸竹は昭和三〇年代以降に横山茂氏によって取替えられていた。

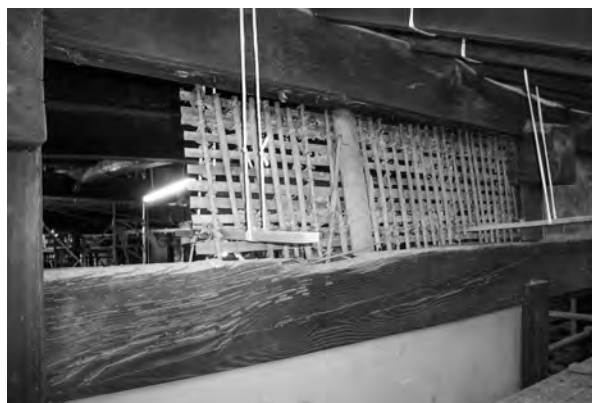
一〇、妻壁板

上屋東西妻に張られていた波型鉄板を取外したところ、東妻には目板張り、西妻には鯔子下見板張りが残されていた。波型鉄板は昭和二〇年代と推測する。東妻は妻面の小屋束にヒノキの胴縁を打ち、スギの縦板と目板を胴縁に洋釘止めしていた。解体していないので詳細は未調査だが、胴縁に和釘穴があることから当初材と推測する。目板張りは明治四四年（一九一）と考えられるが、小屋梁の木口を覆う板が和釘で止められていたのでこの部分は当初と推測する。西妻も妻面の小屋束にヒノキの胴縁を打ち、母屋間にヒノキの鯔縁・鯔子にスギの下見板を洋釘止めしていた。鯔子下見板は母屋間隔に合わせた幅約三尺〇七尺五寸のパネルにした六パーツを横並びにして、縦鯔縁を突き合わせ洋釘止めしていた。東妻の目板張りと同じ明治四四年（一九一）と推測する。

東西妻壁板の意匠の違いは景観によると考えられる。東妻は納屋に面した裏方の空間なので簡素に、西妻は主庭に面しているため景観に配慮したのではない。よって修理前の東妻の目板張り、西妻の鯔子下見板張りは当初の形式を踏襲したものと推測する。

第三項 土壁

土壁下地 当初と考えられる土壁下地は「前庭」南面・「通り庭北面」・「中の間」北面・「仏間」東面・「表座敷」東面の鴨居上小壁で確認でき、間渡し竹は径四分〇五分の女竹、縦小舞も間渡し竹と同じ、横小舞は幅五分〇八分の真竹割竹で、径二分の藁縄で千鳥に編み、間渡し竹は内法貫に和釘止めしていた。



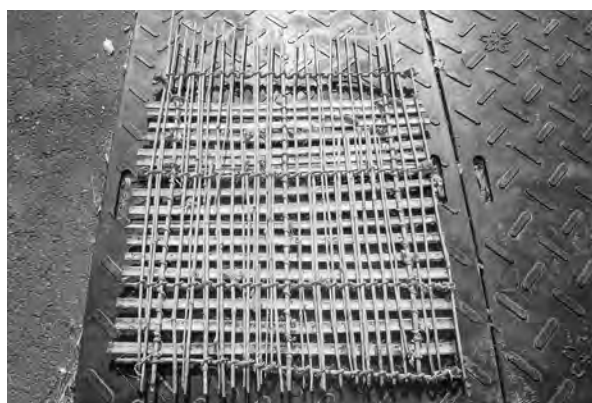
2、通り庭北面当初小舞



1、前庭南面当初小舞



4、同右詳細



3、女中部屋南面東間当初小舞

写真 2-18、土壁下地

「炊事場」北東隅・「風呂」北面・「式台」東面・「向い台所」南面・「小座敷床・床脇」南北面は間渡し竹は径四分〇五分の女竹だが、小舞は縦横とも幅八分前後の真竹割竹で径二分の藁縄で編み、止釘は洋釘であった。明治四四年（一九一〇）と推測する。

「仕事場」東面南間も「式台」東面と同じ仕様だが上部の繋ぎ梁を取替えていることから昭和四年（一九二九）と推測する。部分修理なのですべての壁下地を確認することができなかったので未調査の範囲が大きいが、「九通り」から

室名	上塗り			修理前
	1回目	2回目	3回目	
表座敷	—	—	—	土壁（焦げ茶色）
次の間	—	—	—	土壁（焦げ茶色）
廻り縁	半田（黄色）	半田（浅葱色）	半田（黄色）	土壁（焦げ茶色）
式台	—	—	—	半田（浅葱色）
取次	—	—	—	土壁（浅葱色）
十畳	半田（浅葱色）	半田（黄色）	—	土壁（浅葱色）
八畳	半田（黄色）	半田（浅葱色）	—	土壁（黄色）
仏間	半田（黄色）	半田（浅葱色）	—	土壁（黄色）
茶の間	半田（黄色）	—	—	土壁（黄色）
小座敷	土壁（茶色）	半田（黄色）	—	土壁（黄色）
四畳	土壁（茶色）	半田（黄色）	—	土壁（黄色）
北縁（西）	—	—	—	半田（浅葱色）
北縁（東）	—	—	—	半田（浅葱色）
仕事場	—	—	—	漆喰
中の間	半田（色不明）	—	—	漆喰
台所	半田（色不明）	—	—	漆喰
前庭	—	—	—	欠失
中庭	—	—	—	内法上：中塗 内法下：漆喰
通り庭	—	—	—	内法上：中塗 内法下：漆喰
炊事場	—	—	—	漆喰
向い台所	—	—	—	漆喰
番頭部屋前室	—	—	—	半田（色不明）
番頭部屋	—	—	—	半田（色不明）
女中部屋	—	—	—	半田（黄色） 半田（色不明） 漆喰
ツシ二階	—	—	—	半田（白色）

図 2-30、土壁上塗り替調査表

西側は当初の下地が多く残っていると考えられる。
壁土 荒壁土は長さ二寸弱の藁スサを練り混ぜた粘土質、中塗土は長さ七分前後の揉みスサを練り混ぜた粘り気の強い粘土質であった。「中庭」・「通り庭」の鴨居上は中塗り仕上げだが、油が混ざった煤が多く付着していた。

上塗り 内部上塗りは「表座敷」・「次の間」・「廻り縁」は焦げ茶色聚楽系の土壁、「式台」は浅葱色の半田、「十畳」は浅黄色聚楽系の土壁、「八畳」・「仏間」・「茶の間」・「小座敷」・「四畳」は黄色聚楽系の土壁、「北縁西」は浅葱色の半田であ

った。「十通り」から東側は昭和三〇年代以降に改造され欠失箇所もあったが、「中の間」・「台所」・「番頭部屋前室」・「番頭部屋」・「ツシ二階」は白色の半田、「女中部屋」は漆喰と半田であった。

外部上塗りは「式台」東面が黄色半田、西面が浅葱色半田、「廻り縁」外部が浅葱色半田、「土庇」の内法下は欠失していたが内法上は浅葱色半田、東面はすべて欠失、「炊事場」・「通り庭」外部は内法下が黄色半田、内法上が浅葱色半田であった。上屋外部南北面は黄色半田、東西の妻面は板張りの下に真壁荒壁土だが小屋東側面に上塗りの痕跡がないので当初から荒壁土と推測する。

成行左官の赤堀達也氏によると、遠州では黄大津はなく、半田が一般的だということであった。
現状の上塗りが剥落していた部分で確認したところ、各室で一回〇三回の上塗り替えが確認できた。「小座敷」南面物入・「四畳」東面天袋内部に焦げ茶色聚楽系の上塗りが残っており当初と推測する。

第四項 建具

板戸 横山茂氏の聞き取り調査から、米蔵に保管されていた当初大戸が「前庭」南面のものと判明した。大戸縦板の丸頭鉄釘の間隔が、「は七」柱北面に残る釘の摺痕と一致した。

「取次」東面の片舞良戸も昭和三〇年代以降の改造で他に転用されたものが、横山茂氏の聞き取り調査から元の位置が判明した。柱間と建具幅が一寸ほど合わないが、「式台」・「取次」を明治四四年（一九一）に現状の間取りに改造したため柱の太さが替ったためと考えられる。主屋は「十通り」を境に西側が住居範囲、東側が商務と使用人の範囲と考えられ、「十通り」の間仕切り建具は当初は板戸で施錠機能があったと考えられる。片舞良戸西面には、「取次」側に鉄製クルルの痕跡があった。「十通り」の建具は「取次」東面の片舞良戸以外はすべて後補と考えられる。片舞良戸は当初建具と推測する。

「炊事場」東面北間の板戸は帯棧から上が型ガラスで、鋼製取手・角丁番・鋼製ラッチが取付いていた。横山茂氏の聞き取り調査から、この建具は「中庭」南西隅にあった「電話室」出入り口の建具だったことが判明した。

ガラス戸 多くのガラスは歪みや気泡が入ったガラスで厚さは二ミリメートルであった。引違いガラス戸にはネジ締めが使われていたが、オスネジの軸棒がメスネジの本体から分離するもので、主屋以外にも新風呂便所棟、奥座敷棟でも使われていた。欠失したオスネジの軸棒を補足したが、現代のオスネジのネジ山と間隔が合わないため特注品となった。初期のネジ締めと推測する。

明り障子 「表座敷」・「次の間」・「廻り縁」東面・「小座敷」北面・「四畳」北面の組子は突止め面取りであった。番付が多く残っていたので位置調査すると、場所が入替った明り障子がいくつかあった。

襖・戸襖 「十畳」東面北端の戸襖上框上端に「安政五年秋拵之」と記された墨書が発見された（第五章第二節第二項参照）。当初戸襖である。「小座敷」・「四

畳」の襖・戸襖には葛布が貼られていた。また「仏間」西面中間の襖は、後補襖紙の下に葛布が残っていた。襖紙は貼り替えられたものが多かったが、当初の襖・戸襖には葛布が貼られていたと推測する。葛布は掛川の特産品で、五代万右衛門の時代には山崎家が商品としていた（第一部第二章第六項参照）。

欄間 すべて当初と推測する。「十畳」北面・「八畳」北面には鉄製の亀甲網が張られていた。

格子戸 「土庇」北面の三本引き格子戸は二本が北蔵に保管されていて、横山茂氏の聞き取り調査からこの格子戸と判明した。東側の雨戸に残る格子戸の敷居・鴨居の痕跡を調査したところ格子戸と内法高さが一致した。「前庭」北面東間の格子戸も、昭和三〇年代以降の改造で他の場所に転用したことが横山茂氏の聞き取り調査から判明した。「ほ六」柱西面に残る敷居・鴨居の圧痕が格子戸の内法高さと一致し、煤の付着も柱と同じことから当初建具と推測する。「前庭」北面東間の格子戸は中棧間に額縁付きのガラスが嵌め込まれていたが、格子戸とガラス額縁に残る煤の付着具合から、ガラスは後補と推測する。

雨戸 「廻り縁」南面外部・西面外部とも、召し合せに印籠付きだが、どちらも一枚の幅に三分の一の差があった。

第五項 畳

横山茂氏からの聞き取り調査により、畳表は昭和三〇年代以降に取替えられたことが判明した。畳床について杉嶋畳店杉嶋保英氏によると、遠州では藁床の藁束が細いのを藁細といい上等、藁束が荒くて太いのを藁荒といい下等、藁束が中間を藁中といい中等としているとの説明を受けた。主屋で藁細の藁床は「次の間」、藁中は「廻り縁」・「取次」、藁荒は「仏間」で使用されていた。「十畳」・「八畳」・「小座敷」・「四畳」は、藁床裏面に藁を張り付け修理されていた。杉嶋保英氏によると明治から大正にかけての藁床ではないかということであつ

区分	使用箇所	形式	寸法：尺			適用	備考 「」は墨書	修理 方針	推定年代
			幅	内法 高	見込				
板戸	式台 北面	框戸4枚 中2枚引分け 両端俵鈍	2.23	5.80	0.09	四周框、帯棧、縦板一枚板、銅製引手、両端2枚	東1「東ノ外」 東4「西ノ外」	修理	明治44年
	取次 東面	片舞良戸 引違い	2.85	5.80	0.10	四周框、横舞良棧9通り、黒漆塗、縦板一枚板、鉄製クルル欠失	—	修理	当初
	廻り縁 北面	框戸 引違い	2.99	5.80	0.11	四周框、帯棧、黒漆塗、縦板一枚板、銅製引手、栓錠	東1「座敷右」 東2「座敷左」 東1「西之北」	修理	明治44年
	十畳 北面	框戸 4枚引違い	2.98	5.80	0.10	四周框、帯棧、黒漆塗、縦板一枚板、銅製引手、栓錠	東2「西之南」 東3「東之南」 東4「東之北」	修理	明治44年
	八畳 西面	框戸 引違い	2.80	3.22	0.10	四周框、黒漆塗、帯棧1通り、縦板4枚剥、銅製引手	—	修理	当初
	南間物入下段 仏間 東面	框戸 引違い	4.33	5.80	0.12	四周框、帯棧、黒漆塗、縦板7枚剥、銅製引手	—	修理	江戸末期
	小座敷 西面南間 天袋	棧戸 4枚引違い	1.46	0.92	0.08	縦棧、上棧、摺框、縦板一枚板、銅製引手	北1「北之内」 北2「北之外」 北3「南之内」 北4「南之内」	修理	明治44年
	四畳 西面	框戸 引違い	2.99	5.80	0.11	四周框、帯棧、黒漆塗、縦板一枚板、銅製引手、栓錠併存	北1「裏座敷左」 北2「裏座敷右」	修理	当初
	北縁（西） 東面	棧戸 片開き	2.09	6.11	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧5通り、縦板2枚剥、角丁番、横棧	—	修理	明治初期
	北縁（西） 西面	框戸 片開き	2.65	5.90	0.11	縦框、上棧、下棧、帯棧、縦板一枚板、木製鎌掛ツツミ、角丁番	—	修理	明治44年
	北縁（東） 北面物入上段	棧戸 引違い	1.45	3.05	0.10	縦棧、上棧、下棧、縦板一枚板、堀込引手	—	修理	明治初期
	北縁（東） 北面物入下段	棧戸 引違い	1.45	2.95	0.10	—	—	修理	明治初期
	台所 西面 南間	棧戸 俵鈍	8.74	5.80	0.13	縦框、上棧、下棧、中棧4通り、中縦棧、縦板12枚剥	—	修理	江戸末期
	前庭 南面	大戸 片引き (潜り戸付)	5.77	6.00	0.18	縦框、上棧、下棧、中棧4通り、縦板7枚剥、裏目板入、上鎖、木製クルル併存、鉄製戸車、敷鉄欠失	—	修理	当初
	—	大戸潜り戸 片引き	2.57	4.22	0.11	縦框、上棧、下棧、中棧3通り、縦板3枚剥、堀込引手、銅製戸車	—	修理	当初
	中庭 北面物入	棧戸 片開き	2.60	5.32	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧3通り、肘坪、鉄製取手、横棧	—	修理	明治44年
	炊事場 東面 北間	ガラス入り框戸 片開き	2.00	5.90	0.10	縦框、下棧、上棧、帯棧、縦板3枚剥、角丁番、銅製取手、銅製ラッチ、型ガラス	昭和30年代以降に旧電話室の建具を転用	保存 整備	明治41年
	炊事場 東面 南間	棧戸 片開き	2.00	5.90	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧4通り、縦板2枚剥、角丁番、銅製ラッチ	—	保存 整備	明治44年
	炊事場 南面上物入	棧戸 片開き	2.50	3.46	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧2通り、縦板3枚、裏目板入、角丁番、横棧	—	修理	明治44年
	女中部屋 北面上物入	棧戸 片開き	2.50	3.46	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧2通り、縦板3枚、裏目板入、角丁番、横棧	—	修理	明治44年
	風呂 西面 中間	棧戸 片開き	5.75	2.40	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧4通り、縦板3枚剥、角丁番、銅製ラッチ	—	撤去	昭和30年代以降
	ツシニ階 北面 西間	棧戸 片引き	2.65	4.10	0.11	縦框、摺棧、中棧4通り、縦板3枚、裏目板入	—	修理	江戸末期
	ツシニ階 北面 東間	棧戸 引違い	2.77	5.16	0.11	縦框、上棧欠失、下棧、縦板3枚剥、裏目板入、栓錠	昭和30年代以降に番頭部屋前室北面の当初建具を転用	修理	当初
	ツシニ階 物入 3箇所 廻り縁 南面外部 東側雨戸	棧戸 引違い	2.78	5.90	0.10	縦框、摺棧、中棧5通り、縦板3枚、裏目板入、一部栓錠	—	保存	明治初期
	—	棧戸 片開き	1.38	6.11	0.09	縦框、上棧、下棧、中棧5通り、縦板一枚板、表目板入、角丁番、鉄製回転取手	—	修理	明治44年
—	取次 南面東間	腰付ガラス戸 4枚引違い	2.19	5.80	0.09	縦框、上棧、摺棧、腰棧、縦板4枚剥、中棧縦1通り、横3通り、額縁4周、透明ガラス、ネジ締め、銅製戸車、爪掛欠失	—	修理	明治44年
	北縁（西） 北面西間	腰付ガラス戸 4枚引違い	2.97	6.10	0.10	縦框、上棧、下棧、腰棧、縦板6枚、腰縦棧表裏5本、中棧縦1通り、横2通り、透明ガラス、ネジ締め、銅製戸車	東1「東ヨリ五」	修理	明治中期
	北縁（西） 北面東間	腰付ガラス戸 4枚引違い	3.00	6.10	0.10	—	東1「東ヨリ五」 東2「東ヨリ四」 東4「東ヨリ四」	修理	明治中期
	北縁（東） 北面	ガラス戸 引違い	3.30	5.95	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧縦2通り、横4通り、透明ガラス、ネジ締め、銅製戸車、敷鉄	—	修理	昭和30年代以降

ガラス戸	通り庭 北面	ガラス戸 引違い	2.81	5.80	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧縦2通 り、横4通り、透明ガラス、鋼製 引手、ネジ締め、鋼製戸車、 甲丸レール	—	修理	昭和30年代 以降
	炊事場 北面 西間	ガラス戸 引違い	2.77	3.90	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧縦1通 り、横2通り、透明ガラス、ネジ 締め、鋼製戸車、木製角レール	—	修理	明治44年
	炊事場 北面 中間	ガラス戸 引違い	2.88	3.90	0.10	〃	—	修理	明治44年
	炊事場 北面 東間	ガラス戸 引違い	2.88	3.90	0.10	〃	—	修理	明治44年
	炊事場 東面 中間	ガラス戸 引違い	2.84	2.57	0.10	縦框、上棧、下棧、中棧縦1通 り、横1通り、曇りガラス	—	撤去 整備	昭和30年代 以降
	風呂 北面 西間	ガラス戸 嵌め殺し	2.61	3.14	0.10	縦框、上棧、下棧一枚板、中棧 縦3通り、横2通り、透明ガラス	—	修理	明治44年
	風呂 北面 東間	ガラス戸 嵌め殺し	1.55	3.14	0.10	縦框、上棧、下棧一枚板、中棧 縦1通り、横2通り、透明ガラス	—	修理	明治44年
	風呂 東面	腰付ガラス戸 4枚引違い	1.89	2.40	0.09	縦框、上棧、下棧、腰棧、腰鉄 板、中棧縦2通り、横1通り、透 明ガラス、曇りガラス、ネジ締 り錠、鋼製戸車、甲丸レール	南3「外の三」 南4「南の内」	修理	昭和30年代 以降
	風呂 西面 北間	ガラス戸 嵌め殺し	2.11	3.60	0.10	縦框、上棧、下棧、腰横板2段、 中棧縦2通り、横2通り、透明ガ ラス	—	修理	明治44年
	女中部屋 東面	ガラス戸 4枚引違い	2.17	2.94	0.10	縦框、上棧、下棧、腰棧、腰上 曇りガラス、腰下型ガラス、ネ ジ締め、鋼製戸車、甲丸レール	—	修理 整備	昭和30年代 以降
明り障子	取次 南面西間	ガラス入腰付障子 引違い	2.91	5.80	0.10	縦框、上棧、摺棧、腰棧、横中 棧2通り、腰横板一枚板、腰縦棧 表裏吹寄、組子縦3通り、ガラス 上横7通り、ガラス下横3通り、 障子紙、透明ガラス	西1「内」 西2「外」	修理	明治44年
	表座敷 西面	腰付障子 4枚引違い	2.96	5.80	0.11	縦框、上棧、摺棧、腰棧、腰横 板一枚板、腰縦棧表裏吹寄、付 子、組子縦3通り、横17通り、障 子紙、組子付子腰板以外朱漆塗	北1「座敷上ノ間北ノ外」 北2「座敷上ノ間北ノ内」 北3「座敷上ノ間南内」 北4「座敷上ノ間南外」	修理	当初
	次の間 南面	腰付障子 4枚引違い	2.96	5.80	0.11	〃	北1「次の間南側西の外」 北2「次の間南側西の内」 北3「次の間南側東の内」 北4「次の間南側東の外」 北4 判読不可	修理	当初
	次の間 西面	腰付障子 4枚引違い	2.96	5.80	0.11	〃	北3「座敷入口五疊間貳本ノ 内北ノ外」 北2「次の間西側北ノ内」 北1「次の間西側北ノ外」	修理	当初 明治44年
	廻り縁 東面	腰付障子 引違い	2.95	5.80	0.10	〃	南1「座敷いりくち五疊間 西かわ南内」 南2「次の間西側南外」	修理	当初 明治44年
	廻り縁 南面	ガラス入腰付障子 4枚引違い	4.53	5.80	0.10	縦框、上棧、摺棧、腰棧、横中 棧2通り、腰横板一枚板、腰縦棧 表裏吹寄、組子縦5通り、ガラス 上横5通り、ガラス下横2通り、 障子紙、透明ガラス、下框下端 真鍮板取付	西4「南 西之外」	修理	明治44年
	廻り縁 西面南間	ガラス入腰付障子 4枚引違い	4.53	5.80	0.10	〃	北1「西 北之外」 北3「南 西之内」	修理	明治44年
	廻り縁 西面北間	ガラス入腰付障子 4枚引違い	2.93	5.80	0.10	縦框、上棧、摺棧、腰棧、横中 棧2通り、腰横板一枚板、腰縦棧 表裏吹寄、組子縦3通り、ガラス 上横5通り、ガラス下横2通り、 障子紙、透明ガラス、下框下端 真鍮板	北3「西 南之外」	修理	明治44年
	十畳 南面	腰付障子 4枚引違い	3.71	5.80	0.11	縦框、上棧、摺棧、腰棧、腰横 板一枚板、腰縦棧表裏吹寄、付 子、組子縦3通り、横17通り、障 子紙	東1「十畳塀西ノ外」 東2「十畳塀西ノ内」 東3「十畳塀東ノ内」 東4 判読不可	修理	当初
	茶の間 北面	ガラス入腰付障子 4枚引違い	2.94	5.80	0.10	縦框、上棧、摺棧、腰棧、腰横 板一枚板、腰縦棧吹寄、組子縦3 通り、横15通り、障子紙、透明 ガラス、曇りガラス、東端ガラ ス無し	東1「東ノ外 茶ノ間」 東2「東ノ内 茶ノ間」 東3「西ノ内 茶ノ間」 東4「西…」	修理	明治中期
	茶の間 南面	腰付障子 2枚引違い	2.94	5.80	0.10	縦框、上棧、摺棧、腰棧、腰縦 板4枚剥、腰縦棧吹寄、組子縦3 通り、横12通り、障子紙	西2「西ノ内」	修理	当初
	小座敷 北面	腰付障子 2枚引違い	2.96	5.80	0.11	縦框、上棧、摺棧、腰棧、腰横 板一枚板、腰縦棧表裏吹寄、付 子、組子縦3通り、横17通り、障 子紙	東4「次の間西ノ内」	修理	当初
	小座敷 床脇 北面	片引き	1.46	1.24	0.05	縦框、上棧、摺棧、組子縦1通 り、横2通り、障子紙	—	修理	明治44年

	小座敷 床の間 北面	掛障子	2.07	3.26	0.05	縦框、上棧、下棧、組子縦2通 り、横7通り、障子紙、折金物	—	修理	明治44年
	四疊 北面	ガラス入腰付障子 4枚引違い	2.97	5.80	0.10	縦框、上棧、拵棧、腰棧、中棧 縦1通り、腰横板一枚板、腰縦棧 吹寄、組子縦3通り、横15通り、 付子、障子紙、透明ガラス、曇 りガラス、両端ガラス無し	東1「西ノ外 北座敷」 東2「西ノ内」 東4「東ノ外」 東3「東ノ内」	修理	明治中期
	台所 北面	ガラス入腰付障子 4枚引違い	2.95	5.80	0.11	縦框、上棧、拵棧、腰棧、中棧 縦1通り、腰横板4枚割、組子縦5 通り、横15通り、障子紙、透明 ガラス、西端のみ中棧縦1通り、 型ガラス	—	修理	明治中期
	ツシニ階 南面 東間	俵鈍	2.50	2.45	0.10	縦框、上棧、拵棧、組子縦3通 り、横5通り、障子紙	「二かい東方老」	修理	江戸末期
	ツシニ階 南面 中東間	引違い	2.77	2.45	0.10	〃	西1「二かい西方五内」 西2「二かい西方六外南側」	修理	江戸末期
	ツシニ階 南面 中西間	引違い	2.81	2.45	0.10	〃	西1「二かい西方三内北側」 西2「二かい西方四外南」	修理	江戸末期
	ツシニ階 南面 西間	引違い	2.77	2.45	0.10	〃	西1「二かい西方老内」	修理	江戸末期
襖・戸 襖	表座敷 南面床脇天袋 次の間 東面	引違い	2.10	0.85	0.05	四周框、黒漆塗、鋼製引手、襖 紙	—	修理	当初
	十疊 東面	北端 片引き	2.96	5.80	0.10	四周框、鋼製引手、鋼製戸車、 襖紙	—	修理	昭和30年代 以降
	十疊 東面	南端 太鼓襖俵鈍	2.99	5.80	0.10	縦框、下框、上框、黒漆塗、鋼 製引手、鋼製戸車、襖紙	「安政五年秋椿之」	保存	当初
	八疊 東面	4枚引違い	8.58	5.80	0.07	襖紙	—	保存	昭和30年代 以降
	八疊 西面物入 南間上段	引違い	2.92	5.80	0.10	四周框、鋼製引手、襖紙	—	修理	昭和30年代 以降
	八疊 西面物入 北間	引違い	2.76	2.30	0.08	四周框、黒漆塗、鋼製引手、襖 紙	—	修理	当初
	八疊 西面物入 南間	引違い	2.76	5.80	0.07	四周框、黒漆塗、鋼製引手、襖 紙	北1「西二」 北2「西一」	修理	当初
	八疊 西面物入 北間	4枚引違い	2.92	5.80	0.07	四周框、鋼製引手、襖紙	—	修理	昭和30年代 以降
	八疊 西面物入 南間	片開き	1.75	5.70	0.06	四周框、黒漆塗、鋼製打掛ツマ ミ、肘坪、襖紙クロス	—	修理	江戸後期
	八疊 西面物入 北間	4枚折戸	1.04	5.70	0.06	四周框、黒漆塗、鋼製打掛ツマ ミ、角丁番、襖紙クロス	—	修理	江戸後期
	八疊 西面物入 南間	片開き	1.76	5.70	0.06	四周框、黒漆塗、鋼製打掛ツマ ミ、肘坪、襖紙クロス	—	修理	江戸後期
	小座敷 東面北間	引違い	2.86	5.80	0.10	縦框、下框、上框、鋼製引手、 襖紙	—	修理	当初
	小座敷 東面南間	引違い	2.85	5.80	0.10	四周框、黒漆塗、鋼製引手、襖 紙	—	修理	当初
	小座敷 南面物入上段	片開き	1.92	5.80	0.06	四周框、角丁番、燭止、襖紙葛 布	—	修理	江戸後期
	小座敷 南面物入下段	引違い	2.81	1.96	0.07	四周框、黒漆塗、鋼製引手、襖 紙葛布	西1「小座敷物入口」 西2「小座敷物入口 口」	修理	江戸後期
	小座敷 西面 床脇地袋	引違い	2.81	5.80	0.10	四周框、黒漆塗、鋼製引手、襖 紙	—	修理	江戸後期
	小座敷 西面 床脇地袋	引違い	2.87	2.96	0.10	四周框、黒漆塗、鋼製引手、襖 紙葛布	—	修理	明治44年
	四疊 東面天袋	引違い	2.90	1.20	0.06	四周框、黒漆塗、鋼製引手、襖 紙葛布	—	修理	江戸後期
	中の間 南面	ガラス入戸襖 引違い	2.93	5.80	0.11	四周框、額縁、定規縁、黒漆 塗、鋼製引手、鋼製戸車、襖紙	—	修理	昭和30年代 以降
	ツシニ階 西面物入上段	引違い	2.74	1.84	0.10	四周框、鋼製引手、襖紙	—	現状 維持	江戸後期
	ツシニ階 西面物入下段	引違い	2.72	3.73	0.10	〃	—	現状 維持	江戸後期
欄 間	表座敷 南面東間	板欄間 俵鈍	5.62	1.50	0.10	四周框、横板松透かし彫り	「東ノ東」	修理	当初
	表座敷 南面西間	板欄間 俵鈍	5.62	1.50	0.10	〃	「西ノ西」	修理	当初
	十疊 北面西間	網入欄間 俵鈍	5.48	1.37	0.11	四周框、黒漆塗、鉄製亀甲網	「西 表」 「南西」	修理	当初
	十疊 北面東間	網入欄間 俵鈍	5.48	1.37	0.11	〃	「東 表」 「南東」	修理	当初
	八疊 北面西間	網入欄間 俵鈍	5.53	1.39	0.11	四周框、黒漆塗、鉄製亀甲網	「西」 「北西」	修理	当初
	八疊 北面東間	網入欄間 俵鈍	5.53	1.39	0.11	〃	「東」 「北東」	修理	当初
	茶の間 南面東間	組子欄間 俵鈍	5.52	0.53	0.09	縦框、上棧、下棧、組子縦15通 り、横2通り	「東下」	修理	当初
	茶の間 南面中間	組子欄間 俵鈍	5.52	0.53	0.09	〃	「西下」	修理	当初

格子戸	土庇 北面 二本引き西端	一本引	4.93	4.46	0.11	縦片框、上棧、摺棧、縦格子長 25通り、短12通り、吹き寄せ、 格子貫2通り、木製詰掛け	—	修理	当初
	土庇 北面 二本引き中	一本引	5.05	4.46	0.11	上棧、摺棧、縦格子長24通り、 短13通り、吹き寄せ、格子貫3通 り、木製詰掛け	—	修理	当初
	前庭 北面東間	ガラス入り格子戸 引違い	4.53	6.05	0.12	縦框、下棧、中棧5通り、縦格子 33通り、中棧間下から四段目ま で四周木製額縁付ガラス戸儉 鈍、中棧間下から五段目障子紙 張り、鋼製戸車、甲丸レール	—	修理	当初
	茶の間 東面北間	ガラス入り 腰付格子戸 引違い 小障子儉鈍	2.86	5.8	0.11	縦框、上棧、摺棧、腰棧、中棧2 通り、腰縦一枚板、腰棧から上 棧間二段、下段上下小障子儉 鈍、組子縦3通り、横1通り、障 子紙、中ガラス嵌め込み、上段 上下小障子儉鈍、組子縦3通り、 横1通り、障子紙	南1「外ノ東南」	修理	明治44年
	茶の間 東面南間 北端	ガラス入り 腰付格子戸 引違い 小障子儉鈍	2.77	5.8	0.11	〃	南2「内西南」	修理	明治44年
	茶の間 東面南間 南端	腰付格子戸 引違い 小障子儉鈍	2.77	5.8	0.11	縦框、上棧、摺棧、腰棧、中棧2 通り、腰縦一枚板、腰棧から上 棧間二段、下段小障子儉鈍、組 子縦3通り、横5通り、障子紙	—	修理	明治44年
雨戸	廻り縁 南面外部	雨戸10本引き	2.40 2.41 2.43	6.00	0.11 0.13	縦框、下棧、中棧6通り、縦板3 枚、裏目板入、印籠付、西より5 本目上猿（鴨居に納穴なし）、 西より10本目横猿3箇所、鋼製戸 車	—	修理	当初
	廻り縁 西面外部	雨戸10本引き	2.96 3.04 3.06	6.00	0.11 0.14	縦框、下棧、中棧6通り、縦板3 枚、裏目板入、印籠付、南より 10本目上猿、下猿（敷居に納穴 なし）、鋼製戸車	南1「南ノ七」 南3「南ノ式本目」 南4「南ノ三本目」 南5「南ノ八」 南6「みなみより四」 南7「南ノ五」 南8「南ノ一」 「東□□□□」 南9「南ノ六」	修理	当初
	ツシ二階 南面外部	雨戸6本引き	2.89 3.03	2.50	0.11	縦框、摺棧、中棧2通り、縦板3 枚、裏目板入、西より5本目下 猿	—	修理	江戸後期
次 失	表座敷 南面	4枚引違い	—	5.80	—	—	戸襖新設	整備	—
	中の間 北面	4枚引違い	—	5.80	—	—	—	現状 維持	—
	仕事場 南面	4枚一本引き	—	5.80	—	—	障子新設	整備	—
	仕事場 南面外部	3枚一本引き	—	5.80	—	—	古写真より格子戸新設	整備	—
	中庭 東面南間	引違い	—	5.80	—	—	北蔵保管板戸を転用	整備	—
	前庭 北面西間	引違い	—	1.00	—	—	障子新設	整備	—
	玄関 東面	4枚引違い	—	5.80	—	—	北蔵保管格子戸を転用	整備	—
	番頭部屋 北面西間	引違い	—	5.80	—	—	—	現状 維持	—
	番頭部屋 北面東間	引違い	—	5.80	—	—	—	現状 維持	—
	番頭部屋 南面	引違い	—	4.23	—	—	利活用に伴いガラス戸新設	整備	—
	中間・西間 番頭部屋 西面	4枚引違い	—	5.80	—	—	昭和30年代以降に新設され た戸襖転用	整備	—
	番頭部屋前室 北面	棧戸 引違い	2.77	5.8	0.11	—	ツシ二階北面東間の転用さ れた当初建具に倣い復原整 備	復原 整備	—
	番頭部屋前室 南面	引違い	—	4.23	—	—	利活用に伴いガラス戸新設	整備	—
	女中部屋 北面西間物入	引違い	—	5.80	—	—	利活用に伴いフラッシュ戸 新設	整備	—
	女中部屋 北面中間	片開き	—	—	—	—	—	現状 維持	—
	土庇 北面 二本引き東端	一本引	5.05	4.46	0.11	—	土庇北面西端に倣い新調	新調	—

図 2-31 建具調査表

つたので、明治四四年（一九一一）に取替えられた藁床と考えられる。「表座敷」・「茶の間」は新建材の畳床を使った畳だったので、近年に取替えられたものであった。

「仕事場」・「中の間」・「台所」・「向い台所」の畳は、昭和三〇年代以降の改造で欠失していた。一代良太郎氏・弟の文三氏・横山茂氏によると、縁のない畳が敷かれていたという。縁のない畳は、畳表にイ草ではなくカヤツリグサ科カヤツリグサ属のシチトウという植物を用いた畳表で七島表（同章第四節第五項参照）といわれる。遠州では通称野郎畳といい、畳表のランクとしては低く、座敷で使う畳ではないとのことであった。なお、「番頭部屋前室」・「番頭部屋」・「女中部屋」の畳は覚えていないということであった。



1、次の間畳床詳細、藁細



2、廻り縁畳床詳細、藁中

写真 2-19、畳藁床

（注 一） 友田家住宅（静岡県周智郡森町） 重要文化財

時 代 江戸中期（一八世紀前半）

指定年月日 一九七三・〇六・〇二（昭和四八・〇六・〇二）

静岡県西部の山間部にあるきわめて古い農家で周辺の景観が良
い。棟通り一間ことに柱を立てる構造は県西部の特色であり、復
原した間取りには関西の古い農家に共通するところがある。

国指定文化財等データベースより

（注 二） 中村家住宅（静岡県浜松市中央区） 重要文化財

時 代 江戸中期（一八世紀中頃）

指定年月日 一九七三・〇六・〇二（昭和四八・〇六・〇二）

浜名湖の近くにある大型農家。友田家よりも発達した平面構造
を示し、建具迄よく保存されている。

国指定文化財等データベースより

（注 三） 大鐘家住宅 主屋（静岡県牧之原市） 重要文化財

時 代 江戸中期（一八世紀初）

指定年月日 一九七三・〇六・〇二（昭和四八・〇六・〇二）

大鐘家は大庄屋を勤めた旧家である。現在瓦葺の屋根はもと草
葺であった。間取りは復原すると大きな部屋の四間取りとなり、
静岡県西部の基本型を良く示している。梁組は極めて雄大である。
長屋門も屋敷構の一環として重要である。

国指定文化財等データベースより

第三節 後世の修理経過

第一項 建築年次

主屋の建築年次は棟札により安政三年（一八五六）と判明している。棟札は本体と覆板の二枚で、本体は尖頭型、総高二尺七寸八分五厘・肩高二尺七寸四分・上幅七寸二分五厘・下幅六寸五分五厘・厚八分のヒノキ、覆板は尖頭型、総高二尺八寸五厘・肩高二尺七寸七分・上幅七寸二分五厘・下幅六寸五分五厘・厚二分五厘のスキであった（第五章第一節第一項参照）。本体と覆板の間には秋葉神社（第一部第一章第一節参照）の祈祷札が挟まれていた。施主は六代万右衛門知盈と七代徳治郎の連名である。

山崎家は弘化四年（一八四七）に十王町の現在地に敷地を求め、嘉永四年（一八五一）に家屋を新築し西町から移転している。十王町の現在地は瓦師善次と交換した土地である（第一部第二章第一節第一項参照）。嘉永七年（一八五四）十一月四日（安政元年十二月二三日）の安政東海地震（第一部第一章第四節第一項参照）の被害状況の史料は発見されていないが、嘉永四年の家屋が被災したことにより、安政三年（一八五六）に現在の主屋を新築した。

棟札には「棟札」と記されていて上棟・竣工が不明であったが、「仏間」仏壇置き場上の壁土で塗籠られた天井上面から「安政四年巳四月廿日」と刻まれた年号が発見された（第五章第二節第一項参照）。主屋の新築に携わった左官職人が記したものと推測する。襖からは「安政五年秋拵之」と墨書された年号が発見された（第五章第二節第二項参照）。横山茂氏によると、この襖は「十畳」・「仕事場」境の襖ということであった。しかし「十畳」・「仕事場」境は居住部と商務部との間仕切りとなるため、当初は板戸であったと考えられるので、主屋の別の場所で使用していた襖を転用したと推測される。また、市の

担当者から、主屋に置いてあった筆笥の引き出しに「安政五年」の墨書があるとのことであった（図版八六参照）。

以上から、棟札に記された「棟札」は上棟時と考えられる。よって安政三年（一八五六）に上棟し、安政四年（一八五七）に壁を塗り、安政五年（一八五八）に建具と家具を造った経緯が窺える。なお、修理工事が屋根葺替と部分修理で解体範囲が小規模であったため、建築部材からは「安政三年」の墨書は発見されていない。

棟札に記された大工棟梁は、大池村の服部惣助清成で、「仏間」天井上の塗籠には神代寺安五良と刻まれていた。大池村は旧山崎家住宅から西へ約一キロメートルほどの位置にあり、瓦師善次も大池村二瀬川で瓦業を営んでいる。

神代寺（神代地）は現在のＪＲ掛川駅の東側の地名で、バス停と小川がその名を残している。大工・瓦・左官は掛川の職人である。

掛川は、江戸期には城下町と宿場町の機能を兼ね備えていたため、建築に携わる職人が多かったと考えられる。四代万右衛門の号である「以善堂」は「善事を行う大きな家、自ら善行を積み、それを以って人々を感化し善

番号	品	位置	墨書・内容	年号 和暦（西暦）	代数	当主
1	棟札	主屋棟木下端	山崎万右衛門知盈 同徳治郎 他	安政3年（1856）	6代	万右衛門知盈
2	鍔書き	仏壇置き場天井上	神代寺安五良 安政四年巳四月廿日	安政4年（1857）		
3	襖	框上端	安政五年秋拵之	安政5年（1858）		
4	棟札	式台棟木下端	重修屋宇祝頌…中略…九代淳一郎識	明治44年（1911）	9代	淳一郎
5	史料	書類	前略…昭和四年銅板葺トナス	昭和4年（1929）	10代	健太郎

図 2-32、発見年号一覧表（第 5 章参照）※番号 5 は第一部第二章第二節図 2-13-10 参照

い行いをする人を育てる」という意味があることから、史料としては残っていないが、安政東海地震後に掛川の民を救済するため、いわゆる「お助け普請」で主屋を新築した可能性がある。

第二項 表座敷の修理

昭和三〇年代以降に根太の一部取替と床組補強を行い、東面内法下土壁を撤去しパネルを新設した。また床の間障壁の貼替えと畳の取替えを行った。その他は当初の姿を留めていると推測する。

第三項 次の間の修理

昭和三〇年代以降に、床組補強と畳の表替えを行った。その他は当初の姿を留めていると推測する。

第四項 廻り縁の修理

明治四四年（一九一一）の「式台」増築時の屋根は杉皮葺きで、昭和四年（一九二九）に銅板葺きに葺替られたことが史料によって判明した（第一部第二章図二・一三・一〇参照）。また古写真でも杉皮葺き屋根が写っている（第五章第六節図五・二三参照）。

土壁の上塗りが三回塗替えられていた。昭和一九年（一九四四）に発生した昭和東南海地震（第一部第一章第四節第二項参照）後の塗替えだと回数が多すぎるので、上塗りの最下層は当初と考えられる（図版五二・五三・五四参照）。

昭和三〇年代以降に、床組補強と畳の表替えを行った。その他は当初の姿を留めていると推測する。

第五項 式台・取次の修理・改造

棟札から、明治四四年（一九一一）に増築されたことが判明した。棟札はスギの木箱に納められた一枚で、尖頭型総高一尺八寸五分・肩高一尺八寸・上下幅とも三寸三分五厘・厚二分のヒノキ、施主は九代淳一郎である。棟札は木箱に納められた状態で、「式台」棟木下端に洋釘止めされていた（第五章第一節第二項参照）。

なお「式台」天井に使われていたマイナス頭のビスと同形状のものが、奥座敷棟「奥座敷」床脇地袋の吸付棧と、新風呂便所棟の簷子下見板張りの腰板にも使われていた（図版五一参照）。

「取次」小屋裏北面「は十」・「は十四」通りの差桁南面には棟木の仕口の痕跡、その東側には切断された谷木、西側には谷木仕口の痕跡と垂木彫りの痕跡が確認できた。「は十」・「は十四」通り差桁に残る切断された谷木は、切断面から水下へ延長すると「仕事場」南側下屋の当初母屋と当初軒桁にある谷木の痕跡と位置が一致した。また当初軒桁南面には腰掛蟻の女木の痕跡があった。「は十二」・「は十七」通り差桁南面・「は十七」・「ち十七」通り差桁西面には和釘が残った垂木彫りがあり、その差桁・差梁に載る差桁・差梁の木口を矩折に切断されたものと、水切り鉄板が被せられていたものがあつた。「は十」・「は十四」通り差桁南面の棟木仕口・谷木仕口と垂木彫りの痕跡をみると、棟木仕口は丁寧加工されていたが、垂木彫りの加工は棟木仕口付近が荒く、その他は丁寧であつた。また「は十」・「は十七」通り差桁上部は半田塗りだが、「は十七」・「ち十七」通り差梁上部は荒壁土であつた。半田は当初と推測する（図版五五・五六・五七・五八・五九・六〇参照）。

当初の「取次」屋根は南北方向を棟とし東西に谷を設けた屋根と考えられるが、南端の屋根形状・棟の長さ・屋根葺き材は不明である（図二・二三参照）。二次修理で当初の屋根を撤去し「廻り縁」屋根を延長して片流れの下屋とした屋根形状で、その平面が「掛川行在所平面図」（第一部第二章第五節参照）

に描かれていて、「取次」・「廻り縁」境から南へ部屋が増築されている。「掛川行在所平面図」からは詳細が不明で、主屋の部材からも痕跡は発見できなかった。増築部分が南北に長いので、棟を南北方向に配した屋根と考えるが「は十」・「は十四」通り差桁南面には、棟木の痕跡がないので、棟木が「は通り」まで達していなかった可能性がある。南端の屋根形状・棟の長さ不明である（図二二三）。明治四三年（一九一〇）までの形と推測する。なお、屋根は杉皮で葺かれていたことが史料から判明している（第一部第二章図二二二・二二一〇参照）。また古写真でも杉皮葺き屋根が写っている（第五章第六節図五二三参照）。三次修理は明治四四年（一九一一）で、先に述べたとおりである（図二二三四参照）。

昭和三〇年代以降に、床組補強と畳の表替えを行った。

旧山崎家住宅に保管されていた資料から、「式台」および中門と式台南側の結界の計画図と思われる図面が発見された（第五章第五節参照）。図面は複数枚あり、「式台」の平面図・見上図・立面図・断面図などがインク（もしくは墨）および鉛筆で一枚の方眼紙の両面に描かれていた。中門や「式台」南側の結界も同時期の建築と推測する。なお計画図には現在の奥座敷棟も描かれていた。前身建物を撤去して、奥座敷棟・新風呂便所棟を新築したのも同時期と推測する。

方眼紙は横五三二ミリメートル・縦四一八ミリメートルで薄茶色、水色の六ミリメートル方眼だが、方眼紙サイズが現在のA・B用紙とは異なるサイズだった。この方眼紙には「BERRICK BRO. S 1909」という透かしが施されていた（第五章第五節図五二一・二六参照）。「BERRICK BRO. S」とは横浜のベリック・ホール（注一）の建築主であるバートラム・ロバート・ベリックの親族が、明治から大正にかけて横浜で経営していた貿易会社「ベリックブラザー商会（後ベリック商会に改め）」のことである。輸入品は洋紙・織物・雑貨・薬品・鉛筆・

香水などで、絹織物・美濃和紙などを輸出していた。「BERRICK BRO. S 1909」という透かしのあるこの方眼紙は、輸入された洋紙であると考えられる。

「BERRICK BRO. S」という透かしのある洋紙は、『千賀鶴太郎博士述『羅馬法講義』（一）』（注二）に類例をみることができ。その洋紙はA五版変形型・八ミリメートル罫・六枚ごとに槍と楯をもった女性像と「BERRICK BRO. S 1915」という透かしが施されていた。「式台」の計画図が描かれた方眼紙は「BERRICK BRO. S」の透かしは同じだが、槍と楯をもった女性像の透かしはなく、また四桁の数字に相違がある。方眼紙が製造された年号を西暦で表したものであれば、計画図が描かれていた方眼紙は「BERRICK BRO. S 1909」なので明治四二年（一九〇九）製造であると考えられる。「式台」の棟札には明治四四年（一九一一）の年号が記されていることから、方眼紙が製造された明治四二年に山崎家が洋紙を入手し、計画図を描いたと推測する。

八代千三郎は、明治一三年（一八八〇）に英国より汽船を購入し「鴻益丸運輸会社」を設立、翌年には「製茶直輪会社」を設立し横浜から茶再生工場を静岡に移し、清水港から海外輸出を行っていた（第一部第二章第一節第九項参照）。その事業を九代淳一郎も継承したと考えられることから、洋紙を入手しやすい環境だったと推測する。

第六項 十畳の修理

昭和三〇年代以降に、床組補強と畳の表替えを行った。また北面西間内法下の土壁を撤去しパネルを新設した。土壁の上塗替えはあるが、当初の姿を留めていると推測する。

第七項 八畳の修理

昭和三〇年代以降に、床組取替えと畳の表替えを行った。土壁の上塗替えは

あるが、当初の姿を留めていると推測する。

第八項 仏間の修理・改造

東面物入は「掛川行在所平面図」に描かれている。背面「十通り」の敷居・鴨居は二本溝だが、柱間には一枚板戸が餞で吊り込まれ開閉できない状態であった。引違い建具を一枚板戸に取替え、部屋の中に物入を増設したものと考えられる。背面「十通り」の敷居側面は物入の床板が張られているため畳の摩れ痕は確認できなかったが、当初「仏間」は六畳間で、物入は後補と推測する。物入の側面縦板張り・天井板・廻縁が和釘で止められていて、内部の当初柱や長押には汚損の痕がないことから、当初く明治初期に増設されたと推測する(図版六一参照)。解体していないので詳細は未調査である。

西面仏壇置き場は「掛川行在所平面図」に描かれている。造作仕事が敷居・鴨居の内法間で完結していることから後補であると考えられる。南間の物入の壁は土壁、中間仏壇置き場の壁は仏壇が設置されているため未調査だが、北間物入の壁は縦板張りで和釘止めであったことから当初く明治初期に増設されたと推測する(図版六二参照)。解体していないので詳細は未調査である。

昭和三〇年代以降に、床組補強と畳の表替えを行った。

第九項 茶の間の修理

昭和三〇年代以降に、床組補強と畳の取替えを行った。土壁の上塗り替えはあるが、当初の姿を留めていると推測する。大正期の茶の間の古写真が残っている(第五章第六節図五・七参照)。

第一〇項 小座敷の修理・改造

南面物入は「掛川行在所平面図」に描かれている。北西隅の角柱は荒板から天井まで、北東隅は半柱を荒板から廻縁下端までであった。物入部材の木肌の

色が「小座敷」の造作材より新しく見える。西面は止釘に和釘を用いた縦板張りだが、物入内部には「小座敷」の長押が廻り、天袋の天井は「小座敷」の棹縁天井が延びていて、部屋の中に物入を増設したものと考えられる。部材の止釘に和釘が使われていることから当初く明治初期に増設されたと考えられる(図版六三・六四参照)。解体していないので詳細は未調査である。

東面床の間・床脇は「掛川行在所平面図」・「史蹟指定時の図面」(第一部第二章第五節参照)に描かれている。天井裏から土壁の小舞を確認したところ、間渡し竹・小舞竹とも割竹であった。当初の土壁下地は間渡し竹と縦小舞竹は丸竹の女竹で、横小舞竹が割竹である。解体していないので未調査だが、奥座敷棟を建築した明治四四年(一九一)に修理したと推測する(図版六五参照)。

同じく床・床脇小屋裏の「り十七」く「か十七」差梁西面に垂木大入穴の痕跡、「小座敷」西側「床の間」・「床脇」西面柱上の母屋には垂木彫りと谷木の仕口の痕跡が残っていた。「り十七」く「か十七」差梁西面に垂木大入穴は、「ほ十七」く「ち十七」差梁西面の当初垂木大入穴と高さが同じなので、当初は南面西側・西面・北面の下屋根が廻っていたと考えられる。垂木彫りは当初、谷木仕口は「掛川行在所平面図」に描かれている風呂便所棟前身建物増築時の痕跡と推測する(図版六五・六六参照)。

昭和三〇年代以降に畳の表替えを行った。

第一項 四畳の修理・改造

「四畳」の屋根である下野北西隅に当初の隅棟が残っていた。修理前は奥座敷棟との接続部分だが、当初の下屋は北西隅を寄棟としていたと推測する(図版六七参照)。解体していないので詳細は未調査である。

東面天袋は「掛川行在所平面図」・「史蹟指定時の図面」とともに描かれていない。天袋の天井は「四畳」の棹縁天井が延びていて、部屋の中に天袋を増設

したものと考えられる。部材の止釘に和釘が使われていることから当初明治初期に増設されたと推測する（図版六八・六九参照）。解体していないので詳細は未調査である。

昭和三〇年代以降に畳の表替えを行った。

第二項 北縁（西）の修理・改造

南面に雨戸敷居・雨戸鴨居があり、雨戸敷居西橋に下猿の痕跡、雨戸鴨居西端に手先板と上猿の痕跡があることから、当初は濡れ縁であったと考えられる（図版七〇・七一・七二参照）。後にガラス戸を入れて室内空間としたが、時代はつきりしない。奥座敷棟前身建物が増築された時期に戸袋を撤去したと考えられるので、明治中期に濡れ縁から縁側にしたと推測する。「北縁（西）」外部で撮影された古写真が残っている（第二章第二節第七項図二二・第五章第六節図五九参照）。

なお奥座敷棟・風呂便所棟の前身建物の前身建物もこの時期に建築されたと推測する。

昭和三〇年代以降、一部床板上に化粧合板張りを行った。

第三項 北縁（東）の修理・改造

南面に雨戸敷居・雨戸鴨居があり、その両端に戸袋の痕跡があることから当初は濡れ縁であった。当初の戸袋は東端にあったが、「掛川行在所平面図」に描かれている新風呂便所棟の前身建物増築時に、間口が狭くなるため東端の戸袋を撤去し西端へ新設したと考えられる（図版七三・七四参照）。なお敷居は欠失し、雨戸敷居は埋木されていた。東端の戸袋は当初、西橋の戸袋は明治初期と推測する。新風呂便所棟の前身建物もこの時期に建築された可能性がある。

昭和三〇年代以降の修理で敷居を撤去し雨戸敷居を埋木し、濡れ縁上面に床

張を張り、北面にガラスを新設し、東面に合板で間仕切り壁を新設した。

第四項 仕事場の修理・改造

横山茂氏によると、北西隅に東西一間・南北半間の一畳分の空間があり、「仕事場」の床より高く、「中の間」・「十畳」と同じ高さだったが、改造のため撤去したという。「中の間」境・「十畳」境の差し敷居側面に横柄穴と根太彫りの痕跡があり、納屋に「中の間」境の差し敷居の横柄穴と一致する差し敷居が残っていた。差し敷居は上端に一本溝と南端に太柄穴があった。框太柄穴直上の大引天井の大引下端には、柱の圧痕が残っていた。「中の間」境・「十畳」境の差し敷居側面には、廻縁が和釘止めされ、棹縁穴と天井板を止めた和釘が残っていた。この一畳間は「掛川行在所平面図」・「史蹟指定時の図面」にも描かれている。痕跡から、一畳間は畳敷、棹縁天井、東面は建具儉飽であったと推測するが、南面は痕跡がなく不明であった。和釘が使われていることから当初明治初期に造作されたと推測する（図版七五・七六・七七・七八参照）。

なお「ほ九」・「ほ十」・「は十」・「ほ十」の差し敷居は、木柄が新しいことから明治四四年（一九一一）に取替えられたと考えられるが、解体していないので未調査である。当初からこの一畳間があったかは不明だが、「は十」・「ほ十」差し鴨居下端には二本の溝決りがあることから、当初は四枚引違いの建具が納まっていたと推測する。

東面北間は間仕切りなしの解放だが、「は九」柱北面・「ほ九」柱南面に埋木があることから、差し敷居は取替えられていた。明治四四年（一九一一）と推測する。東面南間は当初から土壁であった。南面は横山茂氏によると、外側に格子戸、内側に一本引きのガラス入り障子で西端の戸袋に収納できたということであった（図版五七・五九参照）。明治四四年（一九一一）と推測するが、当初の姿は痕跡がないため不明である。

昭和三〇年代以降に北西隅の一畳間を撤去し床組取替え、一二畳の「仕事場」

を南北二間に分割し、南側八畳を「居間」、北側四畳を「ロウカ」とし、間仕切り建具を新設した。「居間」東面北間に窓を新設、「居間」南面の障子・格子戸・戸袋を撤去し、差し敷居・鴨居に柱を設けガラス戸を新設、「ロウカ」北面に襖、東面にガラス戸を新設した。

第五項 中の間の修理・改造

北面は吊束が残っていたが、敷居は欠失し鴨居は東面「ほ九」・「ち九」差し鴨居下端に転用されていた。当初の北面は二本溝の敷居・鴨居が納まり、鴨居上は吊束と土壁であった（図版七九参照）。

東面は建具なしの解放であった。

横山茂氏によると、西面北間に間口一間×奥行き半間の天袋付きの物入があり、天袋は「中の間」から、鴨居下の物入は「八畳」から使えるようになっていた。西面南間は「ツシ二階」へ上る階段があったということであった。

修理前は、西面南間天井に「ツシ二階」へ上る南北方向一間・東西方向半間の開口部を設けていた。天井は棹縁を南北方向に配した棹縁天井だが、西から二本目の棹縁位置には天井板下端に鴨居が取付けられていた。鴨居下端には中央に太柄穴があり、その北側は二本溝、南側は無目であった。太柄穴位置から西側へは下端に板決りを施した廻縁が取付いていた。西端の棹縁は板決りのある廻縁に納まっていた。無目鴨居と板決りのある廻縁は「ツシ二階」へ上る開口の天井見切り材を兼ねていて、その上は高さ四尺ほどの目板張り板壁、天井は棹縁天井でどちらも和釘が使われていた。「ほ十」柱北東隅には廻縁が納まっていた痕跡があり、また廻縁の西から二本目の棹縁大入穴は埋木され、鴨居が取付く天井板には吊木穴があった。以上から「中の間」の天井は当初は「ツシ二階」へ上る開口部がない棹縁天井だったことが判明した（図版八〇・八一参照）。

「掛川行在所平面図」・「史蹟指定時の図面」には、「中の間」から「ツシ二階」へ上る階段が描かれていて、階段は北蔵に保存されていた（図版八二参照）。北側廻縁下端に柄穴の痕跡、「ほ十」・「ち十」敷居上端に埋木、鴨居下端に半柱の圧痕があり、鴨居東面北間は煤の付着が少なく壁板を止めていたと考えられる和釘穴が残っていた。また「ち十」柱東面南側にも和釘穴が残っていた。壁板下地の間柱を止めた和釘穴と考えられる。以上から、横山茂氏からの聞き取り調査のとおり、北西隅の南北方向一間・東西方向半間には「物入」があったことが判明した（図版八〇参照）。ただし「掛川行在所平面図」・「史蹟指定時の図面」とともに描かれていない。階段・物入とも当初・明治初期に新設されたと推測する。

昭和三〇年代以降に北面の建具と敷居・鴨居を取外し、「床の間」・「物入」を新設した。東面差し敷居に溝彫りし、北面当初鴨居を東面差し鴨居下端に転用し襖を新設した。西面南側「ツシ二階」への階段を取外し、西面北間の物入を撤去し「次の間」・「十畳」境の襖を転用した。床組と畳を取替えて「新座敷」に改造した。

第六項 台所の修理・改造

昭和三〇年代以降に改造された床下から、西面南側「物入」の柱・中敷居が見つかった。西面北側の「物入」の部材は発見できなかった。「物入」は、「掛川行在所平面図」・「史蹟指定時の図面」に描かれている。和釘が使われていることから当初・明治初期に新設されたと推測する（図版八三・八四参照）。なお「台所」・「仏間」境の敷居・鴨居は二本溝であることから、当初は「物入」はなく、間仕切り建具であったと推測する（同章同節第八項参照）。

昭和三〇年代以降に床組補強、西面南間の「物入」撤去。床は畳・荒板を撤去し化粧合板に取替。東間半間を「北廊下」・西間一間半を「勉強部屋」に分

割、間仕切り壁と建具新設。「北廊下」北面は建具と敷居を取外し開放、東面は腰壁とガラス戸を新設。「勉強部屋」の北面は戸袋を撤去しガラス戸新設。南面は「新座敷」の「床の間」・「床脇」背面に間仕切り壁新設。西面南間は「物入」を撤去し間仕切り壁を新設した。

第一七項 前庭の修理・改造

南面「は六」・「は九」柱北面に大戸鴨居の圧痕と和釘止釘穴が残っていた。土台北面には大戸敷居の仕口と考えられる引き独鉈がみられた。「は七」柱北面には水平方向に釘の擦れた痕跡があり、米蔵に保管されていた大戸戸板の止釘と間隔が一致した。また「は七」柱西面・「は九」柱東面には無目鴨居の仕口が埋木され、仕口上には板決りが残っていた。「は六」柱西面・「は七」柱東面には貫穴・間渡し穴、土台上端・差し鴨居下端には縦貫穴・間渡し穴の痕跡がみられた(図版八五・八六参照)。以上から、当初南面は西間に片引きの大戸が納まり、東間は土壁であったことが判明した。

東面土間には束石と布石が残っていた(図版八七参照)。一一代良太郎氏と弟の文三氏によると、框が廻った上り台があり、床板は取外しができたという。

西面は痕跡がなく開放であった。

北面「は八」の位置に束石と差し鴨居下端に柱の圧痕と柄穴が残っていて、昭和三〇年代以降に改造された床組に、圧痕の寸法が一致する当初「は八」柱が転用されていた。「は八」柱西面と「は九」柱東面には窓敷居・窓鴨居の大入穴・腰板決り・腰板圧痕・胴縁穴・敷居仕口の痕跡がみられた。「は六」柱西面と「は八」柱東面には鴨居の圧痕と敷居の待柄があり、差し鴨居下端には送り蟻の仕口と押縁の止釘和釘穴がみられた。昭和三〇年代以降に改造された床組に、圧痕の寸法が一致する当初鴨居と吊束が転用されていた。また横山茂氏によると、引違い格子戸が納まっていて、昭和三〇年代以降の改造時に修理

前の「中廊下」・「食堂」境へ転用したということだった。以上から、当初北面は東面に引違い格子戸が納まり鴨居上は板壁、西面は引違い窓と腰板張りだったことが判明した(図版八八・八九・九〇・九一参照)。引違い窓は「中庭」南西隅の睨み口と考えられる(同章同節第一八項参照)。

昭和三〇年代以降に土間に床新設。北面間仕切り建具取外し、間仕切り壁と窓新設。東面「上り台」撤去、間仕切り建具取外し。南面東間の土壁撤去し「南縁」への通路確保、南面西間大戸取外し、敷居・鴨居を撤去した。

第一八項 中庭の修理・改造

一一代良太郎氏・弟の文三氏・横山茂氏によると、南西隅に電話室があったという。「史蹟指定時の図面」の主屋「中庭」南西隅をみると、約半間角で囲まれた部分があり「電話室」と記されている。「は九」柱北・東面には板決りの痕跡、「は九」・「ち九」差し鴨居下端には戸当りと柄穴の痕跡、「は六」・「は九」差し鴨居北面西側および「は九」・「ち九」差し鴨居東面南側の側面には箱目違い柄穴の痕跡が確認できた。横山茂氏によると、昭和三〇年代以降の改造で撤去したが、電話室への出入り口の扉は縦枠とともに主屋北東隅の出入り口の扉に転用し、南東隅柱・北東隅柱・北西隅柱は改造した室の床組材に転用したとのことだった。確認したところ、扉と縦枠・切断した柱の柄穴や圧痕が、「は九」柱と差し鴨居に残る痕跡と一致したことから、電話室があったことが確認できた(図版九二・九三・九四・九六参照)。

掛川に電話が設備されたのは明治四一年(一九〇八)で、その事業に九代淳一郎が寄付している(第一部第二章第一節第一〇項参照)。『明治四十一年八月一日開通 掛川特設電話番號簿 掛川郵便局』の写しには、電話番号一番が「掛川郵便局」、二番が「山崎淳一郎」、三番が「掛川銀行」となっている。電話室は明治四一年に設けられたと推測する。ただ電話室として造作したので

はなく、「ほ九」柱東面に窓敷居・窓鴨居の大入穴の痕跡があることから、当初は大戸から「前庭」に出入りする人を確認する小窓付の「睨み口」を「電話室」に改造したと考えられる。しかし「掛川行在所平面図」には「睨み口」は描かれていない。

同じく一一代良太郎氏と弟の文三氏によると、西面北間には上り台があったとう。「睨み口」の束石・布石とともに、上り台の布石と上り台も残っていた（図版九四・九五参照）。

西面女中室境は「ち五」柱南面には差し敷居の仕口の痕跡があるので、「ほ五」～「へ五」の差し敷居が延びていたことが判明した。「へ五」柱は後補柱である。「ち五」～「へ五」の柱間は、当初は間口二間の開口部で四枚引違いの建具が納まっていたと推測する（図版九七参照）。

以上から、当初は西面に「睨み口」と上り台があり、東面は差し敷居が通り、四枚引違いの建具が納まっていたと推測する。

北面東側に半間四方の物入の一部が残っていた（図版九八参照）。壁板が洋釘止めで、「向い台所」南面の壁面に接続していることから明治四四年（一九一一）と推測する。

昭和三〇年代以降に「電話室」・袖壁を撤去し土間に床・天井を新設。一次改造で畳敷とし、二次改造で東間を「作業部屋」・西間を「南廊下」に分割し間仕切り壁と建具新設。北面建具新設。東面北間間仕切り壁新設。南面東間「ツシ二階」への出入り口は一次改造時に壁を撤去し、「番頭部屋前室」北面の建具を転用。西面の上り台は「土間」に転用した。

第一九項 通り庭の修理・改造

一一代良太郎氏・弟の文三氏によると、「ち六」～「ち九」の東端・西端には袖壁があり、東端の袖壁はカマドの風除け、西端の袖壁には土蔵の鍵が掛か

っていた。また西端には小さな床があり、カマドの火消し坪があったという。「ち九」柱東面に煤の付着がない袖壁の痕があり和釘穴が残っていた。また「ち八」には礎石が残っていた。袖壁西面には和釘の痕跡があることから当初と推測するが、「掛川行在所平面図」には描かれてなく、昭和八年（一九三三）作図の「史蹟指定時の図面」には描かれている（図版九九参照）。

東端の袖壁は「ち六」柱西面には痕跡がないが礎石が残っていて、「史蹟指定時の図面」に描かれている。西端には床の基礎があり、「台所」床下に火消し壺が残っていた。「史蹟指定時の図面」に描かれている（図版一〇〇・一〇一参照）。東西二箇所袖壁は、内玄関としての「中庭」と使用人の空間である「通り庭」との結界であったと考えられる。明治四四年（一九一一）と推測する。また西面には洗い場と上り台の基礎があり、上り台は長屋門に保管されていた。洗い場の立水栓は人造石研ぎ出しだった。洗い場・上り台とも「史蹟指定時の図面」に描かれている（図版一〇二・一〇三参照）。横山茂氏の長男茂明氏によると、洗い場では野菜を洗っていたという。

第二〇項 向い台所・炊事場・風呂の修理・改造

「向い台所」は八畳の小上りで南面は土壁、北・東・西面は建具なしで「通り庭」・「炊事場」に面し、天井は棹縁天井であった。昭和三〇年代以降の修理で東面の差し敷居は床組に、西面の差し敷居は修理前の「中廊下」～「食堂」境「り六」～「り八」の敷居に転用され、北面の差し敷居は味噌蔵・納屋に保管されていた。いずれも木口仕口の男木が切断されていた。（図版一〇四・一〇五・一〇六・一〇七参照）。横山茂明氏によると、床は縁のない畳敷きで北東隅だけ板敷きだったという。子供のころここで食事をしたが、周囲に建具がなくて冬季は寒かったと記憶されている（図版一〇八参照）。

「炊事場」の床は東側に水勾配を設けた石敷、天井は化粧屋根裏であった。

「掛川行在所平面図」では、北東隅の空間が室内なのか屋外なのか不明だが、「居宅之図」（第一部第二章第五節参照）では屋外として描かれている。炊事場の構造材「ち四」→「た四」梁の北橋西面には隅木の仕口の痕跡が、「か五」柱には隅木の柄穴の痕跡が確認できた。「ち四」→「た四」当初軒桁上端東角は垂木彫りされていて和釘穴が確認できた。「ち通り」から北側の「一通り」→「五通り」および「た二」→「た四」・「よ二」→「よ五」の軒桁・母屋はコガエリで垂木・化粧裏板の止釘は洋釘であった。「ち五」→「か五」東面には、現状の垂木掛けの下に当初垂木掛けを取外した痕跡が確認できた。また東下屋の軒桁・母屋は、すべて「ち通り」から北へ約一尺五寸の位置に継手が設けられていた。修理前の下屋根は「た二」→「か四」に北東隅木が納まっていたが、当初の屋根は痕跡から「た四」→「か五」に隅木が納まり、「ち一」→「ち五」通りで、東下屋南側の屋根面より一尺五寸ほど低く納まっていた（図版一〇九・一一〇・一一一・一一二・一一三・一一四・一一五参照）。

「ち四」→「た四」当初軒桁の直下には梁が入られ、「ぬ四」→「ぬ九」・「わ四」→「わ九」・「か四」→「か九」通りの差桁の元口を支えているが、差桁「ぬ四」・「わ四」・「か四」下端には柱の柄穴が確認できた。明治四四年（一九一一）に炊事場を増築するため、「ぬ四」・「わ四」・「か四」柱を取外し、「ち四」→「た四」当初軒桁の直下に梁を新設して差桁元口を支えたと考えられる（図版一一六参照）。

横山茂氏によると、北面・東面の開口部には鉄格子が設けてあり、昭和三〇年代以降の改造時に取外して納屋に保管してあるとのことであった（図版一一七参照）。北面の開口部は現在引違いガラス窓だが、窓敷居・鴨居の痕跡と、貫・間渡し穴の痕跡が確認できた。当初は開口部なしの土壁だったが、後に開口部を二回設けたと推測する（図版一一八参照）。

北東隅のカマドはレンガ積み、上面はタイル張りであった。一一代良太郎氏

の弟の文三氏によると、戦後に壊れたので造り直したということであった。しかし調査すると、焚口六箇所のうち西側の二箇所の鉄扉が東側四箇所と大きさ・衣装に相違があった。また東側四箇所の焚口から煤を落とす土間にモルタル塗りの痕跡があったが、西側の焚口の床にはモルタル塗りの痕跡はなかった。よってカマドは作り直したのではなく、焚口四箇所のカマドに焚口二箇所のカマドを増設し、上面にタイルを新設したと推測する（図版一一九参照）。

「風呂」の壁は腰下が石積みとレンガ積み、モルタル塗り、腰上は洋釘止めの縦板張り、天井は棹縁天井だが天井板の止釘は洋釘であった。横山茂氏によると、風呂釜は鉄製の五右衛門風呂だったのを昭和三〇年代以降に現代風の風呂に改造し、風呂釜は納屋に保管してあるとのことであった。

「掛川行在所平面図」と「史蹟指定時の図面」では、主屋北東部分の間取りに相違がある。また主屋だけでなく、奥座敷棟（奥座敷棟・風呂便所棟）および新風呂便所棟にも相違がみられる。この間の山崎家での出来事は、九代淳一郎が磐田郡見付の男爵赤松則良の娘である浪江と大正元年（一九一二）に結婚したことである（第一部第二章第三節参照）。九代淳一郎は結婚前の明治四四年（一九一一）に男爵赤松家から浪江を迎える準備として、「式台」・「炊事場」の増築と前身の奥座敷棟を撤去新築したのではないかと考えられる。

以上から「炊事場」の当初は屋外、「向い台所」の当初は「旧炊事場」、「風呂」の当初は北側が屋外で南側が「女中部屋」だった。明治四四年に屋外だった部分に「炊事場」を増築し、「旧炊事場」を「向い台所」とし、「女中部屋」の北東隅に「風呂」を新設した。カマドも明治四四年（一九一一）に新設したものを、戦後に修理したと推測する。

昭和三〇年代以降の修理で「向い台所」の床組を撤去し、「台所」・「食堂」に分割し居室とし、部屋境に間仕切りを兼ねた食器棚と建具を新設した。北面のカマドを木材とステンレス板で覆い調理台とした。また東面を改造し「電話

室」の建具を東面北間へ転用。南面西間に「倉庫」を新設、化粧屋根裏天井を合板で塞ぎ、屋根の天窓のガラスを塩ビ製波板に取替えた。南面東間に「倉庫」を新設、西間に「中廊下」を新設、「食堂」・「中廊下」境間仕切り建具は「前庭」・「中庭」境の間仕切り建具を転用し、天井を新設した。「風呂」は五右衛門風呂の風呂釜を撤去し、浴槽を取替え床をタイル張りとした。

第二項 土庇の修理・改造

「は一」柱は昭和三〇年代以降に取替えられていた。「は二」柱は当初柱だが切断され味噌蔵に保管しており、北面に敷居・鴨居、東面に貫穴・間渡し穴、南面に戸袋の止釘穴、西面に窓敷居・間渡し穴の痕跡があった（図版一二一参照）。「は四」柱の東面・西面には窓敷居・間渡し穴の痕跡があった。「は五」柱北面には敷居・鴨居、東面・西面には窓敷居・間渡し穴の痕跡があった。「は六」柱東面には窓敷居・間渡し穴、南面には雨戸戸当りの和釘穴、西面には貫穴・間渡し穴の痕跡があった。「は七」柱東面には貫穴・間渡し穴の痕跡があった。また「は二」柱・「は四」柱・「は五」柱・「は六」柱南面には雨戸敷居・雨戸鴨居の庄痕と和釘穴が残っていた。以上から「番頭部屋」南面中間・西間、「番頭部屋前室」南面の三間は東側に雨戸を設けた窓で、「前庭」南面東間は土壁であったことが判明した。また東側の戸袋は米蔵に保管されていて、手先板・側板に残る雨戸敷居・鴨居の痕跡から二筋の溝が彫られていたことも判明した（図版一二〇・一二二参照）。なお二本溝の外側に納まる格子戸も北蔵に保管されていた（図版一二三参照）。

土間コンクリート打設と軒桁のベイマツ取替えは昭和四年（一九二九）、化粧屋根裏天井は昭和四年および昭和三〇年代以降に取替えられたと推測するが、形式としては当初の形を残していた。

昭和三〇年代以降の修理で外部空間を「南縁」・「土間」に改造。南面東側

の戸袋と雨戸敷居・雨戸鴨居を撤去し「は二」柱を取外し。「は六」・「は七」の土壁を撤去し通路とした。

また「土庇」北東隅の軒内に、当初と推測される三和土が残っていた（図版一二四参照）。

第二項 番頭部屋・番頭部屋前室の修理・改造

「は四」柱北面・「は四」柱南面に敷居・鴨居の痕跡がみられた。また二本溝の鴨居は、昭和三〇年代以降の改造で「り六」・「り八」に転用されていた。当初の「番頭部屋」と「番頭部屋前室」境は四枚引違い建具が納まっていた（図版一二五参照）。

「は二」柱は昭和三〇年代以降の改造により、床高付近で切断されていたが北面に鴨居・敷居の痕跡があった。「ほ二」柱南面にも鴨居の痕跡がみられたが、敷居部分は昭和三〇年代以降の改造で削りとられていた。「に二」柱は昭和三〇年代以降の改造で欠失していた。「は二」・「ほ二」母屋下端には縦貫穴と間渡し穴の痕跡がみられた。横山茂氏によると、昭和三〇年代以降に物入を撤去して便所に整備したとのことだった。以上から当初の番頭部屋東面には間口一間の物入が南北に並んでいたことが判明した（図版一二六参照）。

昭和三〇年代以降の修理で間仕切り建具と垂れ壁を撤去し「応接室」・「便所前室」に改造し床・間仕切り壁新設。東面「物入」を撤去し「便所」に整備した。「南縁」境は雨戸・戸袋・腰壁を撤去し、腰壁と建具を新設した。「便所」は一次改造で汲取り式、二次改造で浄化槽、三次改造で水洗式とした。基礎はコンクリートブロック、外壁は鉄板張りにした。

第三項 女中部屋の修理・改造

昭和三〇年代以降の改造で、床組は残っていなかった。北西隅の物入が残っ

ていて、「史蹟指定時の図面」にも描かれている(図版一二七参照)。また「掛川行在所平面図」では物入の方向が九〇度違う配置で描かれている。

「へ二」→「へ五」登り梁の「へ二」位置下端には柱柄穴の痕跡があった。

「ほ二」→「ち二」の母屋下端には縦貫穴・間渡し穴の痕跡があり、「ほ二」

柱北面には敷居・鴨居の仕口の痕跡が残っていた。「へ二」柱は欠失していたが、当初は間口一間の物入が南北に並んでいた(図版一二八参照)。

東面の「ほ一」柱・軒桁は明治四四年(一九一一)に取替え、「へ一」・「ち一」柱は欠失していた。南面「ほ一」→「ほ二」は土壁、「ほ二」→「ほ四」は敷居・鴨居の痕跡があったので引違い建具、「ほ四」→「ほ五」の敷居は欠失していたが鴨居は残っていた(図版一二八参照)。

以上から、「掛川行在所平面図」には描かれていないが、当初「女中部屋」は八畳間で東面は間口一間の物入が南北に並び、南面「番頭部屋」境は間仕切り建具、西面は間口二間の開口で四枚引違い建具であったと考えられる。一次改造として当初明治初期に東面の物入を撤去し、西面北側に東向きの物入を新設。二次改造として明治四四年(一九一一)に「風呂」を新設したと推測する。なお北面は解体していないので未調査である。

昭和三〇年代以降の修理で「洗面所」と「物置」に分割した。「洗面所」・「物置」部屋境は一次改造で間仕切り建具を新設、二次改造で間仕切り壁を新設した。「洗面所」は床組を撤去し土間コンクリートにタイル張り。東面は腰壁をコンクリートブロック積みしガラス戸を新設。南面西間「便所前室」境は建具と小壁を撤去し建具を新設。「物置」は床を撤去し化粧合板張りにした。

第二四項 ツシ二階の修理・改造

天井は棹縁天井で天井板の止釘は和釘であった。しかし柱・束柱・敷桁・敷梁の表面の煤が多く付着しているのに対し、天井板・棹縁には煤の付着が少な

かった(図版一二九・一三〇参照)。また「は九」柱北面の通し柄穴は埋木され、「ほ九」柱南面には北側から納まる敷梁の長柄に車知栓の痕跡が残っていたことから、「は九」→「ほ九」の敷桁を支える補強梁が抜かれたことが確認できた(図版一三一参照)。

南面の開口部は引違い障子窓で、外部には雨戸が設けられていた。窓敷居は外側から払込みで納められ和釘止め、軒桁下端に付ヒバタを和釘止めし鴨居としていた。柱・束柱側面には貫穴・間渡し穴、軒桁下端には縦貫穴・間渡し穴の痕跡があることから、当初は土壁であったことが確認できた(図版一三二参照)。

北面東側の開口部は、柱・束柱側面に貫穴・間渡し穴の痕跡が確認できた。差し鴨居上端に敷居、敷桁下端に鴨居が取り付けられているので、差し鴨居上端・敷桁下端の痕跡は確認できなかったが、当初は土壁であったと推測する(図版一三三参照)。また開口部の建具は上部を切断した引違い板戸だが、建具幅が「番頭部屋前室」北面の柱間と一致した。板戸には鋼製栓錠が取り付けられていた。

北面西側の開口部は片引き戸だが、「ほ十」柱東面には薄板が和釘止めされ、東側の束柱西面には貫穴・間渡し穴の痕跡が確認できた。差し鴨居上端には敷居が取り付けられていたため、差し鴨居上端の痕跡は確認できなかったが、上部は敷桁下端に付ヒバタが和釘止めされ、間渡し穴の痕跡がみられた。また北面西側の背面「中の間」天井裏南面には、「ほ九」柱から「ほ十」柱にかけて筋違いが和釘止めされていた。筋違いは中央で切断されていたが、「ほ十」柱北東角に切断される前の筋違いが取付いていた欠き込みが確認できた。当初は土壁だったが、土壁を撤去し、筋違いを切断して「ツシ二階」への出入り口としたと推測する(図版一三四・一三五参照)。

「仕事場」・「前庭」の天井は「ツシ二階」の床を兼ねた大引天井で、床梁

上端にマツの厚板が和釘止めされていた。木部修理のため、一部の床板を解体したところ床梁上端に和釘穴で一回の打替えが確認できた。また床板には現状では必要のない欠き取りがみられたことから張替えられたことが判明した（図版一三六参照）。床全面を解体していないので詳細は未調査だが、北面東西の開口部が後補であることから、当初は床に設けた開口部から「ツシ二階」へ出入りしていたと考えられる。

一一代良太郎氏・弟の文三氏・横山茂氏によると、「ツシ二階」へは「中間」の階段で出入りし、床は畳敷きで、帳簿などの事務仕事として使われていたということであった。以上から、当初「ツシ二階」は開口部のない暗室で、「前庭」または「仕事場」から梯子をかけて出入りした男衆の部屋であったと推測する。後に事務仕事として使うため、床板を張替え、窓を開け、天井を張り、「中間」に階段を新設したと考えられる。補強梁を取外したのも、使用に支障があるためで、押入も同時期に増設したものであろう。改造の時期としては、和釘が使用されていることから当初明治初期と推測する。

第二五項 濡れ縁・縁台の修理

昭和三〇年代以降の修理で「濡れ縁」はすべて取替えられていた。「縁台」は一部の部材が取替えられた。縁台の古写真が残っていた（第五章第六節図五・六参照）。

第二六項 上屋煙出しの撤去

横山茂氏によると「通り庭」カマド上部の上屋には煙出しがあったが、雨漏りが多く撤去した（図版一三七参照）ということだった。

第二七項 東下屋の修理・改造

東下屋南側軒は、昭和三〇年代以降の「便所」の改造に伴い鉄板葺きとしたため一部撤去されていた。（図版一三八参照）。なお撤去する前の広小舞の留切りが残っていた（図版一三九参照）。南下屋東側「土庇」の「仕事場」境は雨漏りが酷いため瓦を葺替えた。すべて昭和三〇年代以降の修理である。下屋南東隅木は「は四」母屋の手前で切断されていた。「は四」母屋上端には隅木の仕口と太柄穴の痕跡があった。隅木のズレ止めの太柄と考えられる（図版一四〇参照）。

東下屋は垂木鼻先上端に広小舞が洋釘止めされていたが、広小舞を取外したところ、垂木上端に残る化粧裏板の和釘止釘穴が垂木鼻先まで続いていた。当初の広小舞を止めていた和釘穴がないことから、軒先を切断し軒の出を短くしたと推測する。軒の出が短くなったため、東面外壁足元が雨腐れし、「女中部屋」東面外部腰壁がコンクリートブロックに替ったと考えられる。「史蹟指定時の図面」には、納屋南側に水場が描かれているので、水場の屋根を新設した時に、主屋の東下屋と軒先同士が干渉するため切断したと考えられる。軒先の切断は明治四四年（一九一一）と推測する（図版一四一参照）。

炊事場の天井には天窓が設けられていた（図版一四二参照）。天窓廻りで使用されているのは鉄板だが、その他の屋根で使用されているのはすべて銅板であった。昭和二〇年代に設けられたと推測する。

第二八項 上屋妻板の修理

修理前は波型鉄板が張られていた。横山茂氏が管理を始めた昭和三二年には、すでに鉄板が張られていたということだったので、波型鉄板は昭和二〇年代後半と推測する。

波型鉄板を撤去したところ、東妻は目板張り、西妻は簷子下見板張りが残っていた。両妻とも洋釘が用いられていたため、明治四四年（一九一一）と推測

する（図版一四三・一四五参照）。

東妻目板張り南端の一枚を取外したところ胴縁に和釘穴がみられたので（図版一四四参照）、当初の姿を継承していると考えられる。なお目板張りと簾子下見板張りの意匠の違いは、主屋東側は裏方の空間、西側は主庭に面しているので接客の空間として位置付けていたと推測する。

第二九項 当初の間取り

棟札・「仏間」仏壇置き場天井裏の年号・建具の年号から、安政三年（一八五六）に上棟、同四年に左官工事、同五年に建具工事が行われ、安政五年末もしくは安政六年初には竣工したと推測する。修理工事が屋根葺替と部分修理であったため、解体に及ばず未調査の部分が多いが、調査結果をもとに当初の間取りを考察する。

桁行一三間・梁間八・五間で、東面南側に梁間二・五間、東面北側・北面・南面・西面に梁間一間の寄棟の下屋を廻らし、建物中央を切り妻の上屋とする。主屋中央を南北に分け、西側を床上部、東側を土間部とする。

上屋は切妻造り棧瓦葺き。下屋は四周に廻らし北下屋・東下屋・南下屋東側は棧瓦葺き、西下屋・南下屋西側は不明。南下屋中央に棟を南北方向にする屋根を設けるが屋根葺き材は不明。

西側床上部は東西三列で、西列は南から「次の間」・「表座敷」・「小座敷」・「四畳」とし、「次の間」・「表座敷」南西には「廻り縁」を、「表座敷」北面には「床の間」・「床脇」を設ける。中列は南から「取次」・「八畳」・「仏間」・「茶の間」とし、「八畳」西面に「物入」、仏間に「仏壇置き場」、茶の間に「茶の間」北西面に「物入」を設ける。東列は南から「仕事場」・「中の間」・「台所」とする。「取次」南面を玄関とし、「廻り縁」外側および「四畳」・「茶の間」・「台所」北側に「濡れ縁」を設ける。

土間部は南北三列で、南列は西から「前庭」・「番頭部屋前室」・「番頭部屋」とし、「前庭」東面には「上り台」、番頭部屋東面には「物入」を設ける。中列は西から「中庭」・「女中部屋」とし、「中庭」西面南側に「睨み口」・西面北側に「上り台」、南面中央および北面西側に袖壁、「女中部屋」東面には「物入」を設ける。北列は「通り庭」・「炊事場」で、中央南側にカマドを設ける（図二二三参照）。

第三〇項 主屋の変遷

当初から修理前まで、第一次～第五次と五回の修理があったと考えられる。このうち第一次から第三次修理が山崎家によるもので、第四次から第五次修理は横山茂氏による。第四・五次改造について横山茂氏は、自費での改造なので予算の工面が大変で、予算に都合がつくことにコツコツと改造したとのことであった。

第一次修理 当初～明治初期 「仏間」東面「物入」増設と「仏壇置き場」の整備、「小座敷」南面「物入」と「四畳」東面「天袋」の増設、「中の間」西面の「物入」増設と「ツシ二階」へ上る階段の新設、「女中部屋」西面「物入」を増設した。「ツシ二階」の南面開口部と「物入」増設も合せて行われた。「取次」南面東側に一室を増築し、南下屋西側の屋根形状を変更した。奥座敷棟・新風呂便所棟の前身建物増築に伴い、「四畳」・「茶の間」北側の「濡れ縁」を室内に取込み「北縁（西）」とし西端の戸袋を撤去、「台所」北側の「濡れ縁」東端の戸袋を撤去し西端に新設した。その間取りが「掛川行在所平面図」と考えられる（図二三四参照）。

第二次修理 明治中期から後期 掛川に電話が設備された明治四一年（一九〇八）に、「中庭」南西隅にあった「睨み口」を「電話室」に改造した。

明治四四年（一九一一）に九代淳一郎の結婚に向けて、「取次」南側の一室

を撤去し、「式台」を増築、「式台」・「取次」・「廻り縁」の屋根を杉皮葺とし、「向い台所」を新設、「炊事場」北面のカマド・「向い台所」西側のカマドを新設、併せて「炊事場」の増築と「風呂」増設および「女中部屋」北面を改造した。納屋南側の水場の整備に伴い、東下屋の軒先を切り縮めたのも同時期である。また奥座敷棟・新風呂便所棟の前身建物を撤去し、現状の奥座敷棟・新風呂便所棟を新築した。その間取りが「史蹟指定時の図面」と考えられる。なお横山茂氏によつて改造された部分の新建材を撤去した間取りは、九代淳一郎によつて改造された明治四四年（一九一一）の間取りとほぼ一致する（図二二三五参照）。

第三次修理 昭和初期から昭和三〇年 昭和四年（一九二九）に「式台」・「取次」・「廻り縁」の屋根を杉皮から銅板に葺替え、併せて南下屋東側の軒桁・母屋・垂木・垂木掛け・化粧裏板を取替えた。奥座敷棟の下屋の銅板葺きも同時期と考えられる。

また二階屋は奥座敷棟の二階に増築された部屋だが、「子供部屋として、日当たりと風通しの良い場所に増築された。」という言い伝えがある。この子供は一〇代健太郎と考えられる。健太郎は九代淳一郎の一人息子で、一代良太郎氏・弟の文三氏の父親である。両氏によると、「親父が子供のころは、家に常に医者がいたと聞いている。二階屋は親父が使っていた。」ということであった。二階屋の増築も同時期と考えられる。また昭和二〇年代に東下屋北側の天窓を新設した（図二二二六参照）。

第四次修理 昭和三十一年から三十三年 山崎家は昭和三二年までこの屋敷に住んでいて、関東へ移転後、同年から横山茂氏が管理していた。この項では横山茂氏の聞き取り調査と痕跡をもとに昭和三〇年代以降の修理・改造を述べる。改造は昭和三十一年と昭和三十三年と昭和三十六年と四五年に行われた。なお新設の床・間仕切り壁・天井はほとんどが新建材であった。取外された木部材や建具

の多くは、新設した床組材に転用または敷地内の土蔵に保管されていた。また室内の土壁は、撤去した部分はあるが、修理は行っていないとのことだった。「前庭」・「中庭」に床組を新設し居室とし、「番頭部屋」・「番頭部屋前室」を「応接室」と「便所」に改造。外部であった「土庇」を「土間」・「南縁」といった室内に取込んだ（図二二二七参照）。

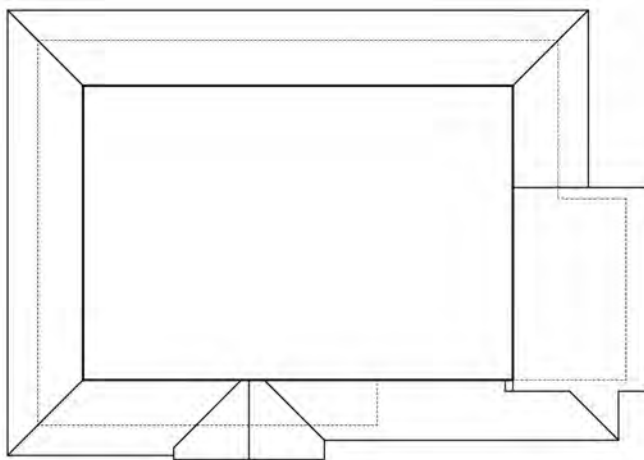
第五次修理 昭和三十六年から四五年 「炊事場」・「向い台所」・「通り庭」の床組・天井・間仕切り壁を新設し、「台所」・「食堂」に改造。「女中部屋」を東西に分割し、東側を「洗面所」、西側を「物置」に改造。また第四次で改造した「中庭」を東西に分割し、西側を「南廊下」・東側を「作業部屋」とし天井を新設した。「台所」を横山茂氏の子供たちの「勉強部屋」に改造した。その間取りが、修理前の間取りである（図二二二八参照）。

（注 一） ベーリック・ホール

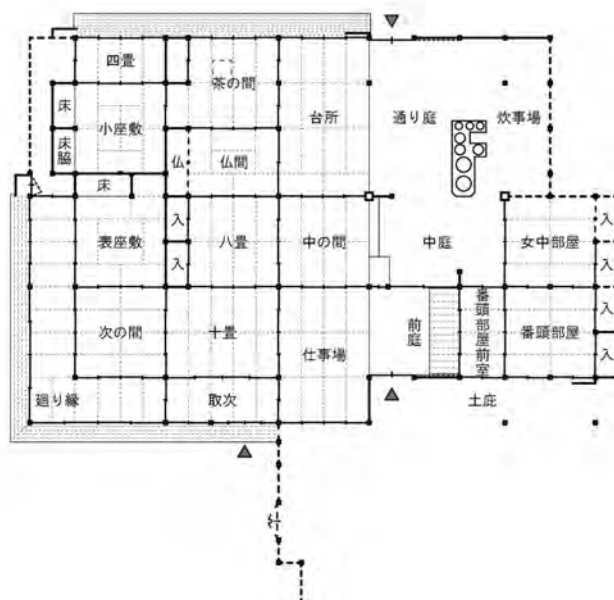
神奈川県横浜市に所在する、イギリス人貿易商バートラム・ロバート・ベリックの住宅として昭和五年（一九三〇）に建築された洋館である。バートラム・ロバート・ベリックは明治六年（一八七三）ロンドンに生まれ、明治三十一年（一八九八）にベリックブラザーズ商會を継ぐため来日。昭和七年（一九三二）にはフィンランドの名誉領事職に就任（ベリック邸はフィンランド領事館としても使用された）。第二次世界大戦によってカナダのバンクーバーに移住、昭和二十七年カナダで没。

（注 二） 『千賀鶴太郎博士述『羅馬法講義』（二）』 吉原達也編

広島法学 三二巻三号（二〇〇九）一五六一一九頁

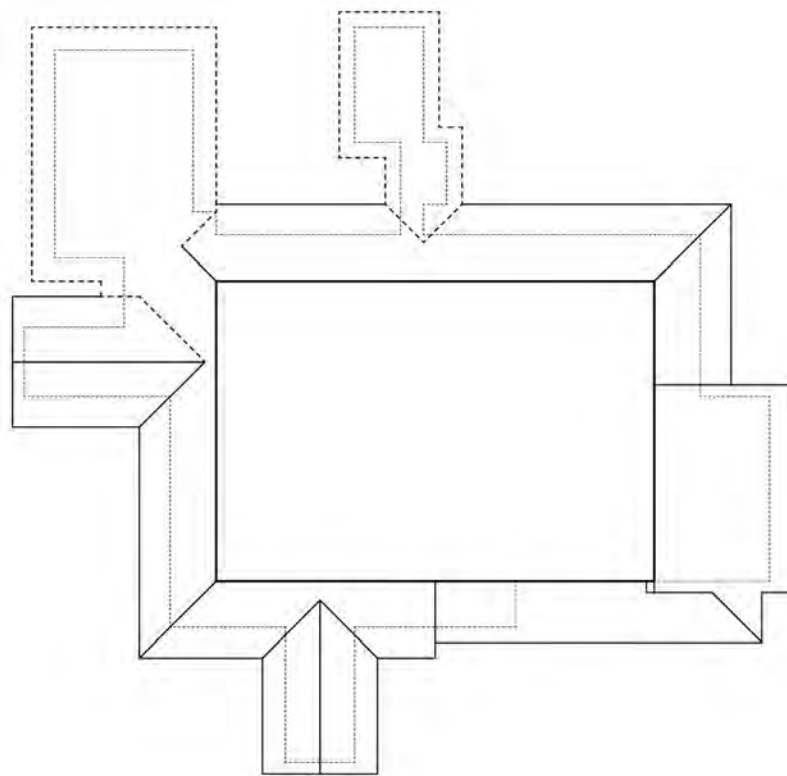


2、下屋屋根伏図

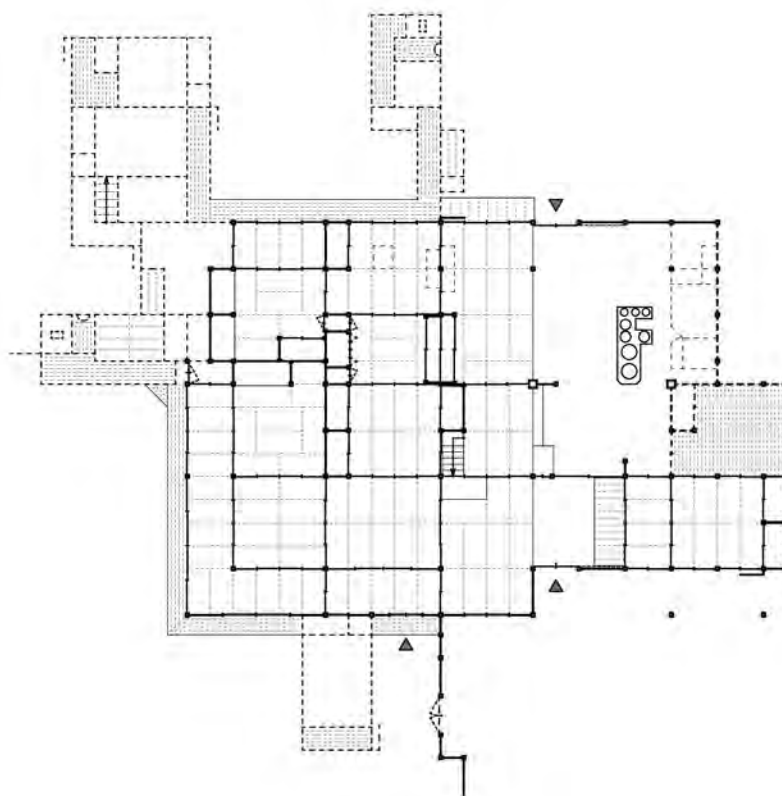


1、平面図

図 2-33、当初推定平面図・下屋屋根伏図（鎖線は推測）

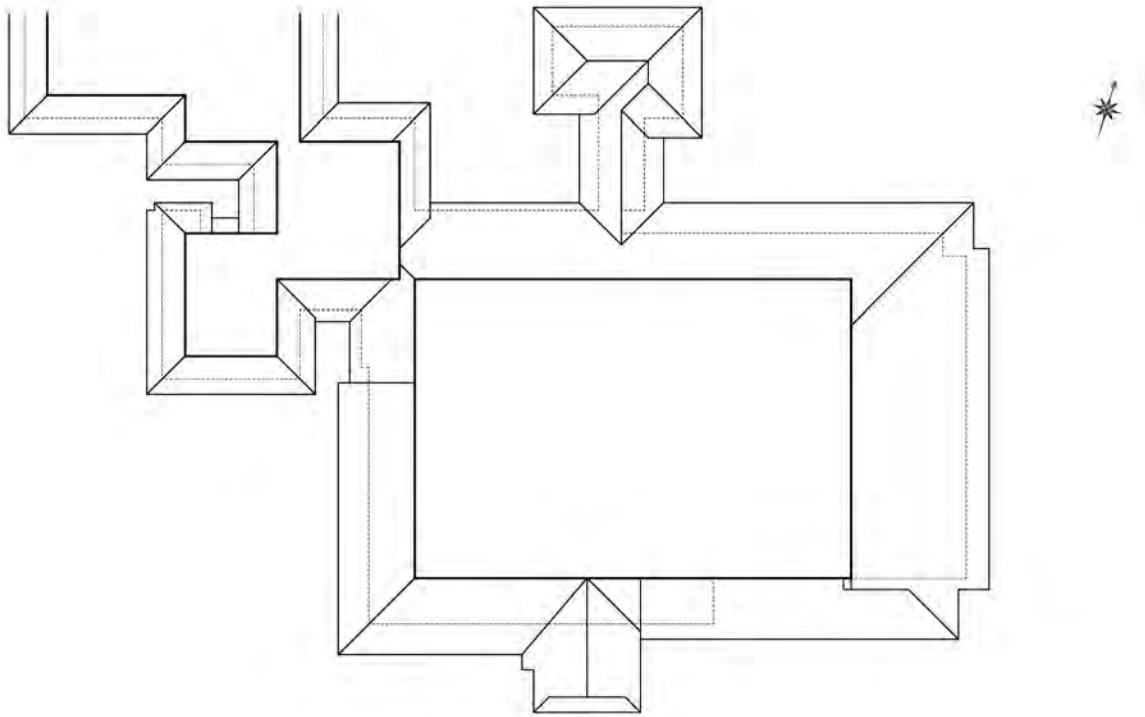


2、下屋屋根伏図

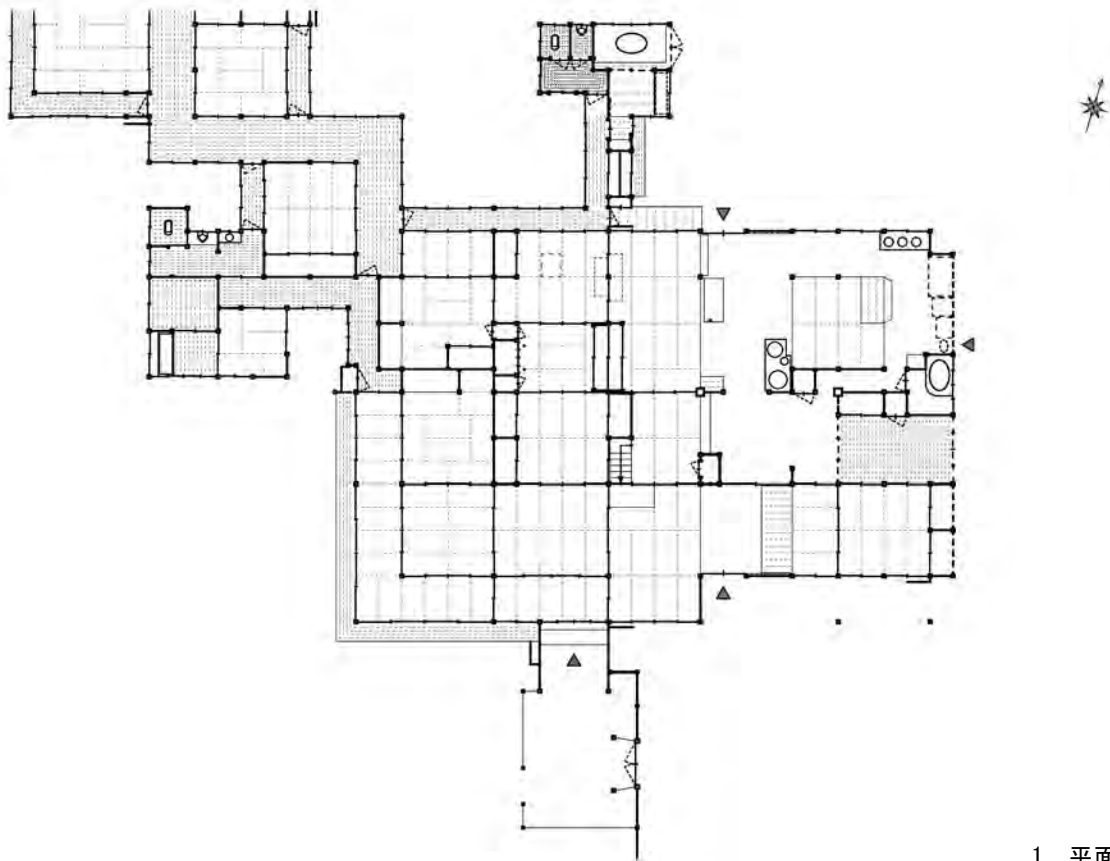


1、平面図

図 2-34、第一次修理 当初～明治初期 推定平面図・下屋屋根伏図（鎖線は推測）

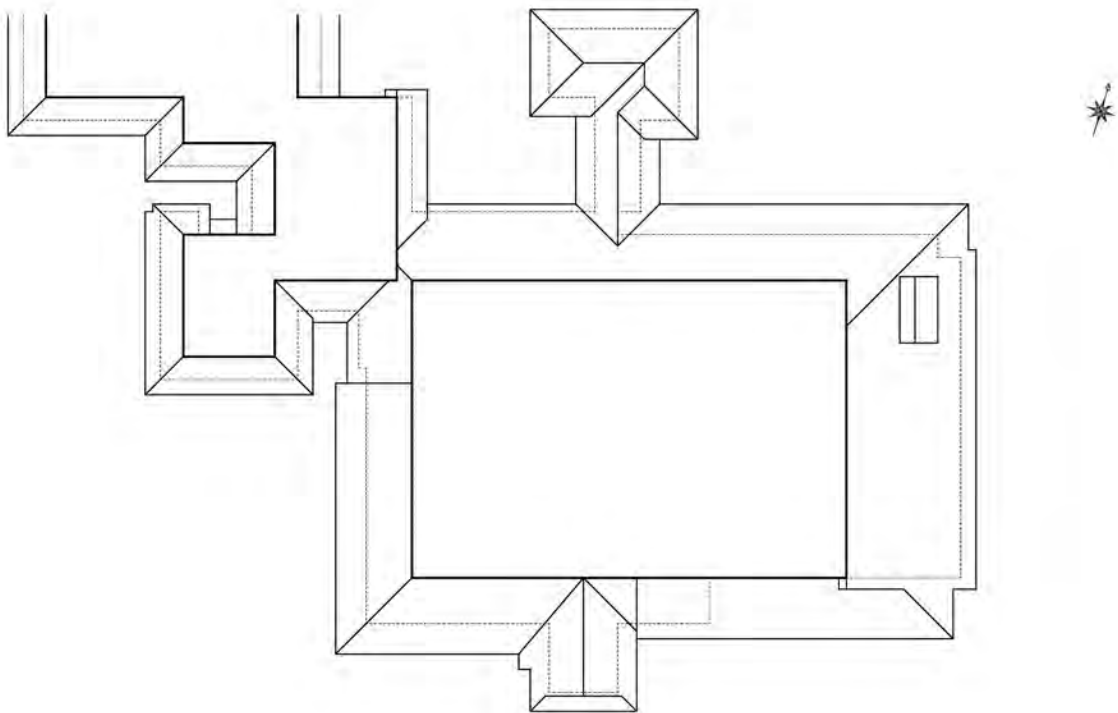


2、下屋根根伏図

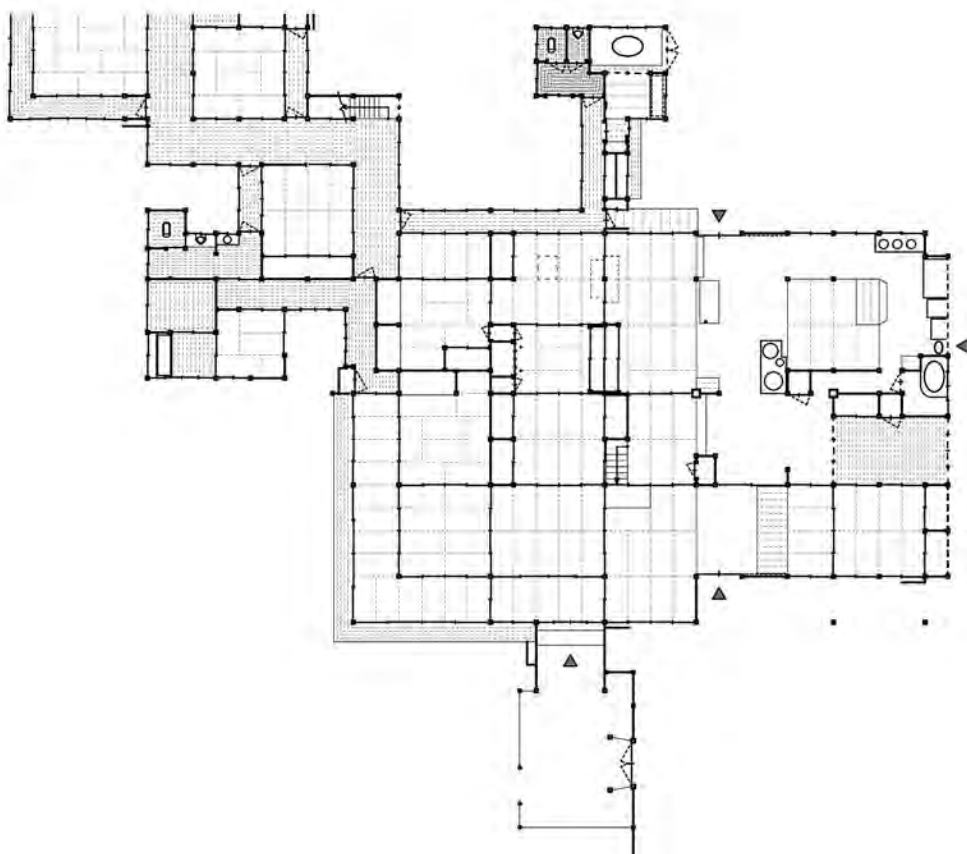


1、平面図

図 2-35、第二次修理 明治中期～明治後期 推定平面図・下屋根根伏図（鎖線は推測）

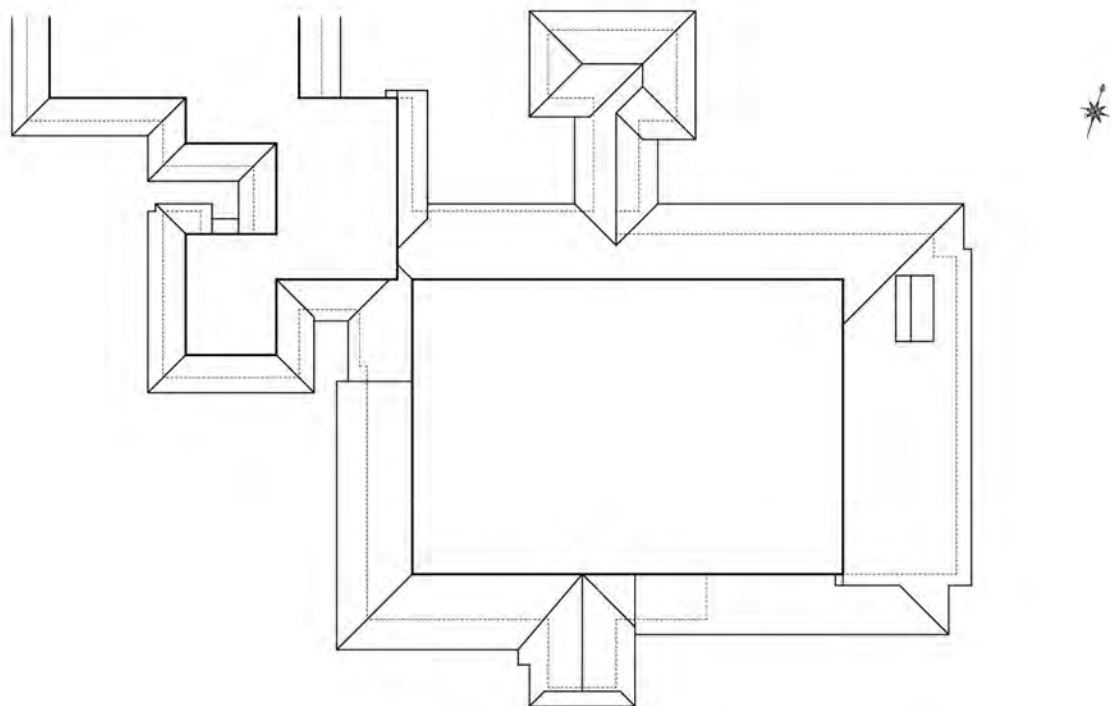


2、下屋屋根伏図

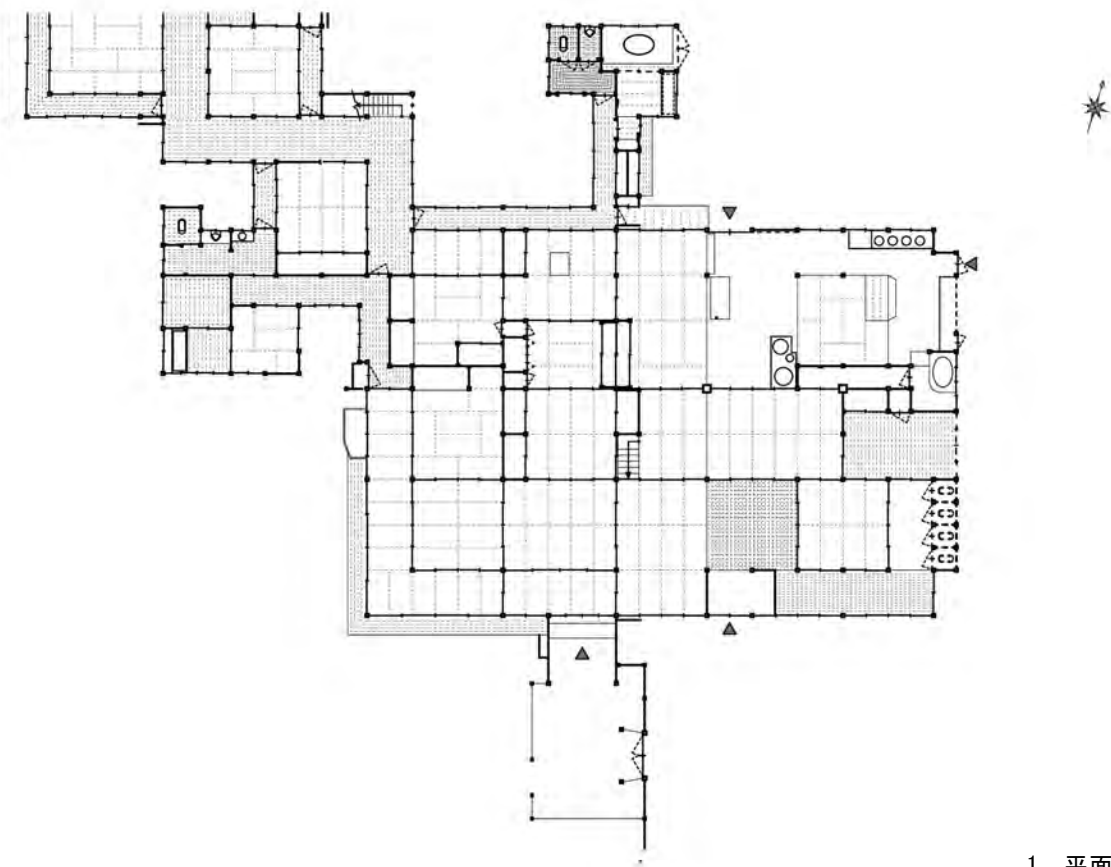


1、平面図

図 2-36、第三次修理 昭和初期～昭和 30 年 推定平面図・下屋屋根伏図（鎖線は推測）

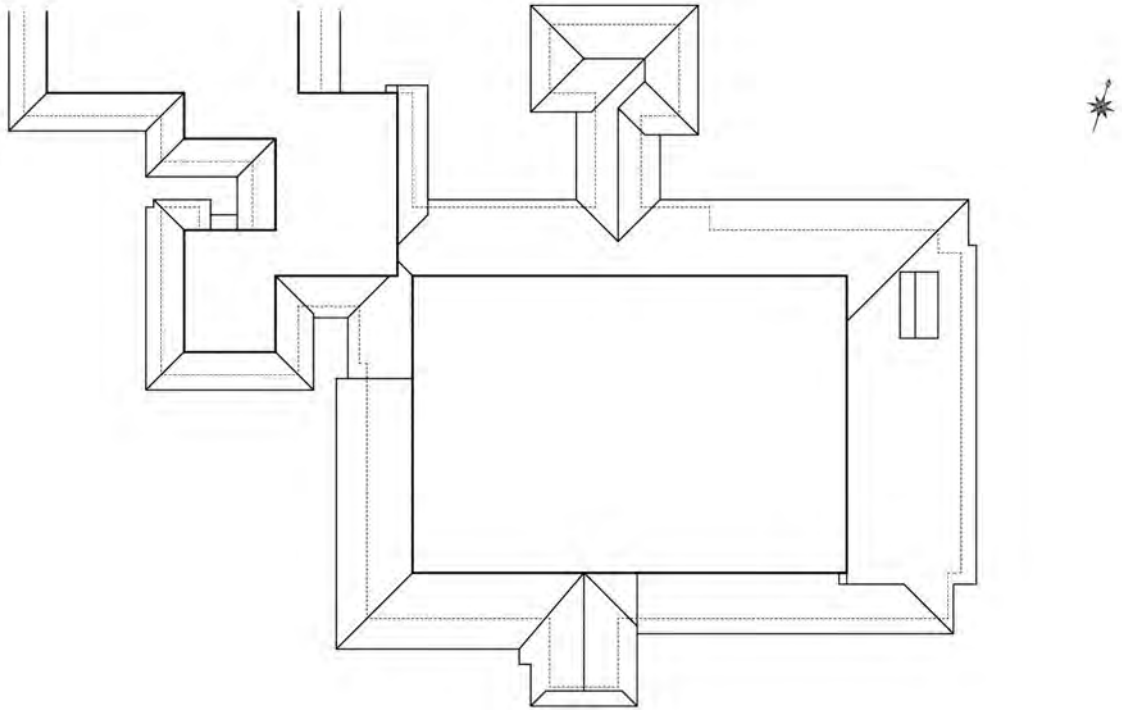


2、下屋屋根伏図

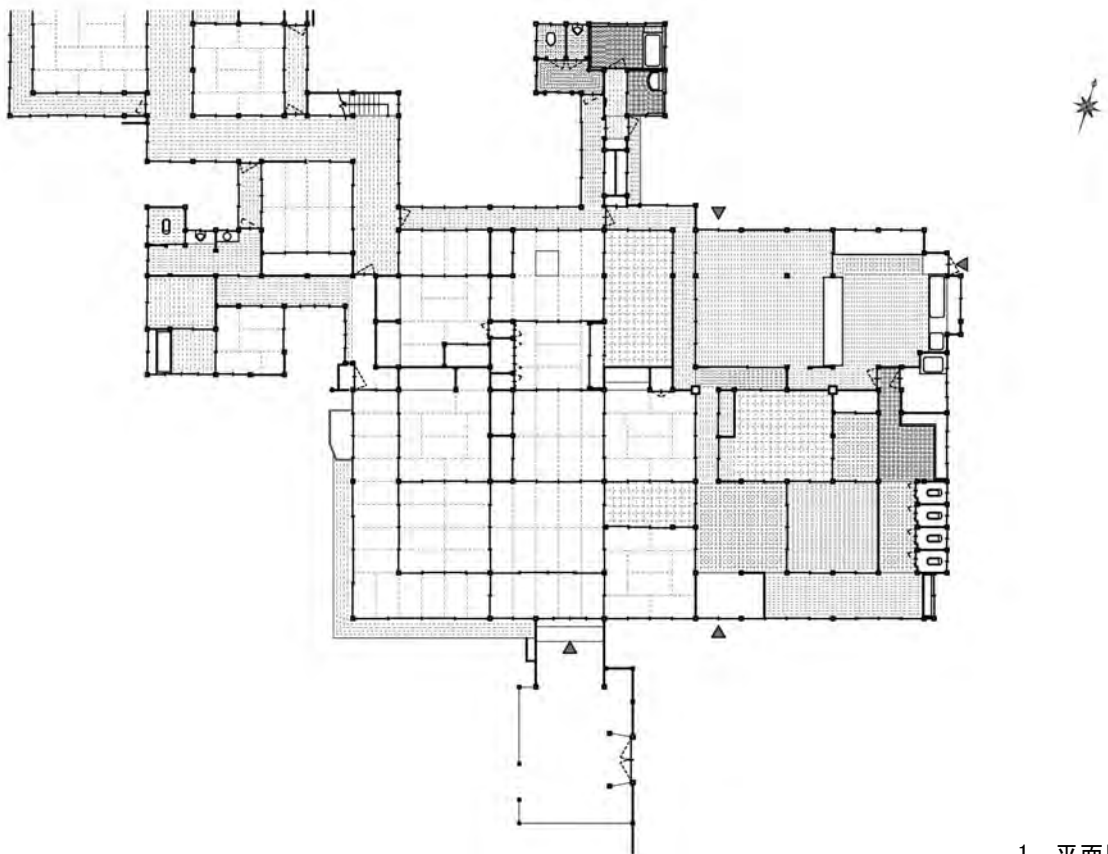


1、平面図

図 2-37、第四次修理 昭和 31 年～昭和 33 年 推定平面図・下屋屋根伏図（鎖線は推測）



2、下屋屋根伏図



1、平面图

図 2-38、第五次修理 昭和 36 年～昭和 45 年 修理前平面図・下屋屋根伏図